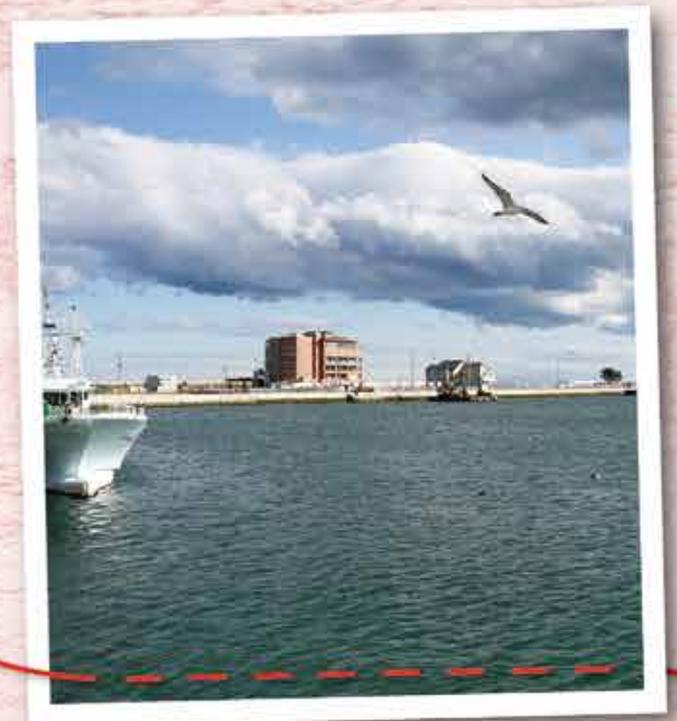
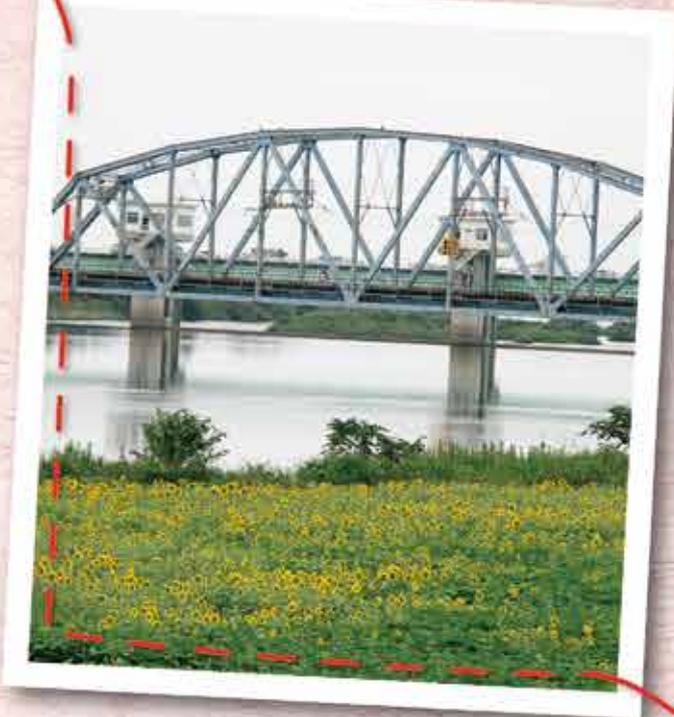
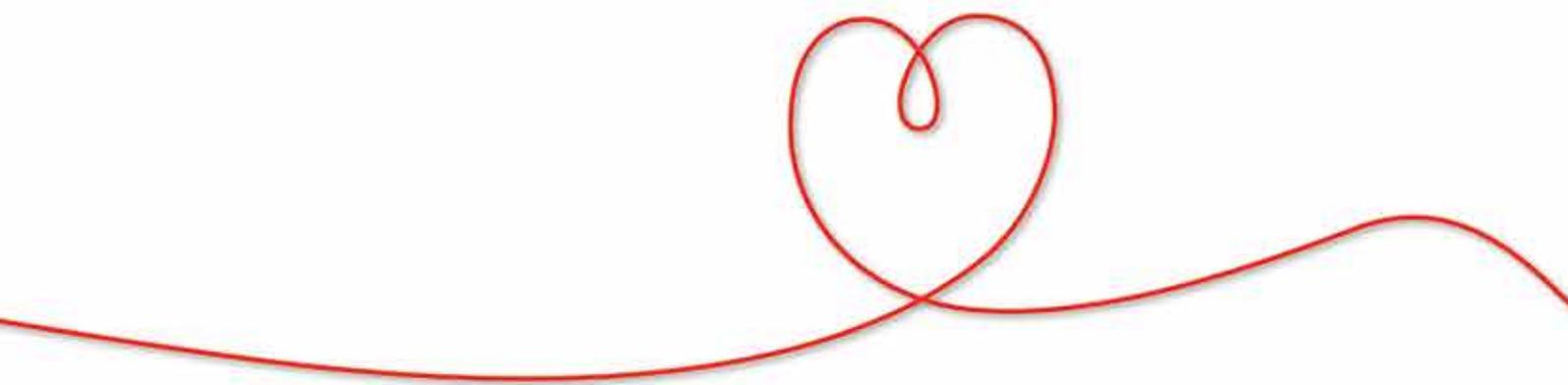


山と川、里と海を 人と時代でつなぐまち

(時の流れ)





はじめに

亶理町では、平成18年度から平成27年度までを計画期間とする「第4次亶理町総合発展計画 基本構想」及び前後期各5年の「基本計画」を策定し、“思いやりの心で力を合わせ 安全で安心できる豊かなまち 亶理”の実現に向けて諸施策を推進してまいりました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、多くの町民の方々の尊い生命と貴重な財産を一瞬にして失うことになってしまいました。

現在も被災された方々が一日も早く被災前の生活に戻れるよう、亶理町震災復興計画に基づき、「安全・安心・元気のあるまち亶理」を目指し、関係機関と連携しながら「我がふるさと 亶理」の復旧・復興の完遂に向け全力で進めているところでございます。

このような復興半ばにある状況下において、自分たちの足元をしっかりと踏みしめながら明日に向かい、希望を持って、次の世代を担う子供たちに、私たちが住んでいる亶理町をどうすればより良い形で引き継いでいくことができるか、ということ町民の皆様と心をつなぐ真剣に考えていく必要があります。

また、社会情勢も人口減少・超高齢化社会の進展により、全国的にも深刻な事態となっており、本町におきましても、将来的には人口減少が続き、高齢化も進むと予想されることから、地方創生の各種施策により交流人口の増加を図りながら、定住を促し、町の歴史と自然、社会的特性を活かした魅力あるまちづくりを展開してまいり所存でございます。

平成28年4月からスタートする「第5次亶理町総合発展計画 基本構想及び基本計画」につきましては、町民意向調査の結果を踏まえ、亶理町総合発展計画審議会による慎重な審議等により、町民の皆様方とともに将来のあるべき姿を皆様方の思いを込めた計画として策定いたしました。

結びに、本計画の策定にあたりまして、亶理町総合発展計画審議会委員の皆様、町民意向調査等を通して貴重なご意見、ご提言を賜りました町民の皆様、関係機関の皆様に心から感謝申し上げます。

わたり 一心



亶理町長 齋藤 貞

目次 Contents

計画策定にあたって

| | |
|----------------|----|
| 第5次巨理町総合発展計画とは | 2 |
| 1 計画の性格と役割 | 2 |
| 2 計画の位置づけ | 3 |
| 3 計画の構成と期間 | 3 |
| まちづくりの背景 | 4 |
| 1 巨理町のあゆみ | 4 |
| 2 巨理町の社会的特性 | 7 |
| 3 社会情勢の変化 | 8 |
| 4 巨理町のまちづくりの課題 | 11 |

基本構想

| | |
|-----------------------|----|
| まちづくりの戦略 | 16 |
| 1 将来都市像 | 16 |
| 2 基本理念 | 17 |
| 3 基本戦略 | 19 |
| 4 重点的な取組み | 22 |
| 施策推進の全体像 | 24 |
| 土地利用構想 | 26 |
| 1 土地利用の基本方針 | 26 |
| 2 まちの骨格構造と土地利用 | 27 |
| 計画推進のために | 30 |
| 1 まちづくりの実現化に向けた基本的考え方 | 30 |
| 2 「協働のまちづくり」の推進方策 | 31 |

基本計画

重点的な取組みと施策項目との関係 …… 36

第1章 持続可能なまちの基盤づくり …… 39

- 1 調和のとれた土地利用の推進 …… 40
- 2 市街地・公共ゾーンの整備 …… 41
- 3 道路・交通網の整備 …… 44
- 4 情報・通信基盤の整備 …… 46
- 5 住宅対策の充実 …… 47
- 6 公園・緑地の整備 …… 48
- 7 上・下水道の整備 …… 49
- 8 環境保全と景観形成の推進 …… 50
- 9 公衆衛生とリサイクル対策の充実 …… 53

第2章 わたしとわたりのブランドづくり …… 55

- 1 農林水産業の振興 …… 56
- 2 工業の振興 …… 60
- 3 商業の振興 …… 61
- 4 観光の振興 …… 63
- 5 雇用対策と勤労者福祉の充実 …… 66

第3章 とともに学び育て合う人づくり …… 69

- 1 学校教育の充実 …… 70
- 2 生涯学習体制の充実と活動の推進 …… 74
- 3 芸術・文化活動の充実 …… 76
- 4 生涯スポーツの振興 …… 77
- 5 文化財の保護・伝承及び活用 …… 79
- 6 国際交流・地域間交流活動の推進 …… 81

第4章 未来に続く健康づくり …… 83

- 1 保健・医療・福祉の連携強化と活動拠点の整備 …… 84
- 2 健康づくりの推進 …… 84
- 3 保健・医療体制の充実 …… 86
- 4 地域福祉の推進 …… 87
- 5 児童福祉・子育て支援対策の充実 …… 89
- 6 高齢者福祉の充実 …… 93
- 7 障がい者福祉の充実 …… 95
- 8 社会保障等の充実 …… 97

第5章 絆を深める自治づくり …… 99

- 1 まちづくり基本条例の活用 …… 100
- 2 地域協働のまちづくり体制の確立 …… 101
- 3 地域活動・コミュニティ活動の充実 …… 102
- 4 ボランティア活動・NPO活動の充実 …… 104
- 5 人権尊重・男女共同参画社会の推進 …… 105
- 6 防災対策、消防・救急対策の充実 …… 106
- 7 交通安全・防犯・消費者対策の充実 …… 108
- 8 行政運営の改革の推進 …… 109
- 9 財政運営の効率化 …… 110
- 10 広域行政の推進 …… 111

資料

- 1 巨理町総合発展計画審議会条例 …… 115
- 2 巨理町総合発展計画審議会委員名簿 …… 116
- 3 第5次巨理町総合発展計画策定経過 …… 118

基本計画の詳細目次

第1章 持続可能なまちの基盤づくり 39

1 調和のとれた土地利用の推進 40

- (1) 町土のランドデザインに関わる
指針の周知とその活用 40
- (2) 調和のとれた土地利用の推進 40
- (3) 土地取引の適正化の推進 40

2 市街地・公共ゾーンの整備 41

- (1) 「都市計画マスタープラン」の周知と活用 41
- (2) 市街地整備事業の推進 42
- (3) 公共ゾーンの整備推進 43

3 道路・交通網の整備 44

- (1) 広域的交通ネットワークの利便性向上 44
- (2) 国・県道の整備促進 44
- (3) 骨格道路網の形成促進 45
- (4) 基幹道路を補完する幹線町道等の整備 45
- (5) 生活道路としての環境改善の推進 45
- (6) 公共交通の利便性の向上 45

4 情報・通信基盤の整備 46

- (1) 情報通信基盤の拡充 46
- (2) 情報化の推進 46
- (3) 多様な情報サービスの提供 46
- (4) 情報セキュリティ対策の推進 46
- (5) 高度情報化に対応した人材の育成 46
- (6) 「行政情報化計画」の策定 46

5 住宅対策の充実 47

- (1) 町営住宅の改善による居住水準の向上 47
- (2) 多様で優良な公営住宅整備の検討 47
- (3) 宅地開発、住宅建設の促進 47

6 公園・緑地の整備 48

- (1) 拠点公園の整備 48
- (2) 身近な公園・広場の整備充実 48

7 上・下水道の整備 49

- (1) 上水道整備事業等の推進 49
- (2) 緊急時・災害時の飲料水確保対策の推進 49
- (3) 健全な水道事業体制の確立 49
- (4) 公共下水道整備事業の推進 49
- (5) 公共下水道（雨水）浸水対策の推進 49
- (6) 浄化槽設置整備事業の推進 49

8 環境保全と景観形成の推進 50

- (1) 「環境基本計画」等の指針の活用 50
- (2) 自然環境保全地域、
緑地環境保全地域の充実と拡大 50
- (3) 環境保全活動等の充実 50
- (4) 環境監視体制の強化と
公害防止対策の推進 51
- (5) 資源循環型社会づくりの推進 51
- (6) 伊達なわたりのふるさと景観づくり、
環境美化運動の促進 52

9 公衆衛生とリサイクル対策の充実 53

- (1) 「一般廃棄物処理基本計画」の
推進と住民意識の高揚 53
- (2) ごみの分別収集の徹底と
リサイクル事業の推進 53
- (3) し尿処理の充実 53
- (4) 葬祭施設等の整備充実 53
- (5) 防疫体制の整備 53

1 農林水産業の振興 56

- (1) 地域農業の担い手の明確化と
重点支援の推進 56
- (2) 生産基盤の整備 57
- (3) 農用地の保全と有効利用の促進 57
- (4) 生産性の向上と経営所得安定対策の確立 58
- (5) 食の安全性の確立と
環境保全型農業の推進 58
- (6) 流通体制の整備と消費の拡大 58
- (7) 森林整備の推進と林業の振興 58
- (8) 水産業の振興 59

2 工業の振興 60

- (1) 既存企業の育成・支援 60
- (2) 地域工業の中心を担っている
食品加工業の振興 60
- (3) 企業誘致の推進 60
- (4) 立地企業への支援事業の推進 60

3 商業の振興 61

- (1) 地域商業機能の拡充 61
- (2) 経営の近代化の推進 62
- (3) 地域特産品の開発・販売 62
- (4) 起業支援相談体制の確立 62

4 観光の振興 63

- (1) 観光振興方針の確立 63
- (2) 観光推進体制の強化 63
- (3) 観光拠点の整備充実 64
- (4) 多様な観光機能の開発と強化 64
- (5) 案内標識等の整備と
町民ホスピタリティーの醸成 65

5 雇用対策と勤労者福祉の充実 66

- (1) 雇用の安定 66
- (2) 若年労働者の地元就職対策の推進 66
- (3) 福利厚生の実施 66
- (4) 男女共同参画に伴う職場環境の整備促進 66
- (5) 仕事と家庭との両立の支援 67



1 学校教育の充実…………… 70

- (1) 小・中学校の各学校施設の改善・整備…………… 70
- (2) 創意ある教育課程の編成・実施・評価…………… 70
- (3) 児童生徒の安全確保と安全教育の推進…………… 71
- (4) 地域と結びついた教育活動の推進…………… 72
- (5) 児童生徒の健全育成、心の教育の推進…………… 72
- (6) 特別支援教育体制の推進…………… 73
- (7) 学校給食の充実と食育の推進…………… 73
- (8) 就学前教育の振興…………… 73
- (9) 高等学校教育等の充実…………… 73

2 生涯学習体制の充実と活動の推進…………… 74

- (1) 生涯学習推進体制の整備充実…………… 74
- (2) 生涯学習活動の情報発信の充実…………… 74
- (3) 生涯学習機会の充実と
学習成果の地域還元…………… 74
- (4) 多様な学習機会、交流機会の充実…………… 75
- (5) 図書館活動の充実…………… 75
- (6) 生涯学習拠点施設の整備充実…………… 75

3 芸術・文化活動の充実…………… 76

- (1) 活動拠点施設の整備と全町的な
芸術文化活動の推進…………… 76
- (2) 芸術文化団体の育成と指導者の確保…………… 76
- (3) 広報活動の強化…………… 76

4 生涯スポーツの振興…………… 77

- (1) 町民総参加による生涯スポーツの振興…………… 77
- (2) 生涯スポーツ関係団体・
指導者の育成と競技力の向上…………… 77
- (3) スポーツ施設・設備等の充実と
効率的活用の推進…………… 78
- (4) スポーツイベント・交流事業の推進…………… 78

5 文化財の保護・伝承及び活用…………… 79

- (1) 文化財・文化遺産の保護・
保存と活用の推進…………… 79
- (2) 郷土の歴史と生活文化に
親しむ活動の推進…………… 79
- (3) 郷土資料館活動の充実…………… 80
- (4) 町史編さん事業の推進…………… 80

6 国際交流・地域間交流活動の推進…………… 81

- (1) 県内外の都市との
ふれあい交流活動の推進…………… 81
- (2) 国際交流活動の充実…………… 81

1 保健・医療・福祉の連携強化と
活動拠点の整備 84

(1) 保健福祉センターの整備 84

(2) 保健・医療・福祉の連携強化 84

2 健康づくりの推進 84

(1) 町民主体の健康づくり体制の確立 84

(2) 生涯現役を目指した
健康づくり事業の推進 84

(3) 母子保健事業の推進 85

(4) 食育推進事業の推進 85

(5) こころの健康づくりの推進 85

3 保健・医療体制の充実 86

(1) 救急医療体制の整備充実 86

(2) 地域医療体制の整備充実 86

(3) 感染症を含めた疾病予防の推進 86

4 地域福祉の推進 87

(1) 地域福祉のネットワーク化と
相談活動の強化 87

(2) 地域福祉団体等の育成支援と
福祉サービスの質の確保 87

(3) 福祉意識の高揚と広報活動の充実 87

(4) 福祉人材の育成・確保体制の拡充 88

(5) 人にやさしいまちづくりの推進 88

5 児童福祉・子育て支援対策の充実 89

(1) 子育てのサポート体制の整備 89

(2) 子どもの心身の健やかな成長の支援 89

(3) 特に支援を必要とする
子どもや家庭への支援 91

6 高齢者福祉の充実 93

(1) 円滑な介護保険制度の運営 93

(2) 介護保険サービスの充実 93

(3) 介護予防生活支援事業等の推進 93

(4) 高齢者の生きがい対策の推進 94

7 障がい者福祉の充実 95

(1) 「第2期障害者計画」・
「第4期障害福祉計画」の活用 95

(2) 思いやりとコミュニケーションの
推進（啓発・広報） 95

(3) こころ豊かな暮らしの
推進（スポーツ・芸術） 95

(4) 自立した生活を支援する福祉の
充実（生活支援） 95

(5) 生きがいを持った暮らしの
推進（雇用・就労） 96

(6) 障がい者の虐待防止 96

(7) 障がいを理由とする差別の解消 96

8 社会保障等の充実 97

(1) 国民健康保険税の収納率の向上 97

(2) 医療費の適正化 97

(3) 国民年金制度の推進 97

(4) 生活困窮者への支援 97

| | |
|---|---|
| <p>1 まちづくり基本条例の活用 100</p> <p>(1) まちづくり基本条例の活用 100</p> <p>(2) 「巨理町協働のまちづくり計画」の 着実な実施 100</p> <p>(3) まちづくり協議会の活動推進 100</p> <p>(4) 人材育成の推進 100</p> <p>2 地域協働のまちづくり体制の確立 101</p> <p>(1) 広報・広聴活動の充実 101</p> <p>(2) 情報公開の推進 101</p> <p>(3) まちづくりに関する多様な分野における 町民及び民間の参画・協働の促進 102</p> <p>3 地域活動・コミュニティ活動の充実 102</p> <p>(1) コミュニティ活動の充実と 活動拠点の整備 102</p> <p>(2) コミュニティ活動の支援 103</p> <p>(3) コミュニティリーダーの育成 103</p> <p>4 ボランティア活動・NPO活動の充実 104</p> <p>(1) 住民意識の醸成 104</p> <p>(2) 住民活動促進に向けた総合的な条件整備 104</p> <p>5 人権尊重・男女共同参画社会の推進 105</p> <p>(1) 人権教育の推進 105</p> <p>(2) 人権意識の啓発・相談活動の推進 105</p> <p>(3) 男女共同参画社会の推進 105</p> | <p>6 防災対策、消防・救急対策の充実 106</p> <p>(1) 「地域防災計画」等の指針の活用 106</p> <p>(2) 防災体制の整備充実 106</p> <p>(3) 治山・治水・津波・浸水対策の促進 107</p> <p>(4) 消防体制の整備充実 107</p> <p>(5) 救急・救命体制の整備充実 107</p> <p>7 交通安全・防犯・消費者対策の充実 108</p> <p>(1) 交通安全教育の充実 108</p> <p>(2) 交通安全施設・除雪対策の整備充実 108</p> <p>(3) 防犯対策の推進 108</p> <p>(4) 消費者教育・啓発の推進 108</p> <p>8 行政運営の改革の推進 109</p> <p>(1) 定員管理の適正化と行財政改革等 109</p> <p>(2) 行政評価制度の活用による 事務事業の見直し 109</p> <p>(3) 民間活力の活用による 住民サービスの向上促進 109</p> <p>(4) 事務処理のレベルアップと 行政手続きの透明化 109</p> <p>9 財政運営の効率化 110</p> <p>(1) 財政計画に基づく事業推進 110</p> <p>(2) 重要施策の選択と集中 110</p> <p>(3) 自主財源の充実強化等 110</p> <p>10 広域行政の推進 111</p> <p>(1) 広域行政の推進 111</p> <p>(2) 多様な地域連携の推進 111</p> <p>(3) 国・県との連携強化 111</p> |
|---|---|

計画策定にあたって



第5次巨理町総合発展計画とは

1 計画の性格と役割

この計画は、「町民のための町民による計画づくり」をモットーに、私たちのまち巨理町の望ましい発展方向を示しています。

巨理町は、町固有の課題に加え、少子高齢化・人口減少など我が国全体の課題にも対応しつつ、町民が未来に希望を持てるようなまちづくりを進める必要があります。

この計画は、今後10年間の視野に入れながら、まちが目指すべき将来ビジョン（展望）を掲げ、その実現に向けて、重点的に取り組んでいくべき優先度の高い事業を明確にするとともに、これを町民と行政が共有し、共通の意志を持ってまちづくりを進めていくために策定したものです。

策定に当たっては、巨理町のあゆみやまちづくりの課題、社会情勢の変化等を踏まえ、住民各層の多様な意向をもとに、現状の見極めと将来の展望に立って検討を進めてきました。

従って、この計画は次のような役割を担うものとなります。

- ① 町民にとっては、まちづくりに参画する際の道標（みちしるべ）となり、まちづくりに対する共通の努力目標となります。
- ② 町政にとっては、これからの施策や事業展開を総合的に推進する指針となります。
- ③ 国や県などの広域的な行政に対しては、町として求めていく様々な要望や要請の基準となります。

2 計画の位置づけ

この計画は、福祉や教育、環境、産業や都市基盤など、各分野における個別計画の上位計画となります。従って、「巨理町震災復興計画」を含め、各分野の計画を見直す場合や新たな計画を策定する場合には、本計画の考え方に即した計画とすることが必要です。

3 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3計画で構成します。

なお、この計画策定後、計画を変更すべき大きな社会変動が生じた場合などには、必要に応じて見直しを行います。

| | | 計画の期間（年度） | | | | | | | | | |
|------|---|-----------|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|
| | | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 |
| 基本構想 | 10年後のまちの将来像やまちづくりの基本理念を定め、これを実現するための基本戦略と重点的な取組み、施策項目（施策の大綱）を示します。 | → | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 基本計画 | 基本構想に定めた将来像を実現するための施策の方向性について、行政の分野ごとに具体的な施策や事業を体系的に整理し、実施計画のベースとなるものです。 | 前期計画 | | | | | 後期計画 | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 実施計画 | 基本計画に従い具体的な施策・事業の展開を定め、毎年度の予算編成の指針となるものです。 期間3か年のローリング方式で毎年策定し、本計画の進行管理の役割も担います。 | → | → | → | → | → | → | → | → | → | → |
| | | | | | | | | | | | |

1 亘理町のあゆみ

(1) 古代・中世の亘理

① 地名の初見

「続日本紀」の養老2年(718年)の条に「陸奥国の石城、標葉、行方、宇太、日理と常陸国の菊多との六郡を割き岩城国を置く」と出ており、この「日理」が現在の亘理であると言われています。これが文献に現れる「わたり」の最初です。

② 式内四社

延喜5年(905年)編集に着手した延喜式神名帳には、国から奉幣する神社の名(式内社)が記されていますが、亘理郡には「鹿島緒名太神社」、「鹿島天足和気神社」、「鹿島伊都乃比気神社」、「安福河伯神社」の4社があげられています。このうち鹿島神社は3社あり、その祭神は武神で、このことは、当時、この地方を神の力と武力で鎮定しようとしていた国(中央集権)の意思が明確にみられます。

③ 陸奥国亘理郡衙(三十三間堂官衙遺跡)

町の北西部にある三十三間堂官衙遺跡は、発掘調査等によって平安時代前期(9世紀前半~10世紀前半)の陸奥国亘理郡衙(郡役所)であることが分かり、亘理郡を統治するための施設でした。遺跡は南北750m、東西500mに渡って広がり、遺構の保存状態も良く、平成4年に国指定史跡に指定されています。

④ 藤原経清

11世紀なかば、藤原経清が登場します。経清は亘理権大夫(あるいは権守)とあって、中央政権の地方官として亘理を所領としていました。経清は源氏と安倍氏が戦った前九年の役において活躍しました。後に平泉を拠点として奥州を100年支配した奥州藤原氏の初代藤原清衡は、経清の子どもです。

⑤ 亘理氏(武石氏)

文治元年(1185)、源頼朝が奥州合戦で奥州藤原氏を滅ぼしました。この合戦で功績のあった千葉常胤には大きな恩賞があり、常胤の三男・武石三郎胤盛は亘理を所領として与えられました。武石氏は四代宗胤の代に亘理に居を移して現在の大雄寺の地に城を構え、その後、亘理と姓を改めました。

亘理氏は、胤盛が所領としてから亘理重宗が伊達政宗の命によって亘理から涌谷へ移されるまで約400年間、亘理を統治しました。

(2) 戦国・江戸時代の巨理

① 戦国の動乱と片倉氏

戦国時代末(16世紀)、伊達氏と相馬氏が激しく争いました。巨理氏は両氏の争いに翻弄されますが、やがて伊達氏の支配下に入ります。天正19年(1591年)、巨理重宗が涌谷に移された後、巨理には片倉景綱が配置されました。景綱は、慶長7年(1602年)まで11年間巨理を領有しました。この間、町場の整備などに力を尽くしたことが知られています。

② 江戸時代の巨理と伊達氏

片倉景綱の後には、伊達政宗の命により巨理には伊達成実が入ることになり、このときから巨理は巨理伊達家の治世のもとに置かれます。成実は、城郭の改修、城下町の町割り、新田開発、治水工事などを積極的に行い、現在の巨理町の基礎を築きました。以後、明治維新まで、巨理伊達家は十四代伊達邦成までの約260年間、巨理を統治しました。



(3) 明治以降の巨理

① 明治維新と北海道移住

幕末の動乱(戊辰戦争)の際、仙台藩は奥羽越列藩同盟の中心となり、薩長を中心とする新政府軍と戦いました。動乱に勝利した政府は、仙台藩など反政府諸藩の処罰に着手します。そのあおりを受け、巨理伊達家は23,853石からわずか58石5斗に減封され、伊具・刈田・柴田・巨理・宇多の5郡は仙台藩から南部藩の支配地となり、巨理伊達家中は生きる道を失い混迷しました。

こうしたなか、巨理伊達家中は、新天地の蝦夷地に渡ることを決意し、明治3年(1870年)の第1回から明治14年(1881年)の第9回までに合計2,700人余りが移住しました。この移住は、明治の北海道移住開拓史上最も成功した例として今も語られています。

② 明治・大正の巨理と町村制施行

明治時代には様々な制度改革が行われ、また、新たな技術の導入によって社会が大きく変化しました。巨理では明治14年(1881年)に梁川街道の工事が行われ、明治30年(1897年)には常磐線が開通しました。また、明治時代後期から大正時代にかけて電話や電気が使われるようになり、教育機関が充実し、産業の基盤も整備され、近代的なまちになっていきました。

明治22年(1889)4月、町村制が施行され、巨理郡は巨理町、荒浜村(後に荒浜町)、吉田村、逢隈村、山下村、坂元村の6町村に再編されました(「明治の大合併」)。

まちづくりの背景

③ 昭和の巨理

昭和2年(1927年)頃にはりんご栽培が、昭和5年(1930年)にはいちご栽培が開始され、いちごは「東北一の産地」に発展しました。



昭和7年(1932年)7月、阿武隈川の逢隈と岩沼の間に阿武隈橋が開通し、自動車による仙台方面への交通が可能になり、仙台中心の商圈に本格的に移行していきます。

太平洋戦争を経た昭和30年(1955年)、巨理町^{まろ}、荒浜町、吉田村、逢隈村が合併し、「巨理町^{ちよう}」となりました(「昭和の大合併」)。

その後、我が国は高度成長時代を迎えますが、大都市圏への人口移動に伴い、巨理町の人口(国勢調査)は昭和25年(1950年)から昭和45年(1970年)まで減少します。町の人口が増加に転じるのは昭和40年代の後半からで、JR常磐線の電化、巨理大橋の完成、阿武隈橋の架け替えなどにより仙台方面との交通条件が改善されたほか、町の社会的インフラが整備され、巨理駅東などで、住宅建設が活発化します。また、昭和63年(1988年)8月には、JR常磐線逢隈駅が開業し、周辺の市街化も進みました。

④ 平成の巨理

平成に入ると、バブル経済崩壊により我が国は不況が本格化し、デフレ経済化が強まります。巨理町の人口は増加傾向を維持し、平成17年(2005年)には3万5千人を超えました(国勢調査)が、その後、緩やかな減少傾向に転じています。

こうした状況の中、平成23年(2011年)3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、巨理町では震度6弱を記録しました。大津波により町の面積の48%が浸水し、荒浜・大畑浜・吉田浜・長瀬浜などが壊滅的被害を受けました。この地震と大津波により町民306人の尊い命が奪われ、6,221棟を超える住宅が全半壊・一部損壊の被害を受けるとともに、町の公共施設や道路・堤防など社会インフラ、農水産業施設などを含め、被害総額は3,353億円にのぼりました(平成25年1月現在)。

現在は、「巨理町震災復興計画」に基づき、「安全・安心・元気のあるまち 巨理 ～巨理らしさを守り、いかした町民が主役の復興まちづくり～」を基本理念に、様々な復興事業を展開しています。

このように巨理町は、古くは城下町として、
また、近代では仙台市のベッドタウンとして歩んできました。
今後は、先人が築き上げたこの巨理町をさらに良くして、
次の世代へと誇りをもって引き継いでいかなければなりません。
町外に向かって誇れる巨理町の資源をいかしながら、
現在起こりつつある変化や課題の本質を見極め、
私たちのまち巨理町の未来をつくっていくことが求められています。

2 亶理町の社会的特性

(1) 恵まれた立地条件

亶理町は宮城県の南東部、県都仙台市から南へ26kmほど、JR常磐線利用で約30分、仙台東部道路経由で約35分の位置にあります。仙台市との中間には、国内主要都市やアジアを中心に世界とつながる仙台空港が立地し、また、町内にある亶理IC（インターチェンジ）や鳥の海スマートICからは常磐自動車道を介して首都圏と結ばれています。

一方、こうした恵まれた立地条件にありながら、地価の水準は宮城県平均の約3分の1の低い水準となっています。

(2) 温かい環境

亶理町は東に太平洋、西に阿武隈高地、北に阿武隈川が流れていて、冬は比較的温かく、雪が積もることはほとんどありません。また、夏は心地よい海風が暑さを和らげてくれる、とても暮らしやすいところで、「東北の湘南」ともいわれています。

亶理の人々は温厚で訪れる人々を温かく迎え入れる心を持っているといわれますが、それは温暖な気候と恵まれた自然環境が形づくってきたものではないかと考えられます。

(3) 豊かな自然環境

亶理町は東に黒潮流れる太平洋、西に標高200m前後の阿武隈高地の丘陵地帯、北には阿武隈川が流れ、肥沃な土地が広がっています。地形は比較的平坦で、仙台平野の一部を形成し、中央部の水田地帯を住宅地が取り囲む緑豊かな田園都市です。

豊かな「海」に抱かれ、「山」「川」「里」がワンセットになった環境は、四季折々の変化とともに、住む人・訪れる人に様々なまちの表情を見せ、また、鳥の海の夕景、美しい里山などの自然景観や、海の幸（はらこめし、ほっきめしなど）、里の幸（いちご、りんご、米など）、山の幸（山菜など）など、美味しい食材を豊富に提供してくれます。

(4) 城下町を偲ばせる歴史的資源

亶理町は阿武隈川の南岸にあり、川を「渡る地」として「わたり」という地名になったといわれています。江戸時代は、亶理伊達家の治世のもと城下町となり、現在でもいたるところにその風情を見ることができます。古代の役所跡である国指定史跡の三十三間堂官衙遺跡をはじめ、亶理（武石）氏にまつわる小堤城跡（現大雄寺）、称名寺のシイノキ（国天然記念物）・黒本尊（県指定文化財）、高須賀の湊神社（町指定文化財）などがあります。また、亶理伊達家の菩提寺である大雄寺にある成実の御霊屋は江戸時代初期に建てられた霊廟建築として貴重であり、宮城県指定有形文化財に指定され、亶理城（亶理要害）の跡は亶理神社となっています。

現在の亶理町には武家屋敷などの遺構は見当たりませんが、奥州街道を岩沼から分岐し水戸まで続く陸前浜街道沿いには、城下町の面影が今も残っています。

3 社会情勢の変化

社会経済活動の方向が拡大成長から持続的成長へと転換し、人口減少・高齢化が急激に進展していくなか、地方の財政状況も厳しさを増し、まちづくりへの投資余力も減少しています。また、自動車社会の進展により住宅や商業施設等の立地が郊外に拡散しており、このまま進むと、高齢者をはじめ町民の暮らしの利便性・機能が著しく低下してしまうおそれもあります。

さらに、地球環境問題の深刻化、都市間競争の激化、国民の価値観の多様化、ICT[※]・環境・金融等の分野での技術革新、ライフスタイルの多様化や社会経済活動のグローバル化等、町を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

特に、東日本大震災により大きな被害を受けた亘理町では、被災者の生活再建と町の再生・発展を図り、町民が安全で安心して暮らし、働くことのできるまちづくりを進めることが最も基本的な条件となっています。

(1) 人口減少・超高齢化の進展

我が国の人口はすでに減少局面に入っています。人口減少、高齢化は、地方都市でより深刻な事態となっており、亘理町も例外ではありません。これに対し、国は、50年後（2060年代）の人口を「1億人程度に維持する」との国家目標を設け、人口減少に歯止めをかけることを検討しています。

出産・子育て支援への集中的な対策、出産・育児と仕事の両立により働く女性を後押しする政策、また、社会ニーズに対応した産業構造への転換を進めるための取り組みなどを進め、子どもや高齢者が心豊かに安心して過ごせる社会、若者が誇りを持って住み・働けるようなまちづくりと雇用の場の創出が必要です。

(2) 産業構造の変化

1960年代の農業から製造業への産業構造の変化は、我が国全体の生産性を高め、高度成長を可能にしました。その後、1970年代以降はサービス化が進行し、第3次産業のウエイトが高まり、最近のサービス化ではICT分野の比重が増えています。また、近年就業者数が増えたのは老人福祉・介護事業などの「社会保険・社会福祉・介護事業」や「医療業」、「情報サービス業」となっていますが、一方で、農業や水産業における6次産業化など、経営の多角化の動きが活発化しています。

働きがいのある職場を創り上げていくことは、一人ひとりの職業生活の充実にとって重要であるとともに、人口減少に転じた地域社会において、企業や社会全体の活性化を図るためにも不可欠な要素です。社会のニーズを的確に捉えつつ、時代にマッチした産業活動を支援していくことが求められています。

※ ICT…ICT(Information and Communication Technology)は「情報通信技術」の略であり、IT(Information Technology)とほぼ同義の意味を持つ。国際的にICTが定着していることなどから、日本でも近年ICTがITに代わる言葉として広まりつつある。

(3) 都市からみた“農”のニーズの高まり

近年、食料自給率の向上や食の安全性の確保といった観点から、農業の重要性が再認識されているほか、特に都市住民からは、農業体験の場や身近な自然として農地を求めるニーズが顕在化しています。

巨理町の農業についてもグローバル化が加速されることは避けられず、“農”の位置づけと保全・活用の方策について、総合的に検討することが求められています。

(4) 安全・安心に対する意識の高まり

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災は未曾有の被害を与え、これを契機として、住民の最も基礎的なニーズである安全・安心に対する関心が高まっています。

東日本大震災からの復旧・復興を進めるとともに、台風や豪雨等による土砂災害、水害等への対応、食の安全・安心に対応できる地産地消の推進や防犯意識の向上など、将来に渡って、すべての人が安全に安心して暮らすことのできるまちの構築が、まちづくりの必要最低条件となっています。

(5) 地球環境問題の深刻化

地球温暖化の進行は、人類の生存基盤にかかわる重要な問題となっており、砂漠化の進行や氷床・氷河の減少などの直接的な影響のほか、食料の生産、海岸の浸食、生物種の減少などにも一層深刻な影響を及ぼすものと予想されています。

地球温暖化対策の必要性はますます高まってくると考えられ、地域をあげて、温室効果ガス排出量の削減対策を推進し、低炭素社会を実現していく必要があります。

(6) 価値観の多様化・ライフスタイルの変化

人々の価値観は経済的繁栄のみならず、歴史・伝統、自然、文化を重視する方向に変化しています。また、情報通信技術の発達、情報発信力の強化、インターネット通販の拡大による日常生活行動の変化や、テレワーク等の勤務形態の多様化をもたらす、人々の生活が大きく変化する可能性があります。さらに、地方圏の若者の地元定着志向、大都市居住者の地方圏・農山漁村への居住、高齢者の郊外から中心部への回帰など、住宅や暮らしに関する考え方が多様化しています。

これからの町内外の人々のニーズに対応できるように、町の政策を柔軟で多様なものとするのが求められています。そのためには、地域文化に支えられた巨理のブランド化、農水産物を中心とした地場産品の開発、住宅や暮らしに関する新しい考え方に対応した暮らし方の提供など、他の地域にはない巨理町独自の魅力をいかに創り上げ、それをいかに町内外に発信していくかが課題となっています。

まちづくりの背景

(7) 国際化と激化する都市間競争

グローバル化の進展で、国家間の人・もの・お金の流動性が高まり、特に、成長著しいアジア各都市との間で様々な交流が活発化していることから、これからはアジア諸国をはじめとした観光客の誘致や世界を視野に入れた農業、工業の展開などが求められています。

特に、仙台空港に近接する亘理町では、国際的な視野のもとでの産業展開やまちづくりという視点が重要で、また、町外の人々に住んでみたいと感じてもらえるように地域の魅力や文化を高めたり、地域資源を磨いて観光振興を図ったり、他地域に誇れる地域ブランドを確立したりするなど、激化する都市間競争に対して、自らの地域を磨く努力が必要となっています。

(8) 行財政運営を取り巻く状況

① 都市財政運営効率化の要請

地方公共団体では、借入金が急激に増加する中、人口減少、高齢化の進展により、福祉、医療などに要する経費はますます増大し、それに伴って投資的経費は大幅に減少してきています。一方で、道路、下水道など、高度経済成長期を中心に大量に整備されてきた都市基盤などは、市街地の拡大に伴って面的に拡がりつつ、老朽化が進んでいます。

このままでは維持管理や更新に必要な費用も増大し、新設ができなくなるだけでなく、更新も困難となり、それが原因となって都市が破綻するということも現実味を帯びてきています。そのため、都市財政運営の効率化が強く求められています。

② 住民自治・地方自立の時代

平成12年の地方分権一括法による機関委任事務の廃止に伴う地方への権限委譲、平成の大合併の取り組みによる行財政基盤と自治能力の向上、三位一体改革のなかでの基幹税による税源移譲の実現など、地方分権改革の潮流は確実に大きなものとなっています。

地方主権と住民自治の確立が求められる地方分権の時代を迎え、国、県と市町村の関係における権限と財源の適切な配分などに取り組むとともに、自治体としてとるべき方向を自らが決定し、その決定に対して責任をとることができる能力を有する必要があります。

③ 協働のまちづくり

住民の最低限の生活を支えることが行政の役割であった時代から、住民の多様な活動を町が支援し、住民が自分の夢の実現を図ることができるまちづくりを進めることが求められる時代になっています。また、地域を取り巻く厳しい状況に立ち向かっていくためには、町民・地元組織、事業者及び行政がそれぞれの役割のもとに、ともに考え・行動する「協働のまちづくり」が必要となっています。

まちづくりの主体は住民で、そこにはまちづくり協議会をはじめとする地元組織や民間事業者・NPOがあり、行政もまた地域住民の一員という意味ではその1つであるといえます。こうした多様な側面を持つ主体が、相互に連携しあいながら、まちづくりに寄与していくことが重要です。

4 亘理町のまちづくりの課題

(1) 定住化促進と人口減少・高齢化の進展への対応

亘理町の人口は、平成22年（国勢調査）に減少に転じたものの、著しく人口が減少しているという状況ではなく、高齢化も比較的低い水準にあります。しかし、将来的には人口減少が続き、老年人口は急激に増加すると予想され、人口移動による社会減（町外への転出が町内への転入を上回る状況）が人口減少傾向に拍車をかける時代が来ると考えられています。また、核家族世帯の割合や高齢夫婦のみ世帯の割合がやや高いことから、今後、単身高齢者の福祉・介護問題の顕在化が懸念されます。

若者が定住し、子どもからお年寄りまで各世代が生き生きと暮らせる、多世代コミュニティでつながりのあるまちを目指す必要があります。本計画を策定する際に実施したアンケート調査においては、若者の定住化はこれからのまちづくりにとって重要であるという意見が多く、特に重要な視点といえます。

- 若者が誇りを持って住み・働き続けられる社会の形成
- 高齢者が心豊かに安心して過ごせる社会の形成
- 子どもが安心して育つ社会の形成



町の人口の推移（国勢調査）

※平成27年の数値については、宮城県が独自に集計した速報値です。今後、国から公表される速報値と異なる場合があります。

まちづくりの背景

(2) 地域資源をいかした活力の維持・向上

巨理町は仙台市への通勤・通学を中心に、他市町村への昼間人口の流出超過が大きく、ベッドタウン化が進んできました。工業・商業はわずかに拡大しつつ、安定的に推移していますが、周辺都市と比較してその機能は高いとはいえず、買回品[※]購入の町外流出が続いています。このような状況の中で、いちご栽培は、東日本大震災による被害を乗り越え、生産量・出荷額が震災前の水準に近づきつつあります。また、はらこめし、ほっきめしなどの郷土料理も巨理町の名物としてブランド化が進んでいます。

地域資源をいかし、巨理としての産業価値の創造を進めるとともに、観光、ICTなど社会の新たなニーズに対応した産業を創出し、活力あるまちを形成していく必要があります。特に、町民の意向が高い、商業・観光振興や働きがいのある職場の創出は、交流人口の増加、若者の定住促進という面からも積極的に推進していく必要があります。

- 町の資源をいかした産業振興
- 社会のニーズに対応した新たな産業の創出

(3) 震災からの復興と暮らしの質の向上

巨理町は、東日本大震災で大きな被害を受けました。現在は、「巨理町震災復興計画」に基づき、震災からの復旧・復興に向けた事業を展開していますが、アンケート調査においても、「火災や災害からの安全性」、「防犯、交通安全施設の整備」といった安全に関する項目は、今後のまちづくりにおいての重要度が高いとされており、「安全・安心」はこれからのまちづくりにおいて不可欠な要素といえます。一方、アンケート調査では、「健康福祉のまち」、「快適住環境のまち」が将来の町の姿として多くの回答を集めています。

安全・安心して暮らせるまちを基礎として、町民の整備意向が高い、保健・医療・福祉・子育てや公共交通の整備などを積極的に進めながら、便利に、快適に、健康的に暮らせるまちとして、暮らしの質を高めていく必要があります。

- 安全で安心して暮らせるまちづくり
- 便利で快適に暮らせるまちづくり
- ゆとりがあり健康的に暮らせるまちづくり

※買回品…消費者がいくつかの商店を回り、価格・品質などを比較検討した上で購入する傾向にある品物。主に耐久消費財・趣味品など。



(4) 個性(巨理らしさ)の発現、地域間交流の促進 ……

巨理町は、県都仙台市、仙台空港との近接性、常磐自動車道を介して首都圏と直結といった立地上の優位性や、「山」「川」「里」「海」がワンセットになった環境、四季折々の自然景観、美味しい食材、城下町を偲ばせる歴史的資源などの地域資源を有していますが、それらは十分にいかされていない状況にあります。

巨理町のブランド化(巨理らしさの発現)を進め、宮城県、東北地方、国内にとどまらず国際的な視点で巨理を発信することにより、交流人口を増加させ、定住化に結び付けていくという発想が必要となっています。また、仙台市や周辺都市との連携を強化し、それらが有する高次都市機能^{*}を活用する一方、周辺都市にはない魅力を巨理町が提供することにより、周辺地域との交流を深めることも重要な視点です。

- 仙台市や周辺都市との連携強化
- まちの魅力の創出と発信
- 国際的な視野のもとでの産業展開やまちづくり

(5) みんなで進める効率的で効果的なまちづくり ……………

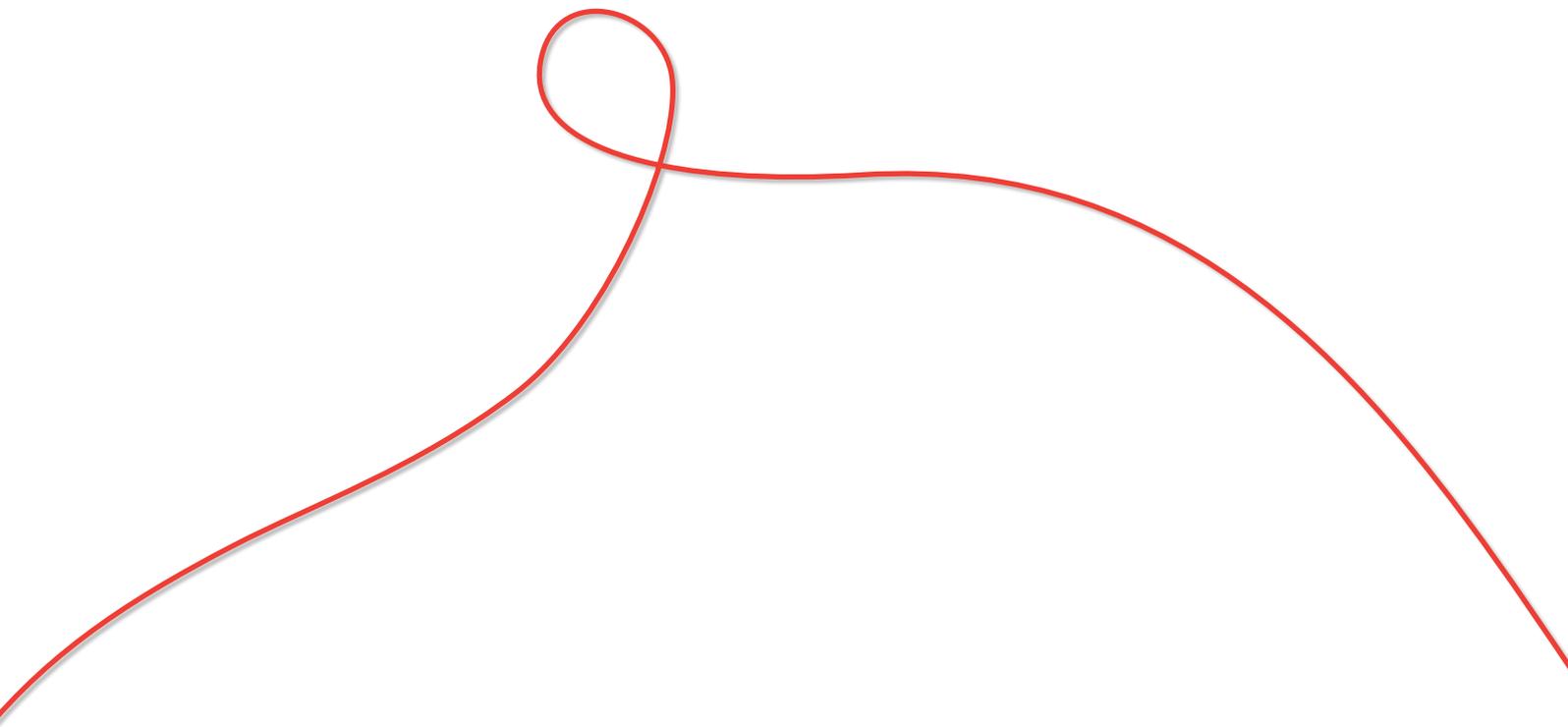
巨理町では、全町5地区において「まちづくり協議会」が独自の活動を展開しています。また、アンケート調査では、町への愛着や定住意向は極めて高く(8割超)、暮らしやすいと感じている人も4人のうち3人にのぼり、まちづくりに参加したいという人の割合は6割に達しています。

町の財政状況が厳しい中、都市財政運営の効率化を図り、必要な事業に必要な投資を行うことはもちろんのこと、町民の方の「暮らしやすい」、「これからも住み続けたい」という声に応えるため、行政だけでは解決しにくい地域課題に対して、住民とともに解決策を探っていく必要があります。

- 都市財政運営の効率化
- 協働のまちづくり



^{*}高次都市機能…都市及びそこで営まれる人間社会を構成する主要な機能のうち、日常生活の圏域を越えた広範な地域のたくさんの人々を対象にした、質の高いサービスを提供する機能のこと。



基本構想



1 将来都市像

時代の転換期にあたる今、私たちには、人口減少・少子高齢化、環境、安全や産業構造への対応、さらには地方分権化への対応と財政健全化など、多くの課題が山積しており、世界の大きな変化の潮流は、巨理町にも大きなうねりとなって押し寄せて来ています。また、町民の多くが物質的な豊かさとともに、ゆとりやうおいといった精神的な豊かさを求めるようになってきています。個性がより重視され、生活、文化、産業などあらゆる分野で町民の価値観の多様化が進み、まちづくりに対する町民のニーズもますます多様化、高度化しています。

こうした大きな変化のなかで、町の歴史と自然、社会的特性をいかした豊かな地域づくりを町民と行政が力を合わせて推進することにより、町民一人ひとりが、また、まちを訪れた方々が笑顔で過ごし、語らえるまちをつくることを目指し、巨理町の将来都市像を次のとおり定めます。

将来都市像設定のキーワード

- 巨理町の自然環境 … 『山と川、里と海』がワンセット
⇒ 様々な環境をいかし、町民も来訪者も豊かに暮らし・過ごせる環境を形成
- 巨理町の歴史 … 町民がこれまで築き上げてきた歴史や文化
⇒ これまでの『時代』の流れ（時の流れ）を未来に『つなぐ』環境を形成
- 巨理町の課題 … 大きな課題は定住促進
⇒ 暮す『人』・訪れる『人』が巨理町で過ごす時間の価値を高める環境を形成
⇒ 暮す『人』・訪れる『人』の交流（『つながり』）を通じて課題へ対応

【将来都市像】

（時の流れ）

山と川、里と海を人と時代でつなぐまち

2 基本理念

(1) 基本理念

将来都市像の実現に向けて日々まちづくりに取り組む際、町民・事業者・行政など、まちづくりに関わるすべての主体が、常に心に留めておくべき基本的な考え方としてまちづくりの基本理念を次のとおり定めます。

この基本理念を胸に、「山と川、里と海を人と時代(時の流れ)でつなぐまち」を実現することにより、定住人口34,000人の維持を目指します。

【基本理念】

～ 定住人口 34,000 人の維持に向けて ～

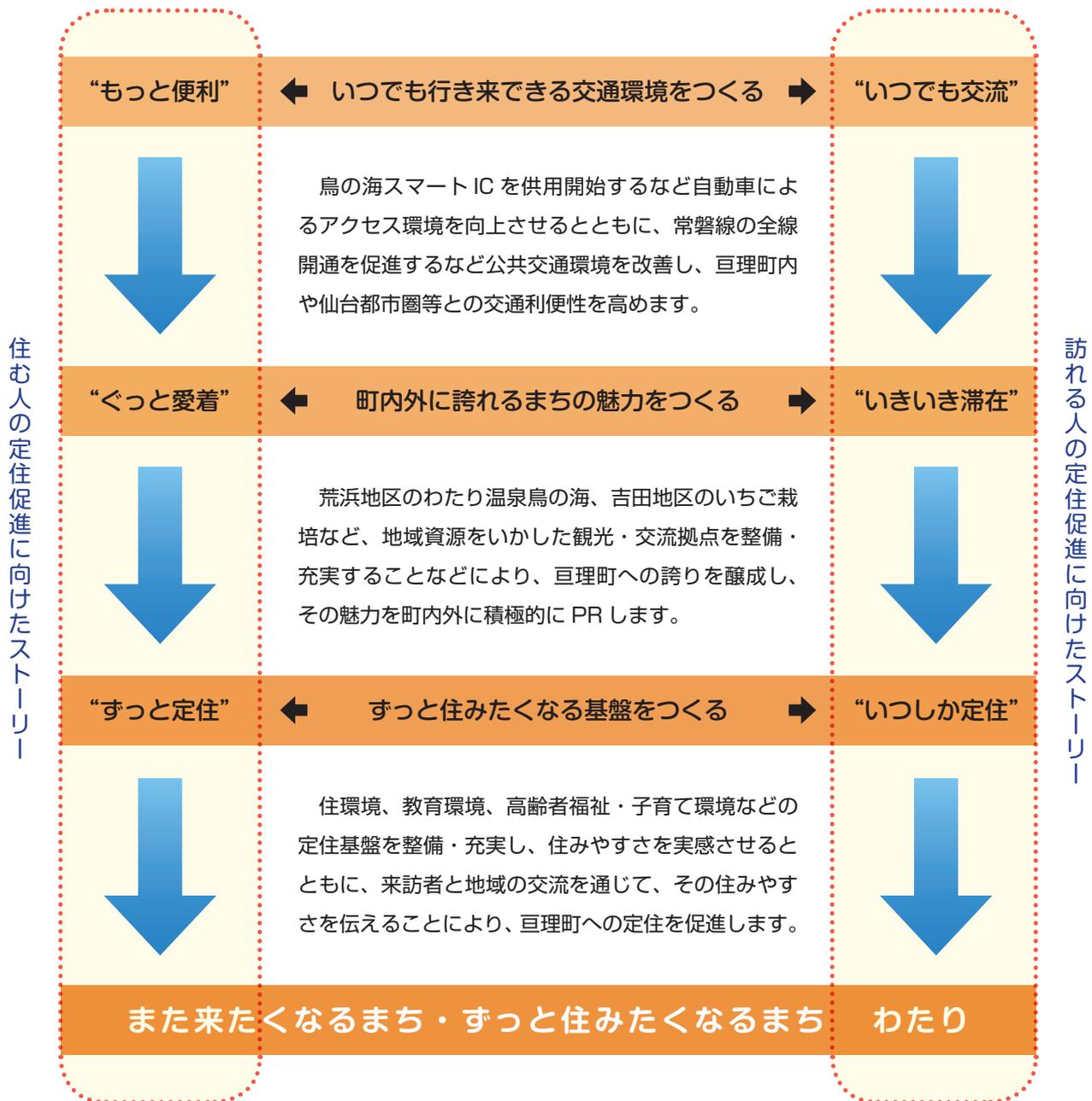
また来たくなるまち・ずっと住みたくなるまち
わたり

Good bye でなく See you といえるまち
「さよなら」 「またね」



まちづくりの戦略

(2) まちづくりのストーリー



3 基本戦略

(1) 持続的安定成長を支える基礎づくり

町民の定住意向に応え、暮らしの満足度を高めるために、働く場の確保の基礎である巨理町産業経済の安定的成長を推進するとともに、町民の暮らしと産業活動の場である都市空間を快適で利便性の高いものになるよう整備します。

その際の基本的な考え方は、量から質への転換、画一化から多様化への転換です。これまでのまちづくりの蓄積を活用しながら、知恵と工夫でまちづくりを進め、質的な向上や様々な付加価値の創出を図ることにより、人々に“選ばれるまち”を目指します。

① 持続可能なまちの基盤づくり

巨理町への来訪者（交流人口）を増やし、それを定住に結び付けられるよう、次の計画を推進します。

●交流人口増加計画

観光・交流のための拠点的な地区を整備・拡充するとともに、巨理町の魅力を国内外に発信することにより、交流人口の増加を図ります。

●定住化促進計画

巨理町全域を“公園”と見立て、快適でゆとりのある都市空間を整備するとともに、日常生活の拠点となる都市機能（公共施設など）集積地の形成を図ります。

② わたしとわたりのブランドづくり

巨理町の産業経済の安定的成長を、質的な向上や様々な付加価値の創出という面から支えるため、次の計画を推進します。

●わたりブランディング計画

農水産品を中心とした巨理町の資源をいかし、6次産業化を進めるとともに、それらを全国的なブランドに成長させます。

(2) みんなで支える安心生活環境づくり

少子・高齢化、核家族化、夫婦共働きの進行や未婚率の上昇、高齢者の独り暮らしの増加などが進行し、町民の価値観やライフスタイルが多様化するなか、自助機能が低下するとともに、家族や個人の孤立が問題となるケースがみられます。こうした状況に対応するため、家族や身近な地域コミュニティ、行政がそれぞれの役割や特性に応じ、ともに課題の解決に取り組むことができる「つながりのある多世代コミュニティ」を形成することにより、定住促進を目指します。

その際の基本的な考え方は、すべての人の生きがいと健康づくりです。これまでに築き上げられた地域コミュニティを大切にしながら、子ども・大人・お年寄り、すべての世代がそれぞれいきいきと暮らしつつ、ともに支え合う「自助と共助」の環境を整えていくことを重視します。

まちづくりの戦略

① ともに学び育て合う人づくり

次代を担う人材を育成するため、子どもの発育段階や個性を尊重した育成・教育環境づくりを進めるとともに、それに関わる大人もまたともに学び続けられるよう、次の計画を推進します。

●未来をたくす子ども育成計画

次なる新しい時代を担っていく子どもたちを健全に育成するため、社会全体で子どもの成長を支えながら、発育段階に応じた育成・教育を行うとともに、そのための場や環境の整備を推進します。

●生涯にわたる生きがい形成計画

地域の大人が、子どもたちを育成し、また、豊かで生きがいのある人生を歩んでいくために自ら学び続けられるよう、いつでもどこでも誰もが学習でき、交流できる環境づくりを進めます。

② 未来に続く健康づくり

町民の充実した日々の生活を支える基礎は“健康”です。誰もが心身ともに健康で日々の生活を送れるよう、次の計画を推進します。

●多世代コミュニティによるつながり創生計画

子どもからお年寄りまでが、地域コミュニティの中で安心して暮らせるよう、みんなで支え合う地域づくりを進めます。

●元気サポート計画

健康寿命を延ばして、生涯現役で過ごすために、一人ひとりが「からだ」と「こころ」の健康を意識し、適度な運動やバランスのとれた食生活が送れるよう、サポート体制を充実します。

(3) 町民の活動を支える協働の社会づくり

今後ますます高度化、多様化する行政ニーズに的確に対応し、地方分権時代にふさわしい個性的で自立したまちづくりを進めていくため、これまで以上に住民参画、町民と行政の協働のまちづくりを進めていきます。

その際の基本的な考え方は、行政主導のまちづくりから、行政と町民が連携して取り組む地域協働・住民自治のまちづくりへの転換です。まちづくり協議会等のまちづくり団体を中心にして、町民主体の活動を行政が支援するという構図を目指します。また、このような町民主体の取り組みを通じて、安全・安心して過ごせるまちづくりを進めていきます。

① 絆を深める自治づくり

「地域の課題は地域で解決する」という考え方を浸透させるため、次の計画を推進します。

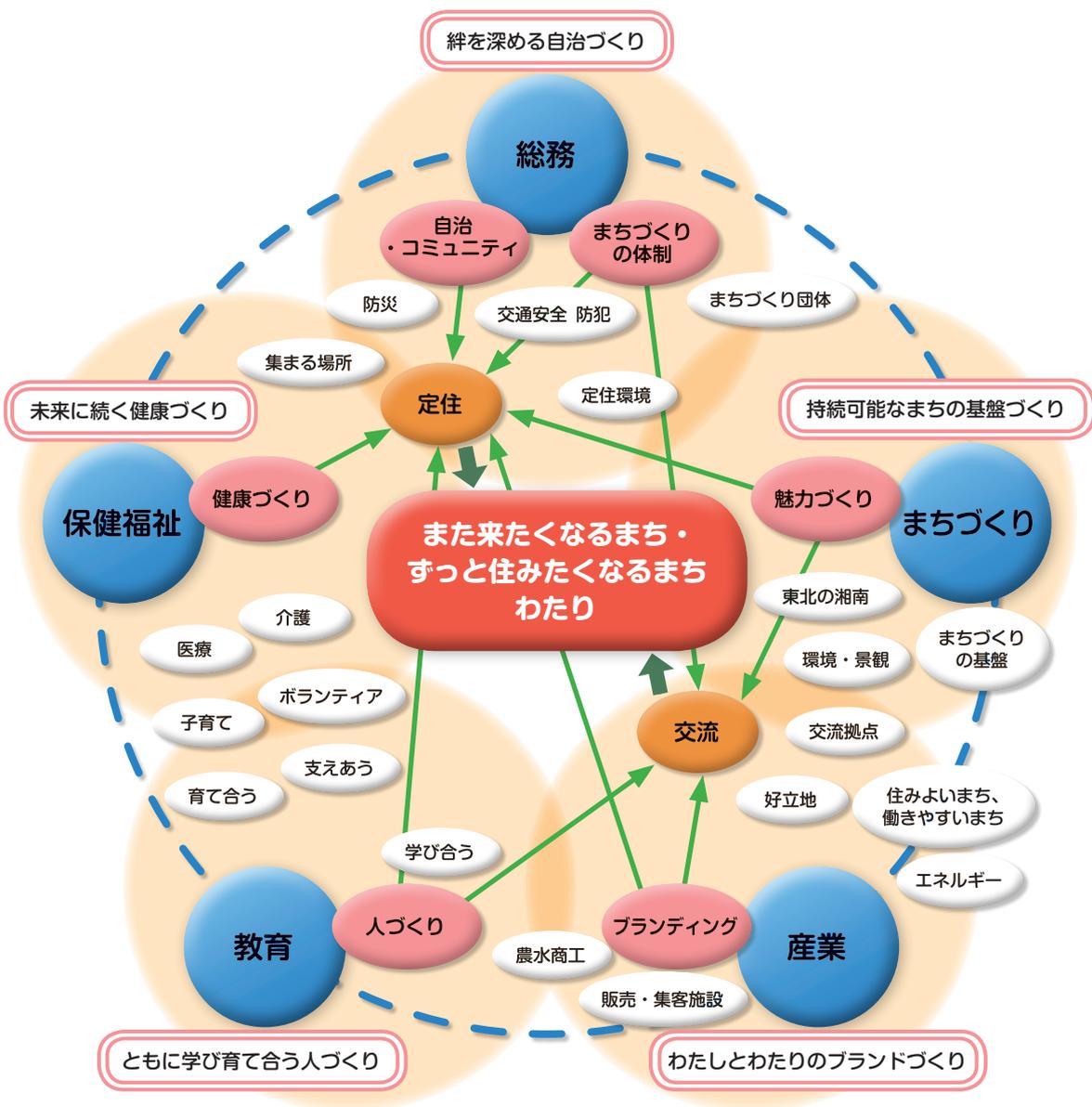
●まちづくり団体発展計画

まちづくり協議会など、地域活動の中心となるまちづくり団体の自主的で自発的な活動を積極的に支援していきます。

●安全なまち形成計画

「巨理町震災復興計画」に基づき、着実に整備が進んでいる防災施設や避難施設を、いざという時に有効に活用できるよう、地域における防災訓練・防災教育等を推進します。また、交通安全のための施設整備や交通安全・防犯推進体制の整備等を通じて、地域の安全性向上に取り組みます。

まちづくりの体系図



4 重点的な取組み

基本戦略に基づき、今後 10 年間で重点的に取り組むプロジェクトを以下のとおり設定します。

(1) 持続可能なまちの基盤づくり

① 交流人口増加計画

| プロジェクト名 | 内 容 |
|------------------|---|
| わたりプロモーションプロジェクト | 新たな人の流れを巨理町に呼び込み、交流人口の増加を図るため、プロモーションビデオの作成、観光情報誌への広告掲載、人目に付きやすい場所への看板設置など、巨理の魅力を最大限に発信する PR 活動を展開します。 |
| 荒浜総合整備プロジェクト | 荒浜漁港を中心とした地域に漁業及び水産関連施設の集積を図るとともに、鳥の海の周辺一帯に水産資源、マリンスポーツ、わたり温泉鳥の海、公園緑地、鳥の海を周遊するサイクリングコース、パークゴルフ場などを整備し、観光・交流拠点化を推進します。 |
| イチゴランドプロジェクト | いちご団地を有効活用し、東北一のいちご産地を形成するとともに、生産・加工・販売に取り組むことによる付加価値の向上や巨理いちごのブランド化を推進し、将来的には消費者との交流拠点の整備を検討します。 |
| 集客倍増プロジェクト | 農水産物・加工品など巨理ブランド商品の開発・販売の場の整備、新規産業の育成や飲食店・その他店舗などの新規出店の促進、イベントの開催など、地域資源をいかした集客施策を積極的に展開し、巨理町に訪れる人を増加させます。 |

② 定住化促進計画

| プロジェクト名 | 内 容 |
|--------------|---|
| 公共ゾーンプロジェクト | 巨理駅周辺の市街地の東側に、町役場やその他の公共サービス施設の集積を図り、町の公共サービス、教育文化、コミュニティ等の中心を形成することにより、日常生活の利便性を高めます。 |
| パークタウンプロジェクト | 山と川、里と海がワンセットという恵まれた環境や歴史資源等をいかし、「巨理町に一歩入ればそこは公園」という余裕と豊かさを備えた居住環境を形成し、若者を中心に定住化を促進します。 |

(2) わたしとわたりのブランドづくり

① わたりブランディング計画

| プロジェクト名 | 内 容 |
|-----------------|--|
| 6次化プロジェクト | 農水産物の生産・加工・流通の一体化や販路拡大等に努め、地域産業の活性化と雇用の創出を目指します。 |
| 農水ブランディングプロジェクト | 巨理町の農水産物や農水加工品、地域資源を活用した新たな産業などを巨理ブランドに育て上げます。 |

(3) ともに学び育て合う人づくり

① 未来をたくす子ども育成計画

| プロジェクト名 | 内 容 |
|----------------|---|
| 育て合う教育環境プロジェクト | 学校・保護者と地域が結びつき、地域全体で子ども達を守り・育てる、巨理の地域に密着した教育環境づくりを行います。 |

② 生涯にわたる生きがい形成計画

| プロジェクト名 | 内 容 |
|---------------|--|
| 学習機会多様化プロジェクト | いつでもどこでも誰でも生涯学習が受けられる機会・環境を、まちづくり協議会等とともに提供していきます。 |
| 交流機会拡大プロジェクト | 生涯学習機会やイベントを通じた世代間交流・地域間交流・国際交流を積極的に推進します。 |

(4) 未来に続く健康づくり

① 多世代コミュニティによるつながり創生計画

| プロジェクト名 | 内 容 |
|---------------|--|
| 子育て一番プロジェクト | 妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実を図るとともに、子育て支援施設を整備するなど子育てのサポート体制を整えます。また、地域の深い愛情のなかで子育てができるよう、住民意識の醸成と体制の構築に取り組み、若者の定住を促進します。 |
| 地域ぐるみ介護プロジェクト | 介護予防施設を整備するほか、介護ボランティアが活動しやすい仕組みを整え、手助けを必要とする高齢者への支援を地域で行います。 |

② 元気サポート計画

| プロジェクト名 | 内 容 |
|------------|--|
| 元気快汗プロジェクト | 健康づくりを推進し、健康寿命を延ばすため、幼児から高齢者までが元気に心地よく汗をかくことができる場や支援体制を整備します。また、一人ひとりが生活習慣病予防や重症化予防に取り組めるよう、支援に努めます。 |

(5) 絆を深める自治づくり

① まちづくり団体発展計画

| プロジェクト名 | 内 容 |
|-----------------|---|
| まちづくり活動発展プロジェクト | まちづくり協議会など、地域活動の中心となるまちづくり団体の地域課題解決のための自主的・自発的な活動を促進するため、その支援に努めます。 |

② 安全なまち形成計画

| プロジェクト名 | 内 容 |
|----------------|---|
| 防災避難環境整備プロジェクト | 防災関連施設の整備、防災訓練の充実や防災教育の推進を図るとともに、いざという時に備え、災害時の広報活動・情報提供体制を確立します。 |

施策推進の全体像

【将来都市像】

山と川、里と海を人と時代でつなぐまち
(時の流れ)

【基本理念】

～ 定住人口 34,000 人の維持に向けて ～

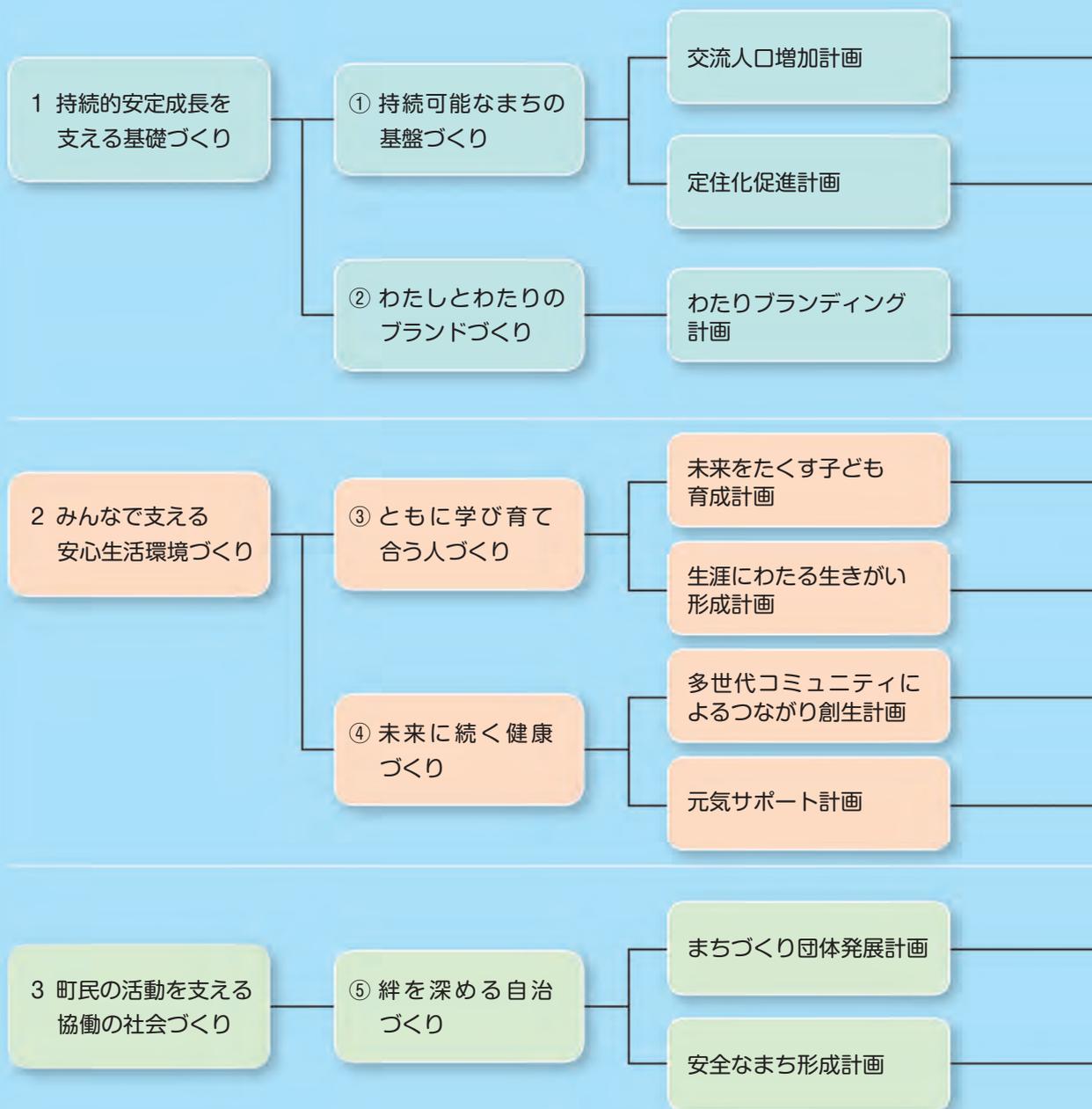
また来たくなるまち・ずっと住みたくなるまち **わたり**

Good bye でなく See you といえるまち

【さよなら】

【またね】

【基本理念】



【まちづくりのストーリー】

- いつでも行き来できる交通環境をつくる ⇨
- 町内外に誇れるまちの魅力をつくる ⇨
- ずっと住みたくなる基盤をつくる ⇨

【住む人の定住促進】

“もっと便利”
“ぐっと愛着”
“ずっと定住”

【訪れる人の定住促進】

“いつでも交流”
“いきいき滞在”
“いつしか定住”

【重点的な取組み】

わたりプロモーションプロジェクト
荒浜総合整備プロジェクト
イチブランドプロジェクト
集客倍増プロジェクト

公共ゾーンプロジェクト
パークタウンプロジェクト

6次化プロジェクト
農水ブランディングプロジェクト

育て合う教育環境プロジェクト

学習機会多様化プロジェクト
交流機会拡大プロジェクト

子育て一番プロジェクト
地域ぐるみ介護プロジェクト

元気快汗プロジェクト

まちづくり活動発展プロジェクト

防災避難環境整備プロジェクト

【施策項目】

- 1 調和のとれた土地利用の推進
- 2 市街地・公共ゾーンの整備
- 3 道路・交通網の整備
- 4 情報・通信基盤の整備
- 5 住宅対策の充実
- 6 公園・緑地の整備
- 7 上・下水道の整備
- 8 環境保全と景観形成の推進
- 9 公衆衛生とリサイクル対策の充実

- 1 農林水産業の振興
- 2 工業の振興
- 3 商業の振興
- 4 観光の振興
- 5 雇用対策と勤労者福祉の充実

- 1 学校教育の充実
- 2 生涯学習体制の充実と活動の推進
- 3 芸術・文化活動の充実
- 4 生涯スポーツの振興
- 5 文化財の保護・伝承及び活用
- 6 国際交流・地域間交流活動の推進

- 1 保健・医療・福祉の連携強化と活動拠点の整備
- 2 健康づくりの推進
- 3 保健・医療体制の充実
- 4 地域福祉の推進
- 5 児童福祉・子育て支援対策の充実
- 6 高齢者福祉の充実
- 7 障がい者福祉の充実
- 8 社会保障等の充実

- 1 まちづくり基本条例の活用
- 2 地域協働のまちづくり体制の確立
- 3 地域活動・コミュニティ活動の充実
- 4 ボランティア活動・NPO活動の充実
- 5 人権尊重・男女共同参画社会の推進
- 6 防災対策、消防・救急対策の充実
- 7 交通安全・防犯・消費者対策の充実
- 8 行政運営の改革の推進
- 9 財政運営の効率化
- 10 広域行政の推進

1 土地利用の基本方針

亶理町は、西に阿武隈高地、東に太平洋、そして北に阿武隈川が弧を描きながら流れ、その中心部には肥沃な平野が広がっています。海浜部には仙台湾海浜県自然環境保全地域が指定され、町北部には史跡三十三間堂官衙遺跡、西部には亶理伊達家御廟所、天然記念物シノキ及び愛宕山緑地環境保全地域指定などがあり、将来にわたり保全すべき豊かな自然と歴史に満ちています。

また、温暖な気候と美しい自然環境が豊かな亶理町の農業をもたらし、それと関連して発展する林業、水産業があります。

これまで、JR常磐線の充実、仙台東部道路亶理ICの供用といった交通環境の向上などを背景に、住宅用地、商工業用地の需要が増加してきましたが、亶理町の社会的特性（立地条件や自然環境など）を考慮すると、この傾向は今後も一定程度継続していくと見込まれます。さらに、東日本大震災からの復興を図るべく、沿岸部においては、荒浜地区で大規模な観光・交流拠点の形成、吉田東部地区で大規模なほ場整備や公園・緑地の整備が進められており、これからの亶理町の魅力向上や産業機能の強化などが期待されています。

亶理町では、これまで以上に秩序ある市街地の形成と居住環境の向上、また、産業基盤の整備・充実や観光・交流拠点の整備、そして何よりも豊かな自然と歴史環境の計画的な保全と活用を図り、「亶理町に一步入ればそこは公園」という余裕と豊かさを備えた居住環境を形成するため、土地利用の基本方針を次のとおり定めます。

- ① 恵まれた山と川、里と海の豊かな自然に配慮し、水と緑に親しむ空間を町全体に確保します。
- ② 貴重な歴史資源・景観を大切にし、その活用を図ります。
- ③ うるおいのある住環境・生活空間を確保します。
- ④ 快適な中心市街地の確保・再生を図り、住民が集う公共公益拠点の形成を図ります。
- ⑤ 農林水産業、工業、商業、観光の調和のとれた産業基盤を確立します。
- ⑥ 全町的にネットワーク化された道路・交通体系を確立します。

2 まちの骨格構造と土地利用

基本方針に基づく土地利用を進め、巨理町の将来都市像『山と川、里と海を人と時代でつなぐまち』の実現を図るため、各ゾーンや拠点の基本的な土地利用の方向性を以下のとおり定めます。

(1) ゾーンの配置

① 里ゾーン（市街地ゾーン・田園環境保全ゾーン）

巨理駅周辺、逢隈駅周辺、浜吉田駅周辺、荒浜地区の4つの既成市街地については、都市的基盤の整備と防災性の向上を図り、良好な住環境の確保・創出に努めるとともに、それぞれの地区の個性や資源をいかしたコンパクトな市街地の形成（市街地ゾーン）を進めます。また、市街地ゾーンでは、定住人口の受け皿としての新規住宅地の提供を図り、若者を中心に定住化を促進します。

平坦地に開けている優良農地は、営農環境の維持・再生を図るとともに、これらと調和した集落環境の整備を推進します。既存農村集落は、身近な公園などの都市的基盤の整備と市街地の防災性の向上を図り、良好な農村集落の形成（田園環境保全ゾーン）を進めます。

特に、荒浜地区・浜吉田駅周辺市街地及び農村集落では、各地区内における地域コミュニティの維持を図りつつ、安全・便利で暮らしやすい市街地等の再整備を進めます。

② 海ゾーン

太平洋に面した沿岸地域については、被災した市街地や農地の再整備を推進するとともに、巨理町の観光・交流の中心となるよう、既存の資源を活用しながら、拠点的機能の整備を進めます。

③ 山ゾーン

町西部の阿武隈高地に広がる山林・樹林地については、環境の保全に留意しつつ適切な農林業施策を促進し、森林資源の有効活用に努めるとともに、その環境をいかしながら、観光・交流の場として整備します。

(2) 軸の配置

里ゾーンを介して、海ゾーンと山ゾーンをつなぐ軸として、次の3つの軸を配置し、それぞれ特徴的な機能・施設を連続的に整備します。

- 川と親水空間のつなぎ軸（阿武隈川とその親水空間など）
- 歴史と文化のつなぎ軸（巨理神社や昔の城下町の面影など）
- 農業とふれあいのつなぎ軸（いちご農園や観光農園など）

土地利用構想

(3) 拠点の配置

① 観光・交流拠点

「海ゾーン」の中央部に位置する観光交流拠点である、鳥の海湾を含む鳥の海の周辺一帯は、水産資源、マリンスポーツ、わたり温泉鳥の海、公園緑地、鳥の海を周遊するサイクリングコースや、パークゴルフ場などの整備を図り、一大観光拠点化を推進します。また、鳥の海八景として、鳥の海を中心とした既存の資源を活用し、巨理町の観光のシンボルとなるような整備を推進します。鳥の海湾については、海洋生物の観察・採取、カヌー・ヨット等のスポーツが体験できる場として、きれいな鳥の海湾を維持するなどの機能強化を進めます。鳥の海の北岸、荒浜漁港を中心とした地域は、漁業及び水産関連施設の集積を図ります。

また、「海ゾーン」の南部に位置する観光・交流拠点は、巨理町いちご団地など優良な農地の再生を図るとともに、鳴り砂の再生（公園・緑地の整備）やクリーンエネルギー事業などの新たな産業の誘致を進め、それを巨理町の魅力の一つとして観光・交流拠点化していきます。



② 歴史・文化拠点

史跡三十三間堂官衙遺跡、巨理伊達家御廟所、天然記念物の「シイノキ」などの文化財や周辺地域を歴史に親しむ観光交流拠点となるように適切な基盤整備を行うとともに、歴史的資源をいかす景観形成を進めます。

③ 公共公益拠点

巨理駅周辺の市街地の東側は、町の公共サービス、教育文化、コミュニティ等の中心となるように、関連する町役場やその他の公共サービス施設の集積を図ります。

④ 工業拠点

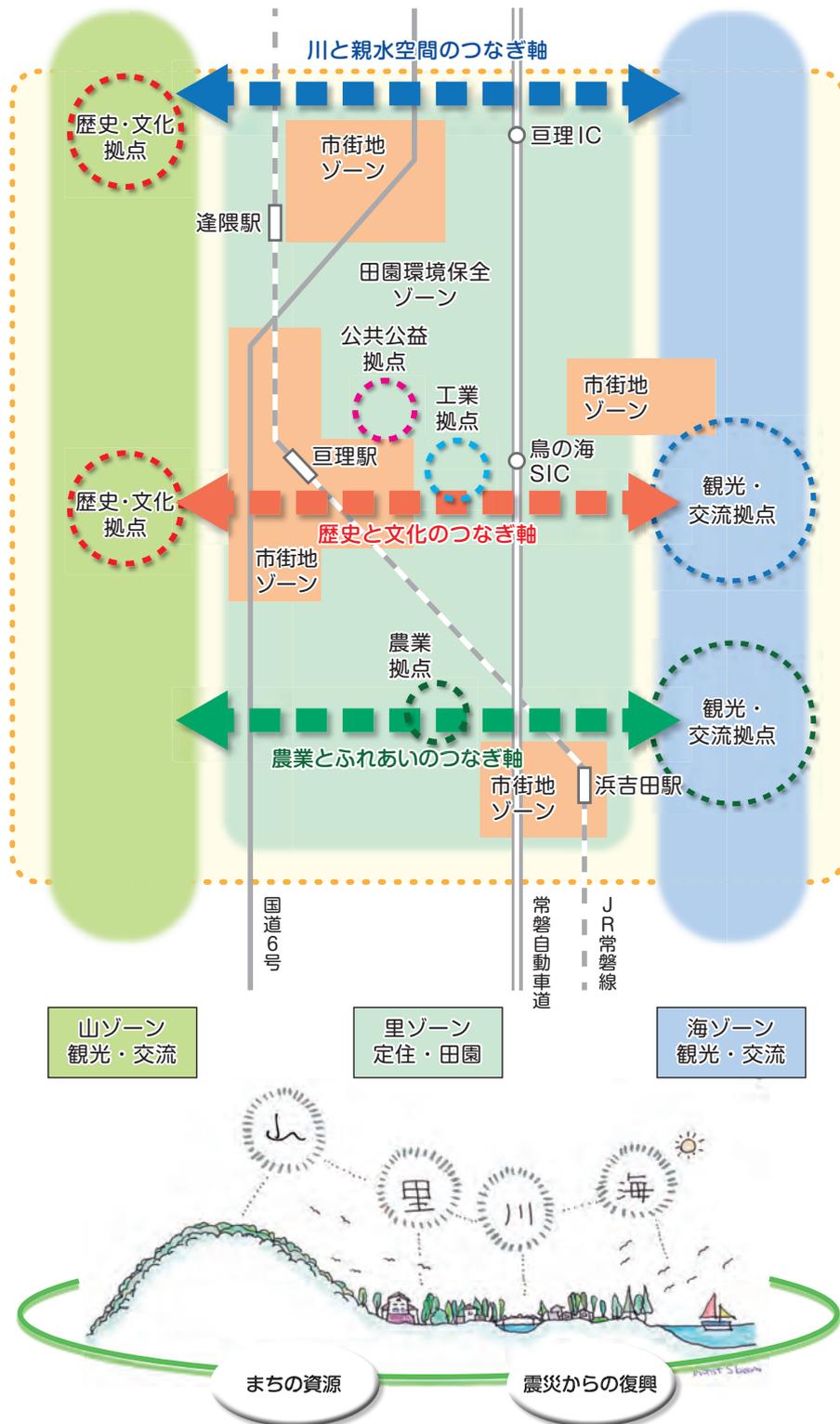
巨理中央地区工業団地（高屋地区）をはじめとした、既存工業団地の充実と周辺交通環境の整備、また、新規工業・流通系市街地の形成により、一層の産業機能の強化を図ります。

⑤ 農業拠点

東北一のいちご産地の早期復旧と農業経営の安定化、観光農園、後継者育成のための拠点（いちごファーム）を創出します。

巨理町の骨格構造

【将来都市像】 山と川、里と海を人と時代でつなぐまち (時の流れ)



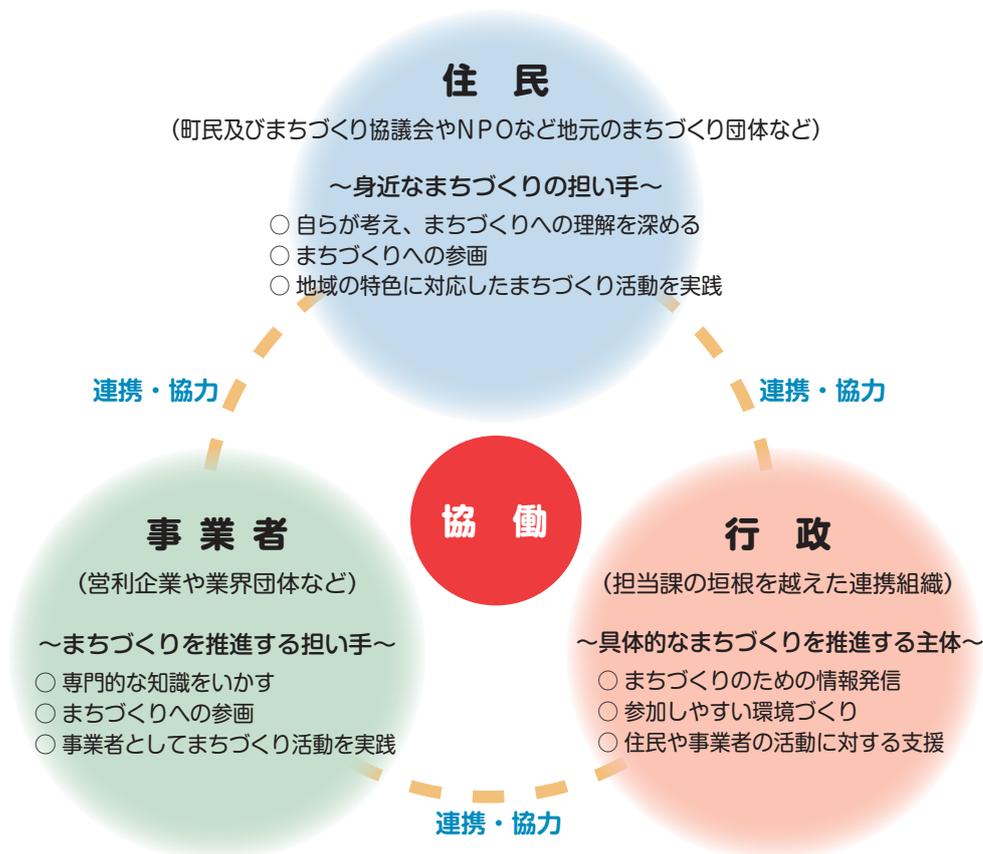
1 まちづくりの実現化に向けた基本的考え方

今日の厳しい財政状況や住民ニーズの多様化・高度化などを背景に、地域住民のニーズに応じた個性豊かな地域づくりを実現していくには、住民（町民及びまちづくり協議会やNPOなど地元のまちづくり団体など）、事業者（営利企業や業界団体など）、行政（担当課の垣根を越えた連携組織）が、目指すべきまちの将来像を共有し、それぞれの役割のもと、相互に協力・連携しながらまちづくりを進めることが重要となっています。

町民のまちづくりへの参加意向は高まっており、また、ふるさと納税制度等を通じて、居住地以外の地域に関心を寄せ、その地域のまちづくりを応援しようという動きも広がっています。

本計画が描く将来都市像の実現に向けて、行政をはじめ、まちを構成するあらゆる住民や事業者がそれぞれの役割のもと、共に考え・共に選び・共に行動する「協働のまちづくり」を基本に、互いに連携・協力しながらまちづくりを進めていきます。

「協働のまちづくり」の取り組みイメージ



2 「協働のまちづくり」の推進方策

「協働のまちづくり」を進めていくため、住民や事業者との情報の共有化、まちづくり団体等との連携強化・積極的支援を推進していきます。さらに、効果的・効率的な事業の実施に向け、行政の取り組み体制を整備していきます。

(1) 住民や事業者との連携強化

① 情報の共有化と意見の反映

- 住民が町政の情報を共有し、相互理解を深めるとともに、町政への関心を高める環境づくりを進めるため、広報紙やホームページを通じてまちづくりに関わる情報を計画段階から提供します。また、「まちづくり基本条例」の周知徹底を図り、住民のまちづくりへの関心と参加意識を高めます。
- 政策決定や事業計画の決定過程において、住民の意見が的確に町政に反映され、合意を得ながらまちづくりを進めていくため、審議会やパブリックコメント（意見公募）などの制度を積極的に活用していきます。

② まちづくり団体等との連携強化・積極的支援

- 住民や行政が進めるまちづくりについて、事業者が地域のまちづくり活動を理解し、それぞれの事業者の持つ特性をいかし、自らもまちづくりに参加して地域に根ざしたまちづくり活動を実践、展開できるよう、支援・協力要請をしていきます。
- まちづくりに関する活動を行うまちづくり協議会などを支援し、住民参加によるまちづくりの実現を図ります。

(2) 庁内体制の強化

① 効果的・重点的な事業の実施

- 財政面では引き続き厳しい局面が続くと予想されますが、限りある財源の計画的、効率的な運営と自主財源の確保、さらには行政サービス事業の民間委託・民間移譲化や適正有償化の推進等を図り、財政基盤の確立を図ります。
- 本計画の実現に向けて、住民ニーズや目指すべきまちの将来像の実現に向けた事業の必要性、優先性や効果を見極め、また、財政面も考慮した効果的な整備手法を検討するとともに、費用対効果を十分に検証しつつ、真に重要で効果的な事業を推進していきます。

計画推進のために

○事業の推進にあたっては、補助金、交付金制度等の公的な資金に加え、民間資金や民間活力の導入を検討していきます。

② 行政運営の改革の推進

○町民の行政ニーズの多様化に的確に対応できるよう、定員管理など横断的な行政対応や執行体制の弾力的運用を進めるとともに、地方分権・地域協働の促進に対応した組織・機構の見直しや戦略的アウトソーシングの展開による行政のスリム化など、行政改革の推進に大胆に取り組みます。

○特に、教育、保健・福祉、防災・安全、産業、都市整備などは、様々な分野の連携のもとで施策を適切に推進できるよう、庁内関係各課が連携してまちづくりを推進する実務的、横断的な体制の充実に努めます。

○めまぐるしく変化する社会情勢を把握し、新しい取り組みなどを参考にし、吸収していくために、職員の向上心を啓発する研修等を実施して、人材育成に努めます。

○庁内情報システムの拡充による電子自治体化の促進や行政相談・窓口業務態勢の充実に努めるほか、情報公開による行政手続きの透明化をさらに進め、町民サービスの一層の向上を図ります。

○新たな施設を整備するだけでなく、既存施設の有効活用を検討し、整備された公共施設などについては、住民とともに、適正に管理・維持し、将来に引き継いでいきます。また、今後はハードをいかにソフト面の対応も重要で、地域における良好な環境や地域の価値を将来にわたって適正に管理・維持、向上していくという考え方（エリアマネジメント）も取り入れていきます。

③ 関係機関への働きかけ

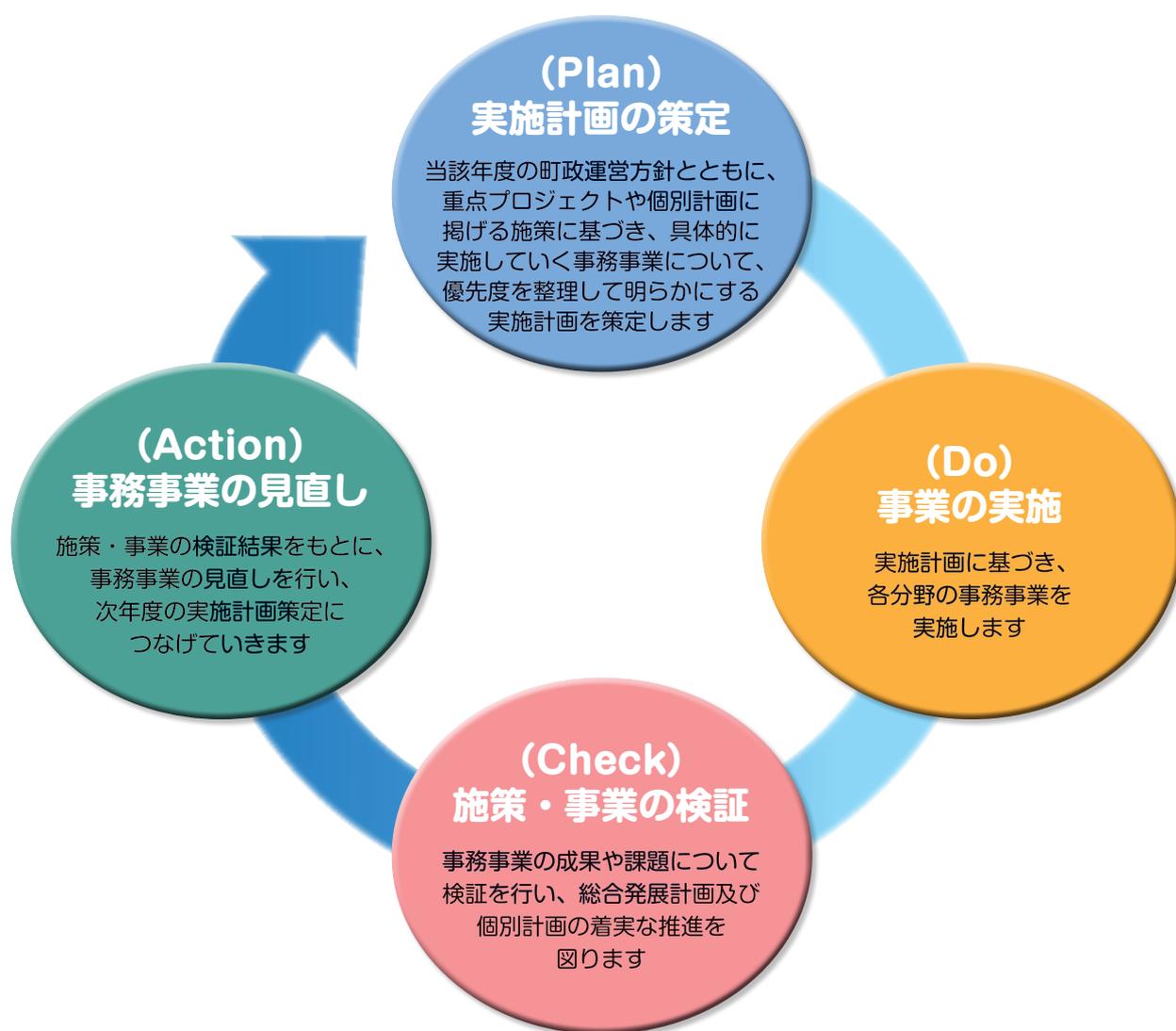
○高度化、多様化する住民ニーズに対応するためには、町単独だけでなく、一部事務組合など各広域団体との連携が一層必要となってきました。そのため、周辺各市町村との相互協力をより積極的に推進するとともに、国、県などと綿密な連携を保ちながら、幅広い広域行政を推進していきます。

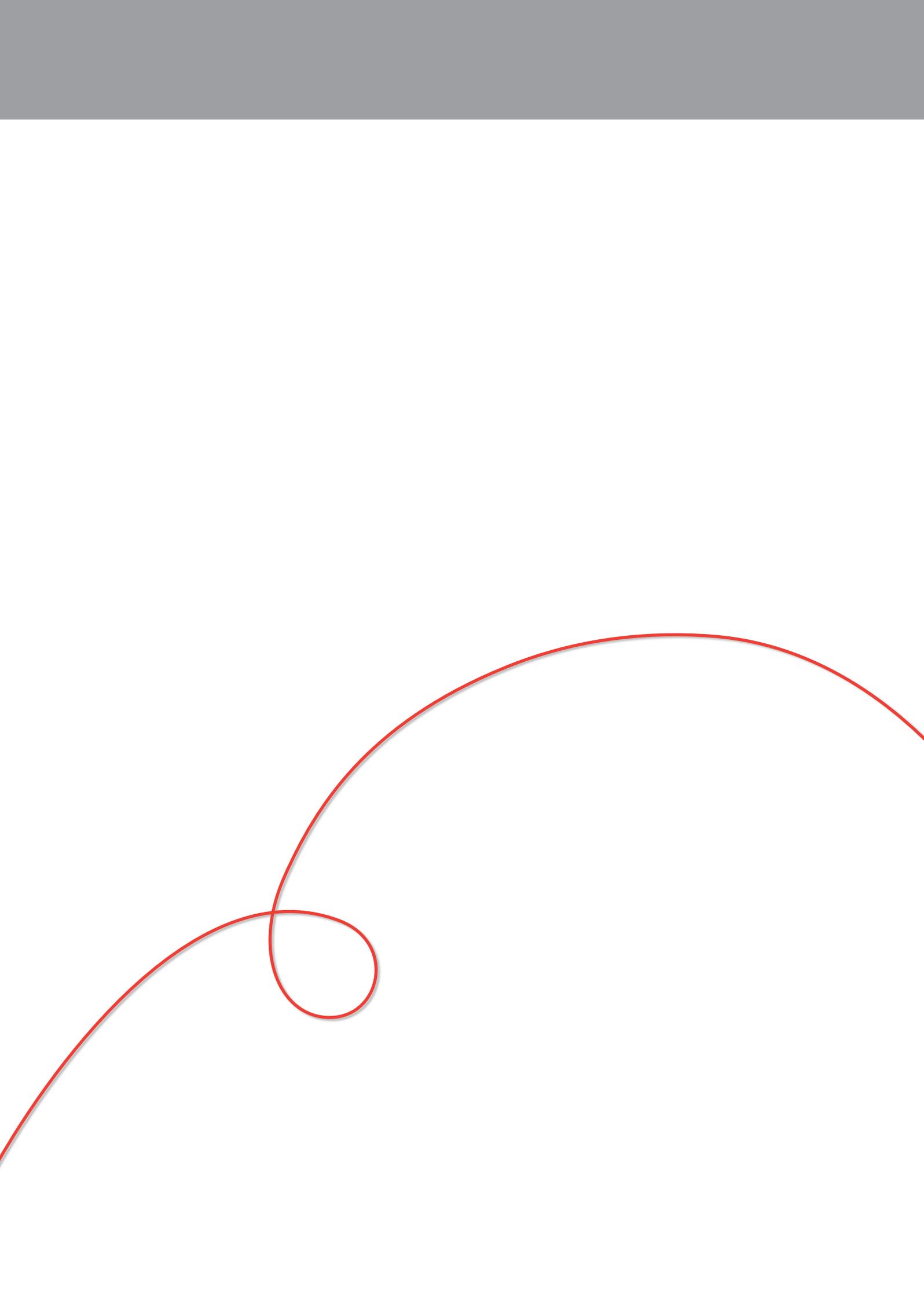
④ PDCAサイクルによる進行管理

○今回策定した計画（Plan）は、実行に移し（Do）、結果・成果を点検・評価し（Check）、改善を加え（Action）、次の計画（Plan）へとつなげていく、という4つの段階を繰り返しながら継続的に改善していきます（PDCAサイクルの構築）。

○本計画内容を推進する実施計画において、このPDCAサイクルによる計画の進行管理を行い、毎年度、計画を見直しながら推進します。

PDCAサイクルによる進行管理





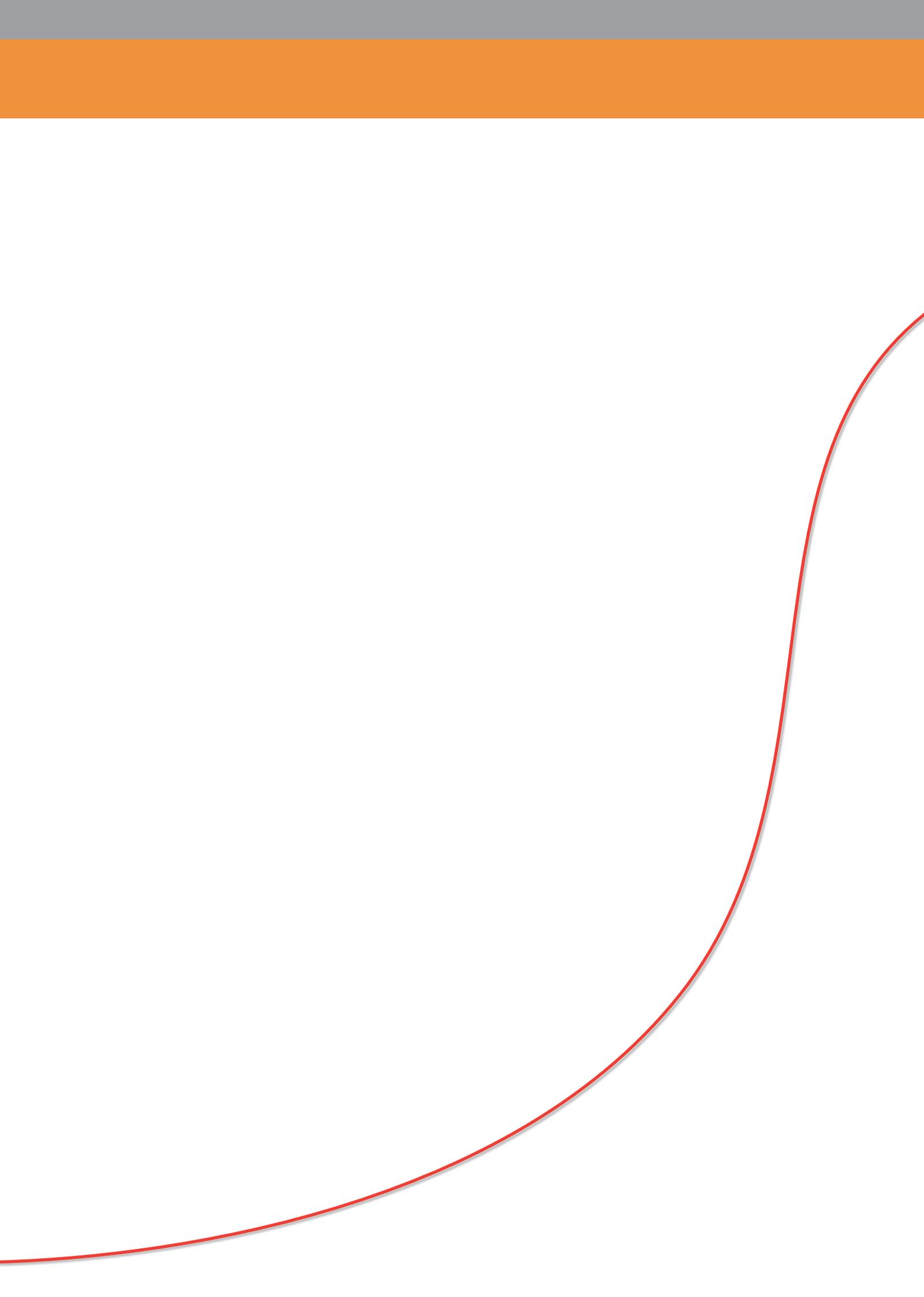
基本計画



重点的な取組みと施策項目との関係

| 基本戦略 | | | 重点的な取組み |
|------------------------|-------------------------|--------------------------|------------------|
| 1 持続的安定成長を支える 基礎づくり | ① 持続可能なまちの基盤づくり | 交流人口増加計画 | わたりプロモーションプロジェクト |
| | | | 荒浜総合整備プロジェクト |
| | | | イチゴランドプロジェクト |
| | | | 集客倍増プロジェクト |
| | 定住化促進計画 | 公共ゾーンプロジェクト | |
| | | パークタウンプロジェクト | |
| ② わたしとわたりのブランド づくり | わたりブランディング計画 | 6次化プロジェクト | |
| | | 農水ブランディングプロジェクト | |
| 2 みんなで支える安心生活 環境づくり | ③ とともに学び育て合う人づくり | 未来をたくす子ども育成計画 | 育て合う教育環境プロジェクト |
| | | 生涯にわたる生きがい形成計画 | 学習機会多様化プロジェクト |
| | ④ 未来に続く健康づくり | 多世代コミュニティによる つながり創生計画 | 交流機会拡大プロジェクト |
| | | | 子育て一番プロジェクト |
| | | 地域ぐるみ介護プロジェクト | |
| | 元気サポート計画 | 元気快汗プロジェクト | |
| | 3 町民の活動を支える協働 の社会づくり | ⑤ 絆を深める自治づくり | まちづくり団体発展計画 |
| 安全なまち形成計画 | | | 防災避難環境整備プロジェクト |

| 施策項目 | | | | 該当ページ | |
|------|------------------------|-----|--|---------------------------------------|-----|
| 第2章 | 4 | (2) | 観光推進体制の強化（担当課：商工観光課） | 63 | |
| | | (4) | 多様な観光機能の開発と強化（担当課：商工観光課） | 64 | |
| | | (5) | 案内標識等の整備と町民ホスピタリティーの醸成（担当課：商工観光課） | 65 | |
| 第1章 | 6 | (1) | 拠点の公園の整備（担当課：都市建設課） | 48 | |
| 第2章 | 4 | (3) | 観光拠点の整備充実（担当課：商工観光課） | 64 | |
| 第2章 | 1 | (2) | 生産基盤の整備（担当課：農林水産課） | 57 | |
| | 4 | (4) | 多様な観光機能の開発と強化（担当課：商工観光課） | 64 | |
| 第2章 | 4 | (2) | 観光推進体制の強化（担当課：商工観光課） | 63 | |
| | | (4) | 多様な観光機能の開発と強化（担当課：商工観光課） | 64 | |
| 第3章 | 4 | (4) | スポーツイベント・交流事業の推進（担当課：生涯学習課） | 78 | |
| | 5 | (1) | 文化財・文化遺産の保護・保存と活用の推進（担当課：生涯学習課） | 79 | |
| 第1章 | 2 | (3) | 公共ゾーンの整備推進（担当課：企画財政課・都市建設課） | 43 | |
| 第4章 | 1 | (1) | 保健福祉センターの整備（担当課：健康推進課・福祉課） | 84 | |
| 第1章 | 5 | (3) | 宅地開発、住宅建設の促進（担当課：都市建設課） | 47 | |
| | 6 | (2) | 身近な公園・広場の整備充実（担当課：都市建設課） | 48 | |
| | 8 | (1) | 「環境基本計画」等の指針の活用（担当課：町民生活課） | 50 | |
| 第2章 | 1 | (6) | 流通体制の整備と消費の拡大（担当課：農林水産課） | 58 | |
| | 3 | (1) | 地域商業機能の拡充（担当課：商工観光課） | 61 | |
| | | (3) | 地域特産品の開発・販売（担当課：商工観光課） | 62 | |
| 第2章 | 1 | (4) | 生産性の向上と経営所得安定対策の確立（担当課：農林水産課） | 58 | |
| | | (8) | 水産業の振興（担当課：農林水産課） | 59 | |
| 第3章 | 1 | (2) | 創意ある教育課程の編成・実施・評価（担当課：学務課） | 70 | |
| | | (4) | 地域と結びついた教育活動の推進（担当課：学務課） | 72 | |
| | | (8) | 就学前教育の振興（担当課：学務課） | 73 | |
| 第3章 | 2 | (1) | 生涯学習推進体制の整備充実（担当課：生涯学習課） | 74 | |
| | | (3) | 生涯学習機会の充実と学習成果の地域還元（担当課：生涯学習課） | 74 | |
| | | (4) | 多様な学習機会、交流機会の充実（担当課：生涯学習課） | 75 | |
| 第3章 | 6 | (1) | 県内外の都市とのふれあい交流活動の推進（担当課：企画財政課・生涯学習課・農林水産課・商工観光課） | 81 | |
| | | (2) | 国際交流活動の充実（担当課：企画財政課・学務課・福祉課） | 81 | |
| 第3章 | 1 | (8) | 就学前教育の振興（担当課：学務課） | 73 | |
| 第4章 | 5 | (1) | 子育てのサポート体制の整備（担当課：福祉課） | 89 | |
| | | (2) | 子どもの心身の健やかな成長の支援（担当課：福祉課・学務課・生涯学習課・企画財政課） | 89 | |
| | | (3) | 特に支援を必要とする子どもや家庭への支援（担当課：福祉課・学務課） | 91 | |
| 第4章 | 6 | (1) | 円滑な介護保険制度の運営（担当課：福祉課） | 93 | |
| | | (2) | 介護保険サービスの充実（担当課：福祉課） | 93 | |
| | | (3) | 介護予防生活支援事業等の推進（担当課：福祉課） | 93 | |
| | | (4) | 高齢者の生きがい対策の推進（担当課：福祉課） | 94 | |
| 第3章 | 4 | (1) | 町民総参加による生涯スポーツの振興（担当課：生涯学習課） | 77 | |
| | | (3) | スポーツ施設・設備等の充実と効率的活用の推進（担当課：生涯学習課） | 78 | |
| | | (4) | スポーツイベント・交流事業の推進（担当課：生涯学習課） | 78 | |
| 第4章 | 1 | (1) | 保健福祉センターの整備（担当課：健康推進課・福祉課） | 84 | |
| | | 2 | (1) | 町民主体の健康づくり体制の確立（担当課：健康推進課） | 84 |
| | | | (2) | 生涯現役を目指した健康づくり事業の推進（担当課：健康推進課） | 84 |
| | | | (3) | 母子保健事業の推進（担当課：健康推進課） | 85 |
| 第5章 | 1 | (4) | 食育推進事業の推進（担当課：健康推進課） | 85 | |
| | | 2 | (1) | まちづくり基本条例の活用（担当課：企画財政課） | 100 |
| | | | (2) | 「巨理町協働のまちづくり計画」の着実な実施（担当課：企画財政課） | 100 |
| | | | (3) | まちづくり協議会の活動推進（担当課：企画財政課） | 100 |
| (4) | 人材育成の推進（担当課：総務課・企画財政課） | | 100 | | |
| 第5章 | 2 | (3) | まちづくりに関する多様な分野における町民及び民間の参画・協働の促進（担当課：企画財政課・生涯学習課） | 102 | |
| | | 3 | (1) | コミュニティ活動の充実と活動拠点の整備（担当課：企画財政課・総務課） | 102 |
| | | | (2) | コミュニティ活動の支援（担当課：企画財政課・総務課） | 103 |
| | | 4 | (2) | 住民活動促進に向けた総合的な条件整備（担当課：総務課・福祉課・企画財政課） | 104 |
| 第5章 | 6 | (2) | 防災体制の整備充実（担当課：総務課・都市建設課・福祉課） | 106 | |





第1章
持続可能なまちの
基盤づくり

第1章 持続可能なまちの基盤づくり

1 調和のとれた土地利用の推進

自然環境の保全、活力ある産業の振興、町民福祉の増進等のさまざまな側面を考慮し、町土の調和ある発展を図るために、時代の要請や町民ニーズに即した亘理町の土地利用を総合的かつ計画的に進めます。

(1) 町土のグランドデザインに関わる指針の周知とその活用

(担当課：都市建設課・農林水産課) ……………

計画の見直しを行った「農業振興地域整備計画」及び「都市計画マスタープラン」について町民に周知しながら、時代の要請や町民ニーズに即した亘理町の土地利用を総合的かつ計画的に進めます。

(2) 調和のとれた土地利用の推進 ……………

- ① 山、川、海等の豊かな自然環境については、自然環境保全地域などの拡大等による適正な規制と積極的な維持管理事業により保全に努め、次世代に継承していきます。(担当課：町民生活課)
- ② 市街地・住宅地については、無秩序な開発を抑制しつつ、都市計画道路等の都市基盤整備を進めるとともに有効利用を促進し、町内各地域と連絡する道路交通軸の形成を図りながら、良好な市街地・商業環境や住環境整備等を促進します。(担当課：都市建設課・企画財政課)
- ③ 農業・農村地域については、積極的に保全を図るとともに、今後も継続的に農業振興基盤の整備や生活環境の整備を総合的に推進します。(担当課：農林水産課)
- ④ 山村・森林地域や海岸・漁村地域については、環境の保全に留意しつつ、適地における農林漁業施業基盤の整備や自然体験型レクリエーション基盤の整備等を計画的に推進します。(担当課：農林水産課)

(3) 土地取引の適正化の推進 ……………

- ① 町土の適正な利用を促進するため、開発指導要綱による適正な指導・規制・監視に努めます。(担当課：都市建設課)
- ② 土地取引届出制度等に基づき、土地取引に係る指導を徹底するなど、地価の安定化、適正化に努めます。(担当課：企画財政課)



2 市街地・公共ゾーンの整備

「都市計画マスタープラン」に沿って、魅力的な市街地整備として、駅周辺整備、公園関連施設、土地区画整理事業、都市計画道路等の事業を進めるとともに、公共ゾーンの整備については、全町をサービスエリアとする拠点的な公共施設の整備を図ります。

(1) 「都市計画マスタープラン」の周知と活用（担当課：都市建設課）……………

「都市計画マスタープラン」の内容等を広く周知するとともに、仙台都市圏南部地域の拠点のまちとしてふさわしい中心市街地の形成や、魅力的な都市空間の形成に活用していきます。

第1章 持続可能なまちの基盤づくり



(2) 市街地整備事業の推進

- ① 都市計画道路関係については以下の路線を重点に整備を推進します。(担当課：都市建設課)
 - 巨理地区1路線：南町鹿島線
- ② 駅周辺整備については東日本旅客鉄道株式会社や関係機関と協議のうえ、事業推進を図ります。
(担当課：都市建設課・企画財政課)
- ③ 公園関連施設については、各種補助事業を活用して整備を図ります。(担当課：都市建設課)
 - 鳥の海公園整備事業については、「震災復興計画」に基づき策定した「災害危険区域土地利用計画」により整備を行い、わたり温泉鳥の海の施設等も勘案しながら、整備推進を図ります。
- ④ 土地区画整理事業については、関係地権者等と協議しながら推進していきます。(担当課：都市建設課)
- ⑤ 市街地整備にあたっては、民間投資誘発の工夫を図り魅力ある商業地の形成や宅地開発に努めるとともに、都市計画道路の整備と良好な都市景観の形成、さらには、農用地空洞化防止対策の推進、防災基盤の整備充実、安全な歩行空間の確保を図ります。(担当課：都市建設課)

重 (3) 公共ゾーンの整備推進

- ① 巨理駅東に用地を取得した、全町をサービスエリアとする新しい行政拠点となる公共ゾーンについては、町の財政状況を踏まえ、また、住民の理解を得ながら計画的に保健福祉センター、役場庁舎、学校給食センター、町民会館、町民体育館の整備を進めます。特に、現在の役場庁舎については、東日本大震災の被災に伴うプレハブの仮庁舎で、狭隘で不便な状況にあることから、今後、優先度が高い保健福祉センターと併せて、建設を推進していきます。(担当課：企画財政課)
- ② 公共ゾーンへのアクセス道路として、巨理浜吉田線、逢隈巨理線、西郷高屋線、神宮寺高屋線、狐塚線等を計画的に整備します。(担当課：都市建設課)
- ③ 公共ゾーンの整備にあたっては、コミュニティスポーツ施設の整備や緑地帯にも配慮した新市街地の形成を目指して、全国的にもモデルケースとなるようなまちづくりを推進します。また、緑地空間を町民や来町者への「やすらぎ」の場として整備し、庁舎等の建設に併せて、環境や景観に配慮した親しみのもてる街並み空間の形成を図ります。(担当課：企画財政課)



第1章 持続可能なまちの基盤づくり

3 道路・交通網の整備

産業活動や町民の日常的な移動を支える基盤としての道路・交通網の整備については、広域交通ネットワークの整備促進や国・県道の整備促進について、関係機関に働きかけていくほか、町としての骨格道路網の形成、生活道路の環境改善等に努めます。

(1) 広域的交通ネットワークの利便性向上

- ① 首都圏と直結している常磐自動車道については、高速ネットワークの充実による産業の活性化や交流人口の増加を促進するため、4車線化を働きかけていきます。(担当課：企画財政課)
- ② 海辺の観光・交流拠点と連絡する荒浜港今泉線の道路強化について、関係機関に働きかけていきます。(担当課：都市建設課)

(2) 国・県道の整備促進 (担当課：都市建設課)

- ① 国道については、混雑緩和や事故対策のため、歩道未設置区間の整備及び主要交差点の改良を関係機関に働きかけていきます。
- ② 一般県道荒浜港今泉線の狭隘道路区間解消のため、早期改修を関係機関に働きかけていきます。



(3) 骨格道路網の形成促進（担当課：都市建設課）

- ① 避難道路町道荒浜江下線のほか、高速交通体系と一体となった骨格道路網の形成を図ります。
- ② 市街地間や拠点間の連絡性の強化及び市街地内の骨格的道路網の形成を図ります。

(4) 基幹道路を補完する幹線町道等の整備（担当課：都市建設課）

- ① 1、2級幹線町道については、重点的に整備を進め、道路改良率を高めます。
- ② 沼添一里原線、谷地添浜道線、西河原沼添線等及び板橋一本松線の通学路については、重点的に歩道整備を推進します。
- ③ 幹線町道については、地域にふさわしい景観形成やバリアフリー化等に努めます。

(5) 生活道路としての環境改善の推進（担当課：都市建設課）

- ① 逢隈巨理線、浜道線、神宮寺高屋線、巨理浜吉田線の町道について道路改良事業を進め、町道全体の改良率を高めます。
- ② 老朽化した舗装路面について、年次的に更新整備を進めます。
- ③ 長峯幹線、開墾場野地線等の町道について、側溝整備事業を進めます。
- ④ 鷺屋橋、中斉橋、八幡橋等については、橋梁整備事業を推進します。

(6) 公共交通の利便性の向上（担当課：企画財政課）

- ① JR常磐線の増便・増結、さらにはスピード化などについて関係機関に働きかけていきます。
- ② 町民の公共交通手段確保の強化、交通弱者の移手段の確保、さらには公共交通空白地帯の解消を図るため、巨理町町民乗合自動車の運行体制の充実に努め、利用の増進に取り組みます。
 - 新たな展開として、地域住民のサービス向上につながる広域的な運行や、より利便性の高いデマンド型運行などを検討し、関係機関と協議していきます。

第1章 持続可能なまちの基盤づくり

4 情報・通信基盤の整備

地域情報化は、今後の地域活性化やまちづくりの戦略としてより一層重要な役割を果たすことが予想されることから、町民への多様なサービスの提供を図るとともに、新庁舎建設と関連した行政情報化の推進、情報セキュリティ対策の強化、情報化に関する普及啓発や人材育成・交流促進など、高度情報化に向けた取り組みを一層推進します。

(1) 情報通信基盤の拡充 (担当課：企画財政課)

観光・交流拠点を中心に、町内における公衆無線LAN等の整備による情報通信基盤の拡充を図ります。

(2) 情報化の推進 (担当課：企画財政課)

町民サービスの向上と事務の効率化を図るため、今後の新庁舎建設との関連における各事務システムなどの見直し・充実強化や、各種申請・届出等のオンライン化の拡充、電子決裁の導入など、行政内部の情報化を推進します。

(3) 多様な情報サービスの提供 (担当課：企画財政課)

ICT技術を活用した行政情報の提供をはじめ、保健・医療・福祉分野や教育・文化・スポーツ分野、そして産業分野、防災・消防分野など、多様な情報サービスの提供に努めます。

(4) 情報セキュリティ対策の推進 (担当課：企画財政課)

各種情報サービスを安全かつ円滑に提供するため、マイナンバー制度施行に伴う個人情報の取扱いや、コンピューターウイルス対策など情報セキュリティ対策を徹底します。

(5) 高度情報化に対応した人材の育成 (担当課：総務課)

町民及び職員等の意識啓発と情報活用能力の向上に向け、情報教育・研修を推進します。

(6) 「行政情報化計画」の策定 (担当課：企画財政課)

高度化する町民の情報化ニーズへの的確な対応、また、新庁舎建設との関連で、行財政運営の効率化を推進するため、「巨理町行政情報化計画」を改訂します。

5 住宅対策の充実

巨理町の住宅政策を総合的、計画的に進めるための長寿命化計画に基づいて、町営住宅の改善、多様で優良な公営住宅の整備等を推進するとともに、町全体の人口増加促進や若年層の定住を見据えた新たな住宅団地の整備等について検討していきます。

(1) 町営住宅の改善による居住水準の向上（担当課：都市建設課）

老朽化した町営住宅の改善等については、長寿命化計画に基づき計画的に推進していきます。

(2) 多様で優良な公営住宅整備の検討（担当課：都市建設課）

長寿命化計画に基づき、高齢者や障がい者に配慮したバリアフリー住宅、U・J・Iターン者や若年層の需要に対応できる公共賃貸住宅・定住促進住宅など、それぞれのライフサイクル等に応じた多様で優良な公営住宅の整備について検討します。

① (3) 宅地開発、住宅建設の促進（担当課：都市建設課）

町全体の人口増加促進や若年層の定住促進を見据え、新たな住宅団地の整備や持ち家取得・新規定住者への支援など、民間住宅建設誘導も含め、多面的な住宅施策について検討、推進します



第1章 持続可能なまちの基盤づくり

6 公園・緑地の整備

巨理町の資源である山と川、里と海の多彩な「緑と水」の保全のもと、町内外の多くの人々が利用する鳥の海公園など拠点的な公園の整備を推進するとともに、日常生活圏に対応した身近な公園の整備充実に努め、「巨理町に一步入ればそこは公園」という環境整備を進めます。また、公園・広場については、住民参加による維持管理を推進するなど、協働による町の緑化推進を図ります。

重 (1) 拠点的な公園の整備 (担当課：都市建設課)

鳥の海公園を巨理町のふれあい交流拠点と位置づけ、町外からの交流客誘致も見据えた公園施設の整備拡充を図り、さらには公園施設を活用したイベントの充実に努めるなど、交流の拡充・創出に努めます。また、「震災復興計画」に基づき、津波減衰機能を持つ緩衝緑地や津波からの一次避難場所となる防災公園の整備、さらに、スポーツ・レクリエーション機能を担うパークゴルフ場の整備を図ります。

重 (2) 身近な公園・広場の整備充実 (担当課：都市建設課)

- ① 吉田東部地区に身近な街区公園等の整備を進めます。
- ② 歴史遺産をいかした史跡公園や、軽スポーツ等を行えるような特色ある公園・広場の整備を計画的に推進します。
- ③ 公園・広場については、施設の長寿命化計画を策定し、施設の改修等の整備を行うとともに、管理運営については、地域団体等への委託等、住民参加による維持管理を計画的に推進するなど、体制の充実に努めます。



7 上・下水道の整備

上水道整備事業の着実な推進とともに、災害に強いライフラインとしての水道施設の構築に努めます。また、効率的な公共下水道事業を推進し、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図ります。

(1) 上水道整備事業等の推進 (担当課：上下水道課) ……………

- ① 水道施設の耐震化や主要管路相互の連結を図り、緊急時に備えます。
- ② 老朽管の更新事業を計画的に進め、安定した水の供給を図ります。

(2) 緊急時・災害時の飲料水確保対策の推進 (担当課：上下水道課) ……………

緊急時・災害時等の水不足に対して、住民に可能な限り不信・不安・不便をかけないように、田沢浄水場の活用や関係機関・近隣市町との協力・応援体制づくりを行い、ライフラインの確保に努めます。

(3) 健全な水道事業体制の確立 (担当課：上下水道課) ……………

施設の更新や災害対策の充実といった課題に対応していくため、より効率的な事業運営を行い、コストの縮減に努めるとともに、アセットマネジメント^{*}の考え方に基づく計画的な施設の更新、修繕や今後の維持管理等に対応できる料金体制の見直しを検討しながら、運営基盤の強化を図ります。

(4) 公共下水道整備事業の推進 (担当課：上下水道課) ……………

公共下水道整備計画区域を見直し、計画的に事業推進を図ります。

(5) 公共下水道（雨水）浸水対策の推進 (担当課：上下水道課) ……………

鹿島・倉庭地区及び南町地区を対象に、浸水対策を推進します。

(6) 浄化槽設置整備事業の推進 (担当課：上下水道課) ……………

- ① 公共下水道事業の対象地域以外の地域については、設置補助事業により整備促進を図ります。
- ② 合併処理浄化槽維持管理費補助及び単独処理浄化槽撤去費補助等の補助制度を活用し、水質改善に努めます。

※アセットマネジメント…資産(アセット)を効率よく運用する(マネジメント)という意味。
計画的に施設の整備や維持・管理を行うことで寿命を延ばしたり、利活用や統廃合などで無駄をなくし保有総量を小さくしたりする。

第1章 持続可能なまちの基盤づくり

8 環境保全と景観形成の推進

自然環境を保全し、かつ地域ぐるみで循環型社会形成に取り組むための指針となる「環境基本条例」及び「環境基本計画」に基づいて、自然環境保全地域、緑地環境保全地域の充実と拡大、環境保全活動等の充実、資源循環型社会づくりの推進などに積極的に取り組むとともに、伊達なわたりのふるさと景観づくり、環境美化運動の促進等を推進します。

① 「環境基本計画」等の指針の活用（担当課：町民生活課）

「環境基本条例」及び「環境基本計画」の内容を広く周知するとともに、計画に盛り込まれた環境施策について、関係機関や住民・企業等の協力のもと、その推進体制を整備し、計画の実行を図ります。

② 自然環境保全地域、緑地環境保全地域の充実と拡大（担当課：町民生活課）

- ① 県の環境保全地域指定地（仙台湾海浜県自然環境保全地域、愛宕山緑地環境保全地域）の保全・保護の充実に努めます。
- ② 鳥の海をはじめとする町内の豊かな自然環境における生態系の保全に努めるとともに、希少な野生生物の保護に努めます。
- ③ 三門山、大森山、四方山などの良好な自然環境の保全・保護に努めるとともに、保全地域の指定拡大について検討します。

③ 環境保全活動等の充実

- ① 学校教育等において環境保全についての理解を深める環境教育・学習機会の拡充を図ります。
（担当課：学務課・町民生活課）
- ② 広く町民を対象とした環境フェアや阿武隈川関連のイベントなど自然と親しむ機会を提供し、自然保護意識の高揚と活動意識の育成を図ります。（担当課：町民生活課）
- ③ 一般町民やボランティア団体の環境保全活動を支援し、併せて全町的環境保全活動に向けて活動組織のネットワーク化を推進します。（担当課：町民生活課）



(4) 環境監視体制の強化と公害防止対策の推進 (担当課：町民生活課)

- ① 水の出入りが少ない閉塞水域である鳥の海灣内の水質改善を進めるため、各種事業（汚泥対策等）を通じて湾内に流入する水質の向上に努めます。
- ② 河川・水路の水質調査を今後とも継続するとともに、大気汚染、悪臭、騒音などの環境・公害問題についても県等関係機関や各地域との連携のもと、総合的な環境監視体制の確立に努めます。
- ③ 公害を未然に防止し地域住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するため、工場、事業所に対し、公害防止協定の締結や意見交換会の開催を促進し、また、監視体制の強化を図るなど、適切な指導を行います。

(5) 資源循環型社会づくりの推進 (担当課：町民生活課)

- ① 各家庭等で環境にやさしいエコ製品の優先的購入・使用、節電・節水など、環境に配慮した生活様式への転換を進めるための啓発活動を推進します。
- ② 町内のスーパーなどにおけるレジ袋の使用削減やマイバッグ持参など、環境にやさしい活動に取り組む小売店等の拡大を図り、3R^{*}の啓発活動と併せて、地域ぐるみの環境対策を推進します。
- ③ 二酸化炭素の排出量を抑えるなど、環境へ与える負荷の軽減を図るため、町の施設について太陽光発電システムの積極的な導入等を進めるほか、その他の新エネルギーの利活用について検討します。
- ④ 町施設（事務事業）からの温室効果ガスの排出抑制計画に沿って、二酸化炭素等の排出抑制に取り組めます。

※ 3R…環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組の頭文字をとったもの。

- 1.Reduce (リデュース)・・・廃棄物の発生抑制
- 2.Reuse (リユース)・・・再使用
- 3.Recycle (リサイクル)・・・再資源化

第1章 持続可能なまちの基盤づくり

(6) 伊達なわたりのふるさと景観づくり、環境美化運動の促進 ……………

- ① 公共施設や道路整備にあたっては、周辺と調和のとれたデザイン等を検討し、地域景観の形成に寄与するよう努めます。(担当課：都市建設課・企画財政課)
- ② 巨理町全域に広がる田園など、郷土景観を形成する自然環境整備を図るため、緑地の保全・保護に努めます。(担当課：都市建設課)
- ③ 日本最大級といわれる鳴り砂（わたり吉田浜海岸）については、関係機関や地域住民と連携し、保全に努めます。(担当課：町民生活課)



9 公衆衛生とリサイクル対策の充実

広域的なごみ処理方式等を確立するなかで、ごみの分別・リサイクル活動の一層の推進等を実施します。し尿処理については、今後とも施設の維持管理を適正に行うほか、葬祭施設等の整備充実等に努めます。

(1) 「一般廃棄物処理基本計画」の推進と住民意識の高揚（担当課：町民生活課）……………

- ① 「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量化と分別回収による資源再利用化を推進します。
- ② 学校・家庭・職場・地域などで環境教育を推進し、町民・企業・行政が一体となった3R運動の確立について検討するなど、町民の意識の高揚を図ります。

(2) ごみの分別収集の徹底とリサイクル事業の推進（担当課：町民生活課）……………

- ① ごみの分別について今後とも町民への周知と啓発に努めるとともに、すべてのごみ集積所を明るく清潔なごみステーションとして整備するよう補助し、分別収集の徹底を図ります。
- ② リサイクル情報バンクの活用、促進を図るとともに、町内の各種団体が行う再生資源の集団回収事業に対してリサイクル奨励金を交付するなど、町民主導のリサイクル活動の支援を図ります。また、一般家庭から排出される生ごみを処理（堆肥化）する容器等の購入者を対象に補助金を交付し、生ごみの減量化、再資源化の促進を図ります。
- ③ 町内各事業所や店舗等に対して、事業系ごみの減量化、リサイクル化の徹底を働きかけます。

(3) し尿処理の充実（担当課：町民生活課）……………

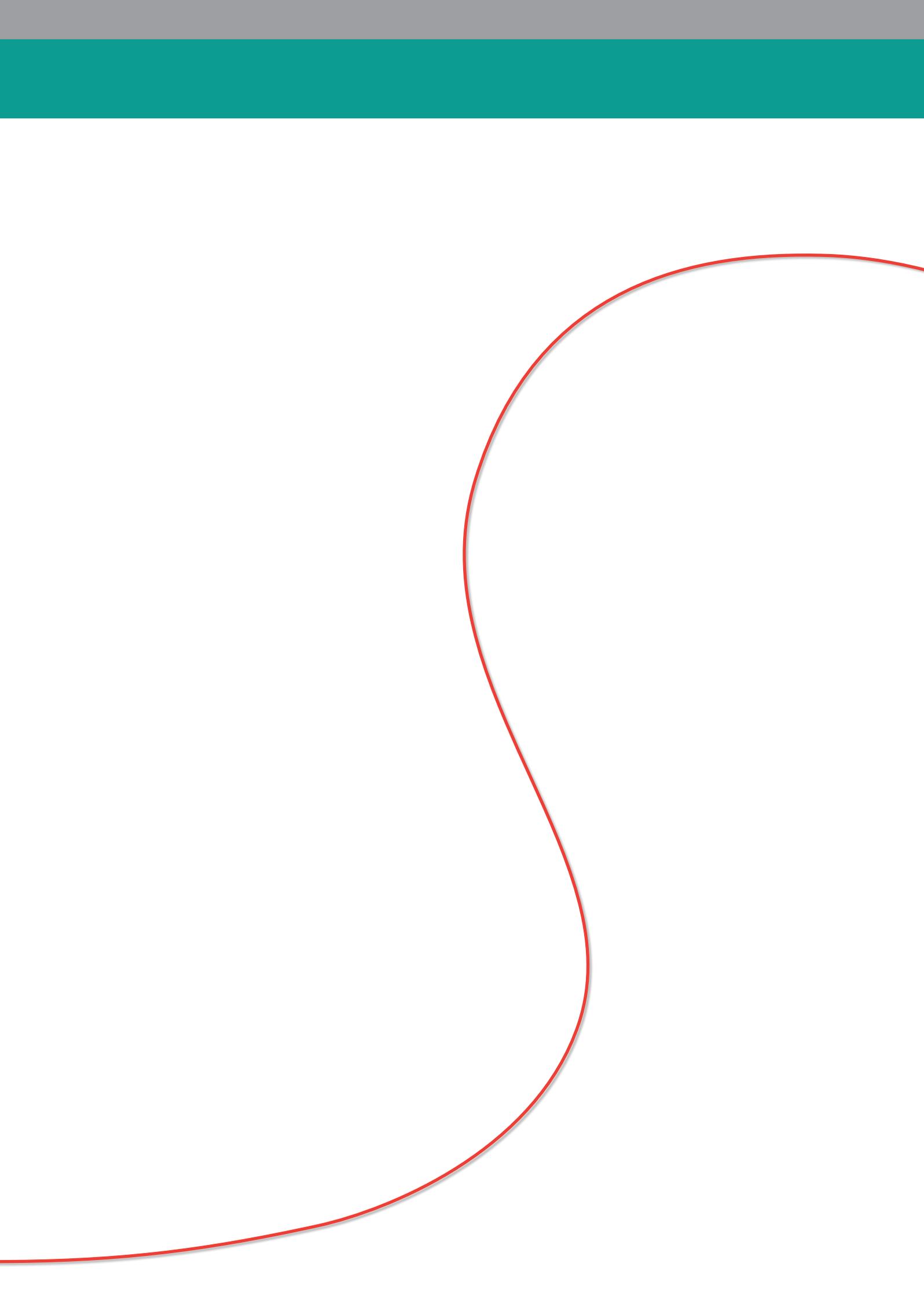
- ① し尿汲み取りについては、適切な収集・処理を行います。
- ② 巨理名取共立衛生処理組合の施設の維持管理を適正に行い、生活環境及び公衆衛生の向上を図ります。

(4) 葬祭施設等の整備充実（担当課：町民生活課）……………

巨理地区行政事務組合で管理運営する葬祭施設について、計画的に整備を図ります。

(5) 防疫体制の整備（担当課：町民生活課）……………

周辺市町や医師会、保健所等と連携して、防疫体制の整備充実を図ります。





第2章 わたしとわたりの ブランドづくり

第2章 わたしとわたりのブランドづくり

1 農林水産業の振興

生産基盤の整備を進め、認定農業者や集落営農組織への農地の集積、支援措置の集中的かつ重点的な実施等により、規模拡大や複合経営化を図り、地域の農業の構造改革、自立できる経営農家の育成及び新規雇用の創出や、遊休農地の有効活用に努めます。山村地域にあっては、林業の振興と森林の公益的機能の維持確保を図るため、森林組合等の組織的担い手の活用等により、林業基盤の整備と森林の保全、林産資源の蓄積に努めます。水産業については、資源管理型漁業、地域産品特産物化事業、地産地消や都市と漁村の交流事業の推進など、多様な水産業振興に取り組み、担い手や後継者の育成確保を進めます。

(1) 地域農業の担い手の明確化と重点支援の推進

- ① 認定農業者、集落営農組織等の地域農業集団、農業生産法人を担い手として明確化し、認定農業者の育成強化や農業経営体の組織化の促進に積極的に取り組むとともに、これら担い手を対象として施策の集中化、重点化を進め、競争力の強い生産構造の確立を図ります。(担当課:農林水産課・農業委員会)
- ② 地域農業の担い手として女性農業者は重要な役割を果たしていることから、農業経営への女性の参画の促進と家族経営協定の推進等に努め、女性の認定農業者の確保・拡大を図ります。(担当課:農林水産課)
- ③ 新規就農者の受入支援体制の確立を図るなど、担い手の多様な発掘・育成・確保に努めるとともに、農業分野への企業参入体制についても強化を推進します。(担当課:農林水産課)
- ④ 農業の担い手や後継者の育成を図るため、農業経営技術や生産技術の研修及び交流活動を促進します。(担当課:農林水産課)



- ⑤ これらの施策の展開により、認定農業者について、平成32年度末までに、現在(平成27年度末)の1割増の農家を確保することを目標とします。(担当課:農林水産課・農業委員会)



重 (2) 生産基盤の整備 (担当課：農林水産課)

- ① 町内7地区 1,200haにおいて大区画化ほ場整備を実施します。震災での機械流失により、離農者が増えることから、大規模経営者（担い手）の確保が求められているため、生産基盤の充実を図るもので、併せて、被災した排水施設についても復旧、新設工事を行い、円滑な排水対策を講じられるように進めます。
- ② 畑地帯や水田への用水を確保するため、農業用ため池の改修や農業用排水路の整備改修を計画的に推進します。
- ③ 農産物流通の基幹となる農道網の整備や集落農道の整備を計画的に推進します。

(3) 農用地の保全と有効利用の促進

- ① 遊休地等低利用農用地の利用度の向上のため、農業関連団体と協力して、振興作物の導入を積極的に推進します。(担当課：農業委員会・農林水産課)
- ② ほ場整備が行われた優良農地などについては、担い手の組織的生産活動を推進します。(担当課：農林水産課)

第2章 わたしとわたりのブランドづくり

重 (4) 生産性の向上と経営所得安定対策の確立 (担当課：農林水産課) ……………

- ① 農業関連機関・団体と一体となった指導・支援体制の確立のもと、米、野菜、果樹、花き、畜産等各作目の生産・流通コストの低減と高品質高付加価値化、ブランド化を促進します。
- ② 低タンパク米の生産や立地条件をいかした特色ある施設園芸、環境にやさしい畜産等を有機的に組み合わせた巨理町型複合経営の普及促進を図ります。
- ③ 水田農業については、国の制度を十分に活用しながら、経営の安定化を図ります。

(5) 食の安全性の確立と環境保全型農業の推進 (担当課：農林水産課) ……………

低農薬・減化学肥料栽培の促進、トレーサビリティシステム[※]の確立、農業関連廃棄物や畜産排泄物の適正処理・バイオマス資源としての活用促進など、食の安全・安心と環境に配慮した環境保全型農業の推進を図ります。

重 (6) 流通体制の整備と消費の拡大 (担当課：農林水産課) ……………

- ① 「地産地消」の視点に立ち、いちごやりんごの加工による特産品の開発促進に加え、直売施設の整備充実、物産展の開催、町内観光関連施設や商業施設との連携、学校給食との連携、地場産品の消費拡大運動の展開等を進め、町内における消費の拡大に努めます。
- ② さまざまな情報媒体を通じたPR活動の一層の充実やイベントの活用、さらには首都圏直販ルートの開拓などを進め、町外・大都市における消費の拡大に努めます。

(7) 森林整備の推進と林業の振興 (担当課：農林水産課) ……………

- ① 巨理町の森林を「水源涵養機能維持増進森林」、「山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林」、「快適環境形成維持増進森林」、「保健文化機能維持増進森林」、「木材等生産機能維持増進森林」に区分し、それぞれの用途に即して、森林整備を推進します。

※トレーサビリティシステム…食品等の生産や流通に関する履歴情報を追跡・遡及することができる方式。生産者や流通業者は、媒体（バーコード、ICタグ等）に食品情報を集積するなどし、それを消費者等が必要に応じて検索できるシステム。これにより、食品事故発生時の早期原因究明や生産者と消費者の「顔の見える関係」の構築が期待される。

- ② 緑地環境保全地域や保安林等における自然環境保全のため、森林病虫害の防除事業を実施するとともに、森林浴遊歩道などの整備を推進します。また、国・県有林についても、関係機関と連携・要望を行いながら環境の保全に努めます。
- ③ 林道網の整備や林業の担い手、団体の育成、県産材の利用促進や間伐材利用の推進等を図って、林業の活力の向上を促進します。
- ④ 町有林の利活用として、林業団体、製材所と連携し適正な森林整備や間伐を実施していきます。

重 (8) 水産業の振興 (担当課：農林水産課) ……

- ① 荒浜漁港の総合的整備を今後とも計画的に進め、漁業と海洋観光の振興基盤の充実、高潮対策の推進等を図ります。
- ② 宮城県漁業協同組合仙南支所巨理サケふ化場の改修により、サケの人工ふ化放流事業を推進するとともに、荒浜漁港の海苔人工採苗事業や稚貝（ウバ貝・アサリ貝）、稚魚（ヒラメ等）の放流を推進し、資源管理型漁業の振興を図ります。
- ③ 新規漁業者の受入支援体制の確立を図るなど、担い手の多様な発掘・育成・確保に努めます。また、関係機関と連携した指導体制と各種研修の充実強化、さらには、自主的活動の支援促進、水産金融制度の充実を図ります。
- ④ はらこめしや干しがれいなどの巨理ブランド品としての確立を図るとともに、産直施設の整備や物産イベントの活用等により販路の拡大を図ります。また、「元祖はらこめし」の発祥の地として、巨理町ならでの「はらこめし」の伝承にも努めます。



- ⑤ 農林産物と組み合わせた地場生鮮食材開発や鳥の海潮干狩りなどの充実強化、鳥の海地区全体の事業と連携した体験漁業など、都市との交流事業の開発等を推進します。

第2章 わたしとわたりのブランドづくり

2 工業の振興

異業種間の連絡交流活動等を活用し、既存企業を育成・支援していくほか、地域工業の中心を担っている食品加工業の振興、仙台東部道路巨理ICや常磐自動車道鳥の海スマートICの高速ネットワークなど、立地条件をいかした企業誘致の推進を図ります。

(1) 既存企業の育成・支援（担当課：商工観光課）

- ① 既存の中小企業の経営の安定を図るため制度資金を活用し、企業活動の支援・育成に努めます。
- ② みやぎ自動車関連産業活性化協議会・みやぎ高度電子機械産業活性化協議会・みやぎ南部地域ものづくり産業活性化協議会に参画し、異業種間の連絡交流活動や調査研究活動、情報提供活動等への支援に努めます。

(2) 地域工業の中心を担っている食品加工業の振興（担当課：商工観光課）

地域の特性をいかして事業展開している食品加工業を中心に、新たな販路拡大、新製品の開発を支援します。また、宮城県南部地域食品関連産業等活性化協議会に参画し、食品製造業関連産業の集積を図ります。



(3) 企業誘致の推進

- ① 巨理中央地区工業団地をはじめ、町内における工業・流通業務適地の整備・拡大に努めるとともに、企業を誘致し、地元雇用の拡大、定住化促進を図ります。(担当課：商工観光課・企画財政課)
- ② 企業のニーズに合わせた町独自の奨励金等の優遇制度を検討します。(担当課：商工観光課)
- ③ 県や関係機関、関係団体等の活用を図りながら、首都圏、中部圏における自動車産業、高度電子産業、食品産業への工場立地PRの展開、企業訪問の強化、また工場用地見学会の実施等について積極的に取り組み、企業誘致の推進に努めます。(担当課：商工観光課)

(4) 立地企業への支援事業の推進 (担当課：商工観光課)

立地操業企業に対して、助成制度等の情報提供などを通じて、積極的に支援します。

3 商業の振興

まちのにぎわいや活力を演出する場所として、魅力あるまちづくりに貢献できる地域商業機能の拡充や地域特産品の開発・販売等を推進し、地域商業の再生・活性化に努めます。

重 (1) 地域商業機能の拡充 (担当課：商工観光課)

- ① 水産センター「きずなポート“わたり”」1階に産直市場がオープンし、新鮮な農水産物が観光客等に提供されており、今後とも地産地消の場の形成を図ります。
- ② 町内商店街においては、道路整備など土地利用に十分配慮しながら、楽しく買い物ができる環境づくりの相談や、空き店舗の有効活用・定期市、イベント開催等についても支援します。
- ③ 特に荒浜地区の観光・交流拠点については、民間事業者の誘致に併せ、観光商業機能の充実を図ります。
- ④ わたりトコトン商人まつりは、全町的イベントとして今後とも継続して支援を図ります。
- ⑤ 大規模店舗進出については、県や商工会など関係機関と十分協議のうえ、中心市街地の活性化に努めます。

第2章 わたしとわたりのブランドづくり



(2) 経営の近代化の推進 (担当課：商工観光課)

- ① 各種資金制度の充実を図るとともに、地域商業活性化に係る各種研修活動の充実強化と後継者対策や商業者の意識改革を促し、時代の流れにあった経営感覚を持つ経営者の育成支援に努めます。
- ② 商店街での買い物の利便性を図るため、共通商品券発行事業の推進やポイントカード加盟店の増加に努めます。

重 (3) 地域特産品の開発・販売 (担当課：商工観光課)

いちごジャムや干しがれいなど、巨理町の農水産特産品の開発と連携し、特色あるふるさと商品の開発・販売の促進を図るとともに、生産、食品加工、流通・販売を一体的に取り組む6次産業化を推進します。また、開発された地域特産品等の販売の場の整備についても検討していきます。

(4) 起業支援相談体制の確立 (担当課：商工観光課)

町内で新しく事業を起こそうとする方や起業にあたり雇用を考えている方に対し、事業設立や雇用に関する助成制度等の相談に応じ、その窓口となる関係機関へ誘導することで、起業時の負担軽減を図ります。

4 観光の振興

「わたり温泉鳥の海」を巨理町の観光・交流拠点施設と位置づけ、全町一体となって特色ある観光地づくりを進めるため、「山」「川」「里」「海」「温泉」の豊かな自然資源や歴史資源、農林水産資源などをいかした滞在型の観光・リゾートの創造を目指して、各種の観光関連施策を推進します。

(1) 観光振興方針の確立 (担当課：商工観光課)

「わたり温泉鳥の海」を巨理町の観光・交流拠点施設と位置づけ、まちをあげて観光客の誘致に取り組んでおり、全町一体となって特色ある観光地づくりを進めるため、「山」「川」「里」「海」「温泉」の豊かな自然資源や歴史資源、農林水産資源などをいかした観光・リゾートの創造を目指し、民間活力の誘導も含めた振興を図ります。

重 (2) 観光推進体制の強化 (担当課：商工観光課)

- ① 観光協会体制の充実や広域的連携体制の強化を図ることにより積極的なPR活動を行うとともに、インターネットの活用や観光パンフレットの充実、観光情報誌・マスコミなどを利用した対外的な観光PRの強化と情報の提供に努めます。
- ② 町民参画による観光機能の強化を図るため、震災語り部の会と連携を図りながら、観光ボランティアを育成・組織するとともに、ガイドブックの作成や研修会の開催など活動を支援します。
- ③ 「わたりファンクラブ」や観光親善大使の充実強化を図り、巨理町の特産品や文化、自然といった魅力ある観光資源を広域的に発信します。
- ④ 拠点的な観光施設については、適切な維持運営を図るため、民間専門事業者やNPOなどへの委託も含めて、効率的な管理運営体制の確立を検討していきます。



第2章 わたしとわたりのブランドづくり



重 (3) 観光拠点の整備充実 (担当課：商工観光課) ……

- ① 津波の被害を受けた観光拠点施設「わたり温泉鳥の海」が営業を再開し、徐々にではありますが県内外からの観光客も回復しつつあります。鳥の海スマートICの開通に伴い、「わたり温泉鳥の海」をはじめ町内各所へのアクセスが良くなることから、観光資源やその周辺の整備を検討実施します。
- ② 「わたり温泉鳥の海」については、利用者や観光客の増加を図り、健全な経営を行います。
- ③ 荒浜に位置する観光・交流拠点については、民間事業者の誘致と併せ、観光商業資源としての検討、整備を推進します。

重 (4) 多様な観光機能の開発と強化 (担当課：商工観光課) ……………

- ① 地域資源を洗い出し、磨き上げるにより、地域の特性をいかした地域C I^{*}事業の推進を検討し、町外に向けての情報発信機能の充実や町のイメージアップの充実に努めます。
- ② 鳥の海PAや鳥の海スマートICの整備に伴い、観光誘客に向け、直販体制の拡充や特産品開発体制の充実強化を図り、観光を地域産業活性化に結びつけるよう努めます。
- ③ 周辺市町や宮城県と連携のうえ、広域的な観光ルートの検討開発や、観光イベントなどの創出・参加に努めます。
- ④ 滞在型市民農園や体験型漁業施設の整備、いちご観光農園の拡充等を進め、滞在型交流機能の強化を図ります。
- ⑤ 地域活性化イベント事業（わたりふるさと夏まつり、荒浜漁港水産まつり、伊達なわたりまるごとフェア、わたりトコトン商人まつりなど）を活用するとともに、仙山交流など県外との交流事業を多様に企画開催し、通年観光イベントの実施体制の確立を図ります。

※地域C I・・・地域に最もふさわしいシンボリックな資源を戦略的に創造することにより、より魅力的なその地域らしさを形成する手法。

重 (5) 案内標識等の整備と町民ホスピタリティーの醸成 (担当課：商工観光課) ……………

- ① すべての人が安心して巨理町を訪れ、快適で楽しく滞在することができるよう、分かりやすい案内標識や説明板などの施設整備を進めます。
- ② 町民が観光客や来訪者に温かくわがまちを紹介・案内ができるよう、広報啓発活動や生涯学習等を通じて、町民のホスピタリティーの醸成を進めます。



第2章 わたしとわたりのブランドづくり

5 雇用対策と勤労者福祉の充実

雇用環境や産業構造の変化、景気変動への総合的な対応を進め、若年層に魅力のある就業の場の提供や、高齢者・障がい者・女性などの意欲と能力が十分に発揮できる就業機会の拡充に努めます。

(1) 雇用の安定（担当課：商工観光課）

- ① 技術革新に対応した人材や後継者の育成・養成を図るため、研修機会の充実等に努め、雇用・就業機会の確保拡充に努めます。
- ② 定年延長や再雇用制に関する国の助成制度の活用等を奨励するとともに、高齢者・障がい者等の雇用機会を増やすため、広域的連携を強化して、職業情報提供の充実やシルバー人材センター活動の充実支援等に努めます。

(2) 若年労働者の地元就職対策の推進（担当課：商工観光課）

ハローワークや教育機関との連携を行いつつ、町内の立地企業に対し、地元住民が雇用されるよう採用枠の拡大要請を積極的に推進します。

(3) 福利厚生充実（担当課：商工観光課）

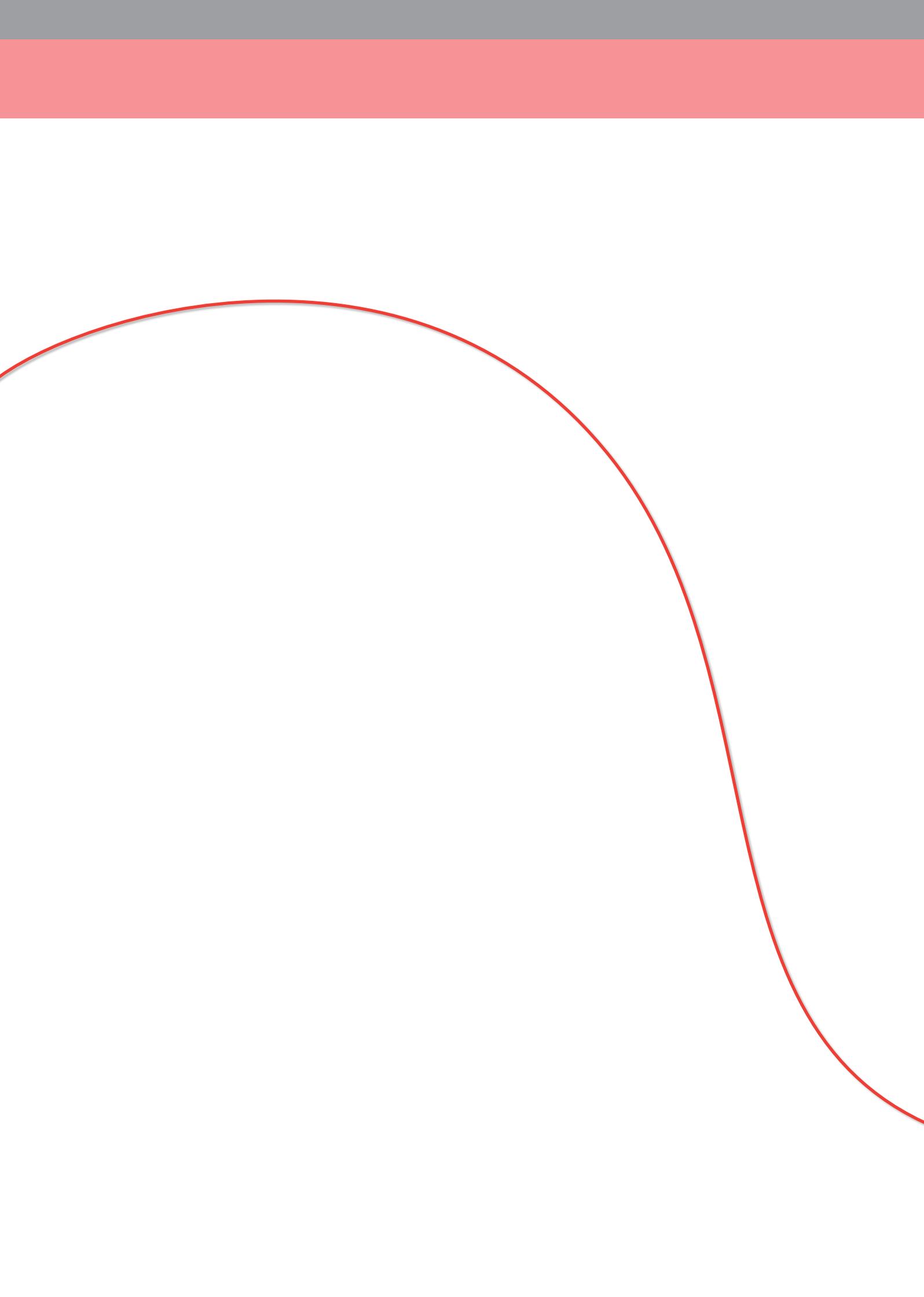
- ① 労働時間の短縮、最低賃金制度の周知、資金貸付制度の利用促進等、雇用労働条件の改善・向上に向けた普及啓発活動の充実等に努めます。
- ② 余暇を有効に利用できるスポーツ・レクリエーション活動や文化活動の場の確保・拡充に努めて、勤労者福祉の増進を図ります。

(4) 男女共同参画に伴う職場環境の整備促進（担当課：商工観光課）

男女共同参画に伴う職場環境の整備を図るとともに、多様な就業形態を可能にする条件の確保に努めます。また、職場内でのセクシャル・ハラスメント問題等に対し、その対策に関する周知・啓発を図ります。

(5) 仕事と家庭との両立の支援（担当課：福祉課・企画財政課）……………

子育てへの男女共同参画に関する広報・啓発活動、情報提供の推進や講座・セミナーの開催、カウンセリング事業の推進、事業所等への啓発の推進を通じ、仕事と家庭との両立を支援していきます。





第3章
ともに学び育て合う
人づくり

第3章 ともに学び育て合う人づくり

1 学校教育の充実

家庭や地域のニーズを踏まえながら、社会情勢が大きく変化する中でさまざまな教育課題（学力の向上、志教育、親の学びの機会等）に適切に対応していくとともに、開かれた学校づくりを進め、新しい時代に即応する教育内容、指導方法の改善、教職員の資質・指導力の向上等に地域と一体となって取り組みます。また、それぞれの学校での特色ある教育活動を支援するとともに、施設老朽化や児童数の変動を考慮した学校教育施設・設備の整備・充実を図り、学校での防災対策と事故防止体制を強化して、安全で安心な学校づくりを推進します。

(1) 小・中学校の各学校施設の改善・整備（担当課：学務課）

巨理町の小・中学校の各学校施設については、年次計画により整備を図ります。特に、校舎・体育館の耐用年数を鑑みるとともに、老朽化の度合いにより優先順位を考慮し整備に努めます。また、大規模災害発生時の避難・収容場所としての機能の確保を図るため、施設の改善整備に努めます。設備については、老朽化した教育機器の更新・改修等の整備を今後とも計画的に進めます。

● (2) 創意ある教育課程の編成・実施・評価（担当課：学務課）

確かな学力・豊かな心・たくましい体の調和のとれた「生きる力」の育成に努めます。

- 基礎・基本の確実な習得と定着及び活用力の育成に努めます。
- 学習習慣の確立と主体的学習による学力向上の推進及び体験学習の充実を図ります。
- 規範意識を大切に心身の教育及び「志教育」の推進を図ります。
- 研修会の開催等により、教員の指導力の向上を図ります。
- 児童生徒の基礎体力の向上及び健康増進を図ります。
- 情報化社会に対応して、コンピューターに関する教育の充実を図り、インターネットなどによる情報活用能力の育成に努めます。
- 外国人講師の活用や海外派遣事業等によって、国際化社会に対応しうる人材の育成に努めます。
- 教育課程の適切な評価と公表の実施を図ります。



(3) 児童生徒の安全確保と安全教育の推進（担当課：学務課）……………

- ① 各小中学校において、危機管理マニュアルの策定や学校安全委員会等の校内組織を設けるなど、安全に関する校内体制を整備するとともに、安全点検や防犯訓練の常時実施、校門等の適切な管理、防犯関連設備の実効性ある運用等に努めます。
- ② 学校教職員に対する防犯研修や児童生徒に対する防犯教育等を、警察や関係機関の協力を得て実施し、防犯対策に努めます。
- ③ 各学校ごとに、PTAや地域の自治会と学校が連携して、地域ぐるみで児童生徒の安全を守る組織づくりを進め、通学路の安全点検を行うなど、犯罪を未然に防ぐ環境づくりに努めます。また、「巨理町通学路等安全対策推進会議」において、国県の関係行政機関と町の関係部署が連携しながら、通学路の安全確保に向け取り組みます。
- ④ 不審者情報等を地域で共有できるネットワークの構築や、児童生徒の見守り防犯活動の充実に努めます。
- ⑤ 近年の交通情報を踏まえ、警察や関係機関の協力を得て、小・中学校における交通安全教育の充実に図り、児童生徒の安全確保に努めます。

第3章 ともに学び育て合う人づくり



重 (4) 地域と結びつけた教育活動の推進 (担当課：学務課)

- ① 各学校が自主的・主体的に各種栽培活動、職場体験、人権・福祉体験などの特色ある教育活動を行うとともに、学校の運営や教育活動について、保護者や地域の人に様々な情報を提供するよう努めます。
- ② 保護者や地域の人々が学校の教育活動について理解を得るため、意見交換できる場として研修会、講習会を開催するとともに、学校運営について校長に提言できるシステムづくりに努めます。
- ③ 子どもの学習活動を支援するため、学校・家庭・地域のネットワークづくりを推進し、各学科や総合的な学習の時間、クラブ活動などにおいて地域の人材や教育力をいかした教育の実践を図ります。
- ④ 家庭教育の啓蒙普及を図ります。
- ⑤ 学校、青少年育成推進協議会、PTA、子供をみまもり隊、子ども会育成会等の連携強化を図り、地域との連携をいかした健全育成ネットワークづくりを進めます。

(5) 児童生徒の健全育成、心の教育の推進 (担当課：学務課)

- ① 学校・家庭・地域において、モラルの向上と隣人や自然に対するやさしさ、物事への判断力や目標に向かって常に努力する等の感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成に努めます。
- ② 小・中学校にスクールカウンセラーや相談員を配置し、児童生徒及び保護者等の悩み、不安、ストレス等を積極的に受け止め、その問題解消に努めます。

(6) 特別支援教育体制の推進 (担当課：学務課)

学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等の発達障がいを持つ子どもに対し、支援ネットワークづくり等の総合的支援体制の整備を図ります。

(7) 学校給食の充実と食育の推進 (担当課：学務課)

- ① アレルギー対策にも配慮した給食施設の整備を検討しながら、より安心でおいしい学校給食の提供を図るとともに、食育の推進により、食への知識や技能を高め、自らの健康づくりに意欲的に取り組む児童生徒を育てます。
- ② 巨理町学校給食センターは、施設(建物)や調理機器類の老朽化が目立ち、また、調理室が手狭であることなどから、早急に解消に向けた改善・整備を進めます。



重 (8) 就学前教育の振興 (担当課：学務課)

幼稚園への就園を奨励するため、保護者の経済的負担を軽減するよう助成を行い、幼児教育の振興を図ります。ただし、平成27年度から子ども・子育て支援制度が施行され、この新制度に移行しない私立幼稚園に通う幼児に対してのみ幼稚園就園奨励費補助を行います。

(9) 高等学校教育等の充実

- ① 地域に根ざした人材づくりのため、宮城県巨理高等学校への工業科、観光情報科の新設を関係機関へ働きかけていきます。(担当課：企画財政課)
- ② 高等学校以上への進学を援助するため、奨学資金貸付事業の周知と活用を図り、巨理町の将来を担う人材の育成に努めます。(担当課：学務課)

2 生涯学習体制の充実と活動の推進

全町的な生涯学習推進体制の構築を図るとともに、多様に進められている学習活動の情報を集約し、各分野を横断する総合的な生涯学習支援体制の確立に努めます。また、各公民館や悠里館（図書館・郷土資料館）などの生涯学習拠点施設の整備充実・有効活用を図り、生涯学習の基盤整備に努めます。

重 (1) 生涯学習推進体制の整備充実（担当課：生涯学習課）

- ① 巨理町の生涯学習を総合的に企画・調整・推進するため、多様に進められている学習活動の情報を集約し、各分野を横断する生涯学習推進体制の整備充実を図るとともに、町民ニーズに対応した学習機会の提供に努めます。
- ② 学習指導者の発掘や生涯学習ボランティア育成に努め、生涯学習支援人材バンクの充実を図ります。また、学習成果をボランティア活動等によってまちづくりにもいかすことができるように支援します。

(2) 生涯学習活動の情報発信の充実（担当課：生涯学習課）

生涯学習カレンダーの発行、広報紙やホームページ等を活用した情報発信の充実を図ります。

重 (3) 生涯学習機会の充実と学習成果の地域還元（担当課：生涯学習課）

- ① 生涯学習機会の充実を図るため、町民の学習ニーズを把握し、きめ細やかな教室・講座の開催テーマや開催時間、開催方法を全分野にわたって設定するなど、効果的な学習活動の展開に努めます。
- ② 生涯学習活動成果の発表の場として、イベントなど多様な発表機会や広域的な発表、広域相互の交流機会の確立、拡充に努めます。また、学習成果をボランティア活動等によってまちづくりにも還元できるよう支援します。



重 (4) 多様な学習機会、交流機会の充実 (担当課：生涯学習課)

- ① 家庭教育や子育てに関する情報及び学習機会の提供により、親としての「学び」と「育ち」を支援します。子育て相談や親子の交流の場を提供するとともに、地域で家庭教育や子育てを支援する人材の養成等を行います。また、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保に取り組みます。
- ② 青少年教育の推進や、幼児や大人など異なる世代との交流を図るとともに、体験活動を通じて地域の環境・歴史や産業について学ぶことにより、豊かな心、社会性、自ら考え行動する力等の育成を図ります。
- ③ 成人教育の推進を図りながら各種団体、サークル等と連携、交流を密にし、地域ぐるみで子どもを取り巻く有害環境の浄化など健全育成活動を促進します。

(5) 図書館活動の充実 (担当課：生涯学習課)

- ① 生涯学習の拠点として、多様な個人学習ニーズに対応できるよう、今後とも図書や資料の収集を積極的に行うとともに、閲覧相談業務の充実、他市町村図書館との連携に努め、利用しやすい図書館運営を目指します。
- ② 読書活動の支援及び総合的な学習のため、団体、地域、学校等と連携しながら子どもの読書習慣の推進に努めます。

(6) 生涯学習拠点施設の整備充実 (担当課：生涯学習課)

- ① 中央公民館をはじめ既存の各施設については、利用しやすいように整備を充実し、老朽施設・設備の改修を含めて計画的に推進します。
- ② 施設は、指定管理者制度や民間活力の導入などを検討し、地域に密着した、より利便性が高く、質の良いサービスの充実に努めます。

3 芸術・文化活動の充実

活動拠点として町民会館の整備について検討するとともに、町民の間で自主的に取り組まれている芸術文化活動への一層の支援を行い、多面的な交流を促す芸術文化イベントの創出や、より質の高い芸術文化の鑑賞機会の提供、指導者やリーダー養成の充実を図り、誇れる芸術文化風土の醸成に努めます。

(1) 活動拠点施設の整備と全町的な芸術文化活動の推進（担当課：生涯学習課）

- ① 活動拠点となる町民会館の整備内容を検討します。また、ホールボランティアや芸術文化ワークショップ活動に町民が参画できる体制を整備し、町のシンボルとなる魅力的な自主文化事業の創出に努めます。
- ② 講演会や演劇公演、音楽会など、優れた芸術文化に接する機会の充実に努め、芸術文化に対する町民の関心と理解を深めていきます。また、巨理町文化祭などの創作活動成果の発表機会の拡充を支援し、芸術文化の定着に努めます。

(2) 芸術文化団体の育成と指導者の確保（担当課：生涯学習課）

- ① 町芸術文化協会をはじめ各種文化団体・サークルの自主的活動を積極的に支援し、団体・サークルの育成・活動活性化を促進します。
- ② 芸術文化の向上を図るため、優れた個人・団体・指導者に「巨理町文化賞」を授与し、その活動等の奨励を行います。

(3) 広報活動の強化（担当課：生涯学習課）

各種芸術文化団体の活動内容、講演会予定などについての広報活動の充実に努め、町民の参加意識の高揚を図ります。



4 生涯スポーツの振興

地域の人たちが主体的に運営し、誰もが生涯の各時期にわたって体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるよう、常に多様なスポーツイベントやスポーツ教室・クラブの開設等に努めるとともに、スポーツ施設・設備の充実を図ります。



● (1) 町民総参加による生涯スポーツの振興 (担当課：生涯学習課)

- ① 地域の人たちが主体的に運営し、誰もが生涯の各時期にわたって体力や技術、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるよう多様なスポーツイベント、スポーツ教室の開設等に取り組みます。また、町内各スポーツ行事情報などを収集提供できるよう、インターネット等を活用した情報管理体制の確立を図ります。
- ② 各体育館・公民館・海洋センターなどと連携を図りながら、町民各層が日常生活の中で気軽に楽しめるような各種スポーツ教室・スポーツ大会の開催に努めます。また、各種スポーツ教室等の参加者が自らサークル・愛好会等を組織して活動できるよう、支援します。

(2) 生涯スポーツ関係団体・指導者の育成と競技力の向上 (担当課：生涯学習課)

- ① 巨理町体育協会、スポーツ少年団の活動の支援を図ります。また、各団体の連携・交流の強化を図ります。
- ② スポーツ指導者等の研修会や資格取得講習会への参加を促進し、スポーツ指導者の育成確保を図ります。
- ③ 競技スポーツについては、すぐれた専門的指導者の確保を各競技団体に強く求めていきます。また、競技力水準の向上のため、優秀選手や団体に全国大会等出場の助成や「巨理町スポーツ賞」を授与し、顕彰します。

第3章 ともに学び育て合う人づくり

重 (3) スポーツ施設・設備等の充実と効率的活用の推進 (担当課：生涯学習課) ……………

- ① 各体育館や海洋センターなど、既設の屋内・屋外スポーツ施設等の充実に努め、施設・設備の老朽化等に対応し改修整備を行います。また、高齢者や障がい者とともに利用できるよう、施設のバリアフリー化への改修に努めます。
- ② 学校体育施設の開放については、開放状況や利用手続き方法などを広く情報提供し、利用の促進を図ります。
- ③ 亘理町スポーツ活動の拠点施設となる総合体育館・町民広場については、公共ゾーン全体の事業計画の中で検討し、整備推進を図ります。
- ④ 主要なスポーツ施設の管理運営については、民間委託も含めて検討し、利用者にとって利用しやすい管理運営に努めます。

重 (4) スポーツイベント・交流事業の推進 (担当課：生涯学習課) ……………

- ① わたり鳥の海マラソン大会は、町外の参加者も多く、亘理町のシンボルイベントになっていることから、今後とも全町的な実施体制を確立して継続実施していきます。
- ② 広域的なスポーツ大会や交流イベントの誘致・開催及びこれらイベント等への積極的な参加促進に努めます。
- ③ 健康づくりのためのスポーツイベントなど、町民が主体となった活動を促進するとともに、町民の相互交流を図りながら、連帯意識の高揚に努めます。



5 文化財の保護・伝承及び活用

巨理伊達家歴代墓所や国指定史跡三十三間堂官衙遺跡をはじめとする多数の文化財や伝統芸能、歴史的景観の適切な保存に努めるとともに、文化財保護団体等の育成を通じ、有形・無形の貴重な文化財の保護体制及び周知活動の充実等に努めます。

重 (1) 文化財・文化遺産の保護・保存と活用の推進 (担当課：生涯学習課)

- ① 国指定史跡「三十三間堂官衙遺跡」は、発掘調査の成果を踏まえ、「史跡整備計画」を策定して事業を推進します。
- ② 「巨理伊達家歴代墓所」について、町指定文化財「伊達実元霊屋」の修復や歴代墓所の環境整備を行い、御開帳や史跡案内等を通じて県内有数の文化財であることを周知していきます。
- ③ 町内の遺跡・史跡等の標柱、案内板、説明板等について、毎年5～6ヶ所設置し、町の文化遺産を広く周知するように努めます。
- ④ 町内の文化財、遺跡・史跡については、ボランティア等を活用して、町民の協力のもと保護と保存に努めます。
- ⑤ 国指定史跡三十三間堂官衙遺跡及び伊達成実公をはじめとする巨理伊達家歴代の貴重な文化財などの歴史・文化遺産について、次世代へ継承するために保護と保存の重要性を周知します。また、巨理町の歴史観光資源として活用できるように関係機関と連携を図るとともに、環境整備に努めます。

(2) 郷土の歴史と生活文化に親しむ活動の推進 (担当課：生涯学習課)

- ① 地域文化の担い手、民俗芸能保持団体の活動を支援しながら指導者と後継者の育成を推進し、次世代への継承を図ります。
- ② 文化財や伝統文化、民話などを身近な文化遺産として認識し、次世代へ伝えていくために、郷土資料館活動と学校教育の連携を図ります。

第3章 ともに学び育て合う人づくり



● (3) 郷土資料館活動の充実 (担当課：生涯学習課)

- ① 巨理町の歴史、考古、民俗に関する資料を広く収集することにより、町の歴史と文化を探究し、企画展等の活動を通して町民に還元していきます。
- ② 町の歴史と文化に触れる講演会や体験学習会等を開催し、教育普及活動の充実を図ります。
- ③ 郷土資料館が研究機関としての役割を果たせるよう、職員の専門性を高める知識や技術の習得に努めます。

● (4) 町史編さん事業の推進 (担当課：生涯学習課)

平成19年度に刊行した町史（現代編）に引き続き、自然編及び民俗編、資料編の編さん作業を推進します。

6 国際交流・地域間交流活動の推進

国際化の時代に対応するため、芸術・文化面やスポーツ面、産業面での多彩な交流活動を育成振興するとともに、国内外の諸都市との連携などを通じた、多面的な交流を推進していきます。

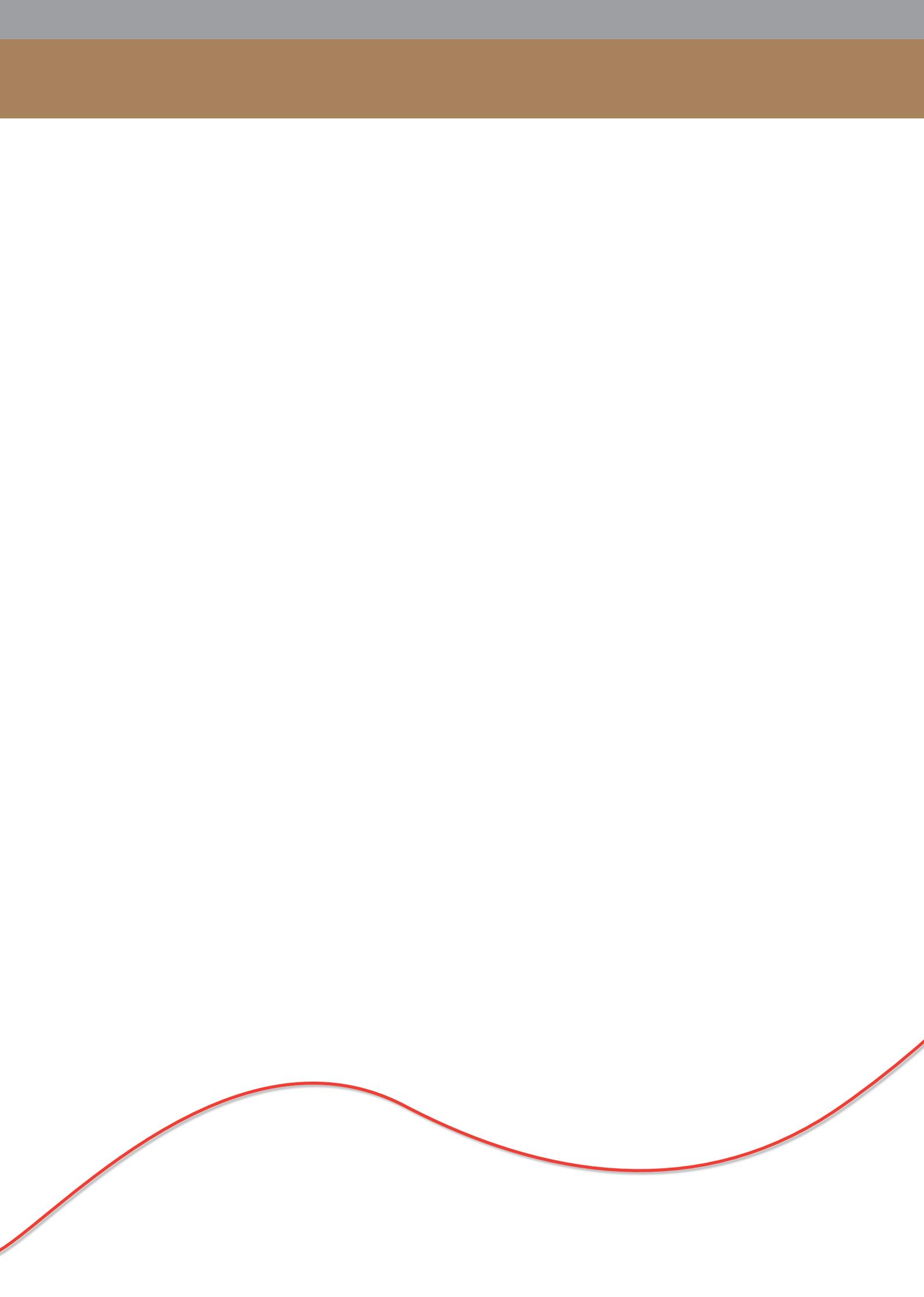
重 (1) 県内外の都市とのふれあい交流活動の推進

- ① ふるさと姉妹都市北海道伊達市や大分県日出町との多彩な交流事業を実施していきます。
(担当課：企画財政課)
- ② 伊達藩「ふるさと姉妹都市・歴史友好都市」連絡協議会（構成：伊達市、巨理町、山元町、新地町、柴田町）活動についても、今後とも継続して実施します。(担当課：企画財政課)
- ③ 県内外の市町村と連携し、芸術・文化・スポーツ・産業など多彩な交流事業を進めます。
(担当課：企画財政課・生涯学習課・農林水産課・商工観光課)

重 (2) 国際交流活動の充実

- ① 次世代を担う国際感覚豊かな人材を育てることを目的に、中学2年生を対象としたオーストラリアへの巨理町中学生海外派遣事業を継続して実施するとともに、オーストラリアとの相互交流・ホームステイ受け入れ事業に向けて、県や町の国際交流協会との連携により受け入れ体制を整備します。
(担当課：企画財政課・学務課)
- ② 国際交流協会わたりと連携し、町内、あるいは周辺に居住している留学生等との交流、町内で生活している外国人を対象とした日本語教室の開催をはじめ、国際化に対応した各種情報の提供システムやわかりやすい案内表示等の整備を図り、外国の人々を温かく迎え、活動しやすい環境づくりに努めます。(担当課：企画財政課)
- ③ 国際感覚を育むため、幼児期から外国の文化や言語に触れる交流活動を実施します。
(担当課：福祉課・企画財政課)
- ④ 教育、文化、スポーツ、産業等の人材育成を推進するため、多方面の国際親善・交流活動の活性化に努めます。(担当課：企画財政課)
- ⑤ 町民の国際ボランティア活動への参加を促すなど、国際協力活動の推進について検討します。
(担当課：企画財政課)







第4章
未来に続く
健康づくり

第4章 未来に続く健康づくり

1 保健・医療・福祉の連携強化と活動拠点の整備

健康づくりの主役は町民であるという認識のもと、保健・医療・福祉の各分野が共通の理解と連携を図りながら、健康寿命の延伸と健康格差の縮小のための活動拠点としての保健福祉センターを平成31年度に開設すべく、事業を推進します。

④ (1) 保健福祉センターの整備 (担当課：健康推進課・福祉課) ……………

保健福祉センターには、健康づくり事業・介護予防事業が効果的に展開できるよう、施設整備を図ります。また、災害時における要配慮者の避難施設、医療救護活動の拠点としての機能を整備します。

(2) 保健・医療・福祉の連携強化 (担当課：健康推進課・福祉課) ……………

保健・医療・福祉の各分野にわたる総合的な連携会議を定期的に行い、ネットワークの強化を図ります。

2 健康づくりの推進

生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばすために町民一人ひとりがライフステージに応じた健康づくりに取り組めるよう、「第二次健康わたり21」及び「第2次巨理町食育推進計画」に基づき、事業の推進を図ります。

④ (1) 町民主体の健康づくり体制の確立 (担当課：健康推進課) ……………

「第二次健康わたり21」及び「第2次巨理町食育推進計画」を推進し、関係機関と連携を図りながら、町民自ら健康づくりに取り組める体制を整えます。特に、食生活改善推進員協議会及び運動支援地域サポーターの会等の、健康づくり活動を担う関係機関と協働し、健康づくり体制の強化に努めます。

④ (2) 生涯現役を目指した健康づくり事業の推進 (担当課：健康推進課) ……………

妊婦から高齢者に至るまでの各ライフステージに応じて、生活習慣病予防及び重症化予防に着目した健康づくりを推進します。

- ① 若人健診、特定健診、シルバー健診の受診率の向上と生活習慣病の発症予防、重症化予防の保健指導の充実を図り、より良い生活習慣への行動変容に繋がるように努めます。
- ② 死亡原因の第1位を占めるがんの早期発見、早期治療のため、がんについての啓発及び検診受診率の向上を図ります。
- ③ 住民の健康情報を一元的に管理できる健康管理システムを導入し、地域特性に合わせた健康づくりを支援していきます。

● (3) 母子保健事業の推進 (担当課：健康推進課)

「巨理町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、将来の生活習慣病予防に向け、妊娠期から乳幼児期の各ライフステージを通して、より良い生活習慣が獲得できるよう支援していきます。また、妊娠・出産包括支援事業について、関係機関と連携をとりながら検討していきます。

- 妊娠期から乳幼児期までの各期間における健康な体づくりを支援します。
- 親が子どもの発達・発育を理解し、見通しをもって子育てができるよう支援します。
- 親が安心して子育てができるよう、保健指導や相談等により対応します。
- 子どもを持ちたいと思う不妊に悩む夫婦を支援します。

● (4) 食育推進事業の推進 (担当課：健康推進課)

「第2次巨理町食育推進計画」に基づいて、町民一人ひとりが「食」を生きる上での基本としてとらえ、生涯にわたり、心身ともに健全で豊かな生活が送れるよう、ライフステージに応じた食育事業に取り組みます。また、食育推進会議を開催し、「食育」に関わる機関・団体等とのネットワークづくりを進め、「食育」に関する情報の交換・共有を図り、「食育」を支える推進体制の整備を図ります。

● (5) こころの健康づくりの推進 (担当課：健康推進課・福祉課)

こころの健康づくりの知識の普及を図り、健康教育・相談などを通して、こころの健康の保持増進に努めます。また、医療との連携による精神障がい者ケアマネジメントの推進、自立と社会経済活動への参加促進のため、地域移行支援、地域定着支援の推進に努めます。

第4章 未来に続く健康づくり

3 保健・医療体制の充実

町民が不安なく暮らせるよう、関係機関と連携し、地域医療の整備充実に努めていきます。



(1) 救急医療体制の整備充実 (担当課：健康推進課) ……

- ① 一次救急医療は、巨理郡医師会の協力による「休日当番医制」により、休日における急病患者的の診療体制を維持します。また、関係機関と連携し、「平日夜間初期救急外来」の実施による平日における夜間の診療体制を維持します。なお、休日・夜間診療案内や「こども夜間安心コール」事業の充実を県に要望し、緊急時に対応できる環境を整えます。
- ② 二次救急医療は、関係機関と連携し、病院群輪番制による診療体制の充実強化に努めます。また、病状が急変しやすい小児の救急医療にも不安なく対応できるよう、県へ強く要望していきます。
- ③ 歯科における休日の急病患者に対応できるよう関係機関と連携し、「休日歯科救急診療事業」の充実強化に努めます。

(2) 地域医療体制の整備充実 (担当課：健康推進課) ……

- ① 巨理郡医師会と連携し、「かかりつけ医」の普及を図ります。
- ② 広域的な視点に立った医療資源の活用のため、特に専門的二次医療サービスの確保充実について、関係機関と連携しながら積極的に推進していきます。
- ③ 産科・小児科専門医の確保について、関係機関と連携しながら対応していきます。

(3) 感染症を含めた疾病予防の推進 (担当課：健康推進課) ……

- ① 「巨理町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、新型インフルエンザ等の感染症に応じた対策を実施します。
- ② 疾病予防の適切な医療サービスが受けられるよう、医療機関等の協力を得ながら総合的な予防医療の体制整備の充実を図ります。

4 地域福祉の推進

町民一人ひとりの多様なニーズに対応し、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくるため、地域福祉に関わる各種の施策を推進します。

● (1) 地域福祉のネットワーク化と相談活動の強化 ……………

- ① 保健・医療・福祉の関係団体はもちろん、その他の各種団体等と幅広く連携し、地域福祉ネットワークの強化を図ります。(担当課：健康推進課・福祉課)
- ② 福祉情報の提供や福祉・保健に関する相談窓口の拡充、さらには民生委員・児童委員などによる日常的な相談体制の強化を図ります。(担当課：福祉課)

(2) 地域福祉団体等の育成支援と福祉サービスの質の確保 (担当課：福祉課) ……………

- ① 地域に根ざした活動の展開を図るため、社会福祉協議会の財政基盤の充実や組織体制の強化を支援するとともに、地域福祉活動の拡充に対し、積極的に支援していきます。
- ② 各種福祉団体への支援及び指導に努めるとともに、各団体の連携を進めて、活動の広がりを促します。

(3) 福祉意識の高揚と広報活動の充実 (担当課：福祉課) ……………

- ① 幼児から高齢者までの各世代の福祉意識の高揚を図るため、学校教育や社会教育活動の中で福祉教育の充実を図ります。
- ② 「巨理町第2期障害者計画」及び「第4期障害福祉計画」、「巨理町子ども・子育て支援事業計画」、「第6期巨理町高齢者保健福祉計画・介護保険計画」など、地域福祉に関する広報と啓発活動の拡充を通して、町民の福祉意識の高揚を図ります。

第4章 未来に続く健康づくり

重 (4) 福祉人材の育成・確保体制の拡充 (担当課：福祉課) ……………

- ① 介護教室等の充実支援を図り、誰もが受講しやすい環境を整えるなど、福祉人材の育成確保に努めます。
- ② ボランティアセンター機能の充実を図り、ボランティア情報の提供体制の確立、福祉ボランティアの育成・登録の拡充等を進め、指導者・グループリーダーの養成と資質の向上に努めます。

重 (5) 人にやさしいまちづくりの推進 (担当課：福祉課・都市建設課・生涯学習課) ……………

高齢者や障がい者などが支障なく安心して過ごせるよう、各種施設のバリアフリー化や道路、歩道の改修整備に努め、生活環境の充実を図ります。



5 児童福祉・子育て支援対策の充実

少子化の進行といった今日の状況を踏まえ、子育ては社会全体への貢献でもあるということを確認し、「巨理町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図ります。

安心して働ける体制を整備し、仕事と家庭との両立が可能なまちづくりを推進するとともに、幼児期の学校教育・保育サービスの総合的な対応を図ります。また、障がいを持つ子どもとその家族の支援や子どもの虐待の予防対策などに対して、関係機関と連携しつつ多角的に支援していきます。

● (1) 子育てのサポート体制の整備 (担当課：福祉課)

子育て家庭の多様なニーズに即し、病児・病後児保育事業の実施や休日保育の充実を図るとともに、少子化の影響等を総合的に勘案しながら保育施設の整備等による定員拡大を図り、待機児童ゼロを目指します。

また、質の高い幼児期の学校教育（幼稚園）・保育・地域の子育て支援を提供できるよう、積極的に取り組みます。

なお、必要に応じて「巨理町子ども・子育て支援事業計画」を見直すなど、町民のニーズに柔軟に対応していきます。

- 保育施設等の整備
- 利用者支援事業の実施
- 病児・病後児保育の実施
- 休日保育の充実
- 一時預かり（幼稚園預かり保育）の実施
- ファミリー・サポート・センターの充実

● (2) 子どもの心身の健やかな成長の支援

① 地域における子育て支援サービス (担当課：福祉課)

地域社会全体での子育て支援や、社会資源をいかした連携を通じて、子どもの育成支援を推進します。

また、地域子育て支援センターなどの子育て支援サービスを、いつでも気軽に利用でき、安心して子育てができるよう積極的な情報発信に努めます。

第4章 未来に続く健康づくり

- 地域子育て支援センター事業の充実
- 保育所・児童館等における子育て支援事業の充実
- 子育て支援情報の提供
- 子育てサークルの支援
- 児童家庭相談の充実
- 民生委員・児童委員の活動の充実



② 児童の健全育成（担当課：福祉課・学務課・生涯学習課）

子どもたちが地域の一員として主体的に社会参加できるよう、地域と行政・関係団体が連携し、引き続き健全育成のための環境づくりに取り組みます。また、地域活動への子どもの意見反映や参加の機会、地域の自然環境や経験豊かな人材の活用による、多様な体験活動の機会を充実させます。

- 児童の居場所づくりとしての中央児童センターや児童館の利用促進
- 子ども未来ネットワーク協議会を中心とする関係機関の協力を得ながら、いじめ、幼児・児童虐待等、児童や家庭の問題を気軽に相談できる総合的な相談支援体制の強化



- 放課後児童クラブの整備
- 放課後子ども教室の実施及び放課後総合プランの体制整備

③ 次代の親の育成と参画（担当課：福祉課・学務課・生涯学習課・企画財政課・町民生活課）

次代の親となる中学生等を対象にした子育ての意義や大切さを学ぶ機会の拡充をはじめ、自死や不健康等の思春期の問題の未然防止や兆候の早期発見に取り組み、子どもの心のケアのための相談体制を充実させます。

また、まちづくりは未来づくりであり、その主役は未来を担う子どもたちです。子ども自身もまちづくりを担う町民の一人として主体的に参画していくための仕組みづくりに取り組みます。

- 思春期保健相談体制の充実
- 思春期保健体験事業の充実
- 関係機関の連携の推進
- まちづくりに関する子どもの参画・協働促進
- 魅力ある出会いのきっかけづくり

④ 家庭や地域の教育力の向上（担当課：福祉課・生涯学習課）

幼児期の子どもたちの成長に関わる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど、育児や家庭教育に関する学習機会の提供に努めます。

⑤ 子育て支援ネットワークづくり（担当課：福祉課）

子育て支援ネットワークの構築と拡大が重要であるとの認識のもと、町民や関係団体の協力を得るため、情報共有を通じて子育て支援に結びつける体制の強化に努めます。

- 子育て支援ネットワークの支援
- 子ども未来ネットワーク協議会の運営

重 (3) 特に支援を必要とする子どもや家庭への支援

① 障がい児対策の充実（担当課：福祉課・学務課）

近年、学習障害（LD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）などの「発達障がい」に関する相談件数が増加傾向にあることから、今後も障がい児やその家族が必要なサービスを受けられ、子どもが地域の一員として最善の利益を実現できるよう、関係機関や関連施設等と連携しながら障がい児施策の体系的な推進に取り組みます。

- 障がい児相談・支援拠点施設（二杉園）の整備と機能強化
- 療育支援事業（心理相談・施設巡回相談）の充実
- 障がい児保育の実施
- 特別支援教育の充実
- 児童発達支援事業充実
- 在宅福祉サービスの推進
- 幼児発達支援事業の充実

第4章 未来に続く健康づくり

② 子どもの虐待防止対策の充実（担当課：福祉課）

子どもの虐待の予防や問題の早期発見、事後の適切かつ迅速な対応を図るため、引き続き児童虐待全国防止ネットワークの活用や子育て総合相談の充実、さらには、養育支援訪問事業として保健師等による専門的指導や、育児・家事支援が必要な家庭への支援を行います。

- 要保護児童対策部会の推進
- 子ども虐待防止の啓発
- 児童家庭相談の充実
- 養育支援訪問事業の充実
- 児童に関係したドメスティック・バイオレンス（DV）対策の充実

③ 心の問題を抱える子どもへの対策（担当課：福祉課・学務課）

子どもやその家族、学校が抱えるさまざまな悩みに対して、教育委員会や関係機関と連携した支援を行います。

- 震災の影響を受けた子どもと保護者へのカウンセリングの実施
- 不登校等の支援体制の強化

④ ひとり親家庭等の自立支援の推進（担当課：福祉課・学務課）

ひとり親家庭の自立にとって、子育てと就業の両立は必要不可欠であることから、引き続き母子自立支援員などによる情報提供や相談の充実を図るとともに、関係機関と連携し経済的支援や就労支援を進め、自立と生活安定を促します。

- 生活援助対策事業の推進
- 女性・母子相談の充実
- 母子父子福祉資金貸付の実施
- ひとり親の就業促進
- 貧困家庭への支援



6 高齢者福祉の充実

2025年（平成37年）に迎えるといわれている超高齢社会に向けて、高齢者一人ひとりが個々の心身の状態に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

重 (1) 円滑な介護保険制度の運営（担当課：福祉課）

3年ごとの事業計画の点検・評価・見直しのもと、要介護認定から保険給付、保険料徴収まで、総合的な運営体制の強化を図り、適正かつ円滑な運営に努めます。

重 (2) 介護保険サービスの充実（担当課：福祉課）

- ① 民間事業者との連携のもと、各種の居宅サービスや施設サービス、介護予防サービスなど、介護保険対象サービスの整備を進めるとともに、地域包括支援センターの運営を随時見直すことで、サービスの総合調整・相談体制の強化に努めます。
- ② 介護者の負担を軽減するため家族介護レスパイト^{*}事業を図ります。
- ③ 質の高いサービスを確保するために、サービスの提供状況の把握に努めるとともに、保険者機能の強化の視点から、事業者への指導・監督等を実施します。

重 (3) 介護予防生活支援事業等の推進（担当課：福祉課）

- ① 介護保険対象外の高齢者を対象とする事業として、脳活性化教室や介護予防運動教室をはじめとし、既存のサービスに加えて地域の多様な主体を活用した取り組みを推進していきます。地域の中で生きがいや役割を持って活躍できるよう、次のような事業を重点的に推進していきます。
 - 認知症予防脳活性化教室
 - 介護予防運動教室
 - 緊急通報システム整備事業
 - 成年後見制度利用支援事業

※介護レスパイト…「レスパイト」とは「小休止」の意。障がい児・者、高齢者などを在宅でケアしている家族を癒やすため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス。施設への短期入所や自宅への介護人派遣などがある。

第4章 未来に続く健康づくり

- 在宅高齢者紙おむつ支給事業
 - ボランティア支援事業
 - 家族介護教室・在宅介護者激励会事業
- ② 高齢者の居住環境の改善を含め、保健・医療・福祉・生涯学習など総合的に高齢者の生活をサポート・ケアする地域包括ケア体制の強化に努めます。
- ③ 民生委員・児童委員や社会福祉協議会、介護保険サービス事業所、医療機関、民間サービス、地域資源、その他関係機関等との連携による、高齢者の在宅生活継続支援の更なる強化を図ります。

重 (4) 高齢者の生きがい対策の推進 (担当課：福祉課)

- ① 老人クラブ活動の充実を図るとともに、シルバー人材センター活動の充実強化、さらには各種教室等で学んだ生涯学習活動成果の活用を広げ、高齢者の地域社会への参加を促進します。
- ② 地区集会施設等の身近なコミュニティ施設を活用して、高齢者の身近なふれあい活動の場の確保・充実に努めます。



7 障がい者福祉の充実

「障害者基本計画」及び「障害福祉計画」に基づき、ノーマライゼーション^{*}やリハビリテーションを基本理念として各種の障がい者福祉施策を実施するなかで、障がい者の自立と社会参加を支援し、障がいのある人が安心して暮らすことができる地域づくりを推進していきます。

重 (1) 「第2期障害者計画」・「第4期障害福祉計画」の活用 (担当課：福祉課) ……………

「巨理町第2期障害者計画」及び「巨理町第4期障害福祉計画」について、町民へ広く周知するとともに、計画に位置付けた各施策を遂行していきます。なお、「巨理町第4期障害福祉計画」において策定した、「地域生活支援拠点等の整備」については、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進します。

(2) 思いやりとコミュニケーションの促進 (啓発・広報) (担当課：福祉課) ……………

障がいの有無にかかわらず共に歩む社会を目指す「ノーマライゼーション」と、障がいのある人の社会復帰や社会参加を目指す「リハビリテーション」の理念を啓発し、福祉ボランティアの育成を図るとともに、情報のバリアフリー化に努めます。

(3) こころ豊かな暮らしの推進 (スポーツ・芸術) (担当課：福祉課) ……………

社会参加を促進するため、スポーツやレクリエーション・文化活動を通して、さまざまな人との交流を一層深められるよう、各種の催しに際し、手話通訳者の配置や車いすスペースを確保するなど、条件の整備に努めます。

(4) 自立した生活を支援する福祉の充実 (生活支援) (担当課：福祉課) ……………

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう支援体制の整備を図り、また、住み慣れた環境で安心して暮らすことができるように、障がい福祉サービス提供事業者との連携及び新規参入を促進します。

※ノーマライゼーション…障がいをもつ者ともたない者が平等に生活する社会を実現させる考え方。

第4章 未来に続く健康づくり

(5) 生きがいを持った暮らしの推進（雇用・就労）（担当課：福祉課）……………

障がいのある人が可能な限り一般の企業に就業できるよう公共職業安定所（ハローワーク）と連携するとともに、一人ひとり障がいの違いを理解してもらうためのジョブコーチやトライアル雇用の制度利用を促進します。

また、一般の企業に雇用されることが困難な障がいのある人のために、就労支援施設における福祉的就労の支援・促進に努めます。

重 (6) 障がい者の虐待防止（担当課：福祉課）……………

障がい者の虐待発生時の対応や再発防止への取り組み、関係機関との連携・調整を行うなど、様々なケースに対応します。

(7) 障がいを理由とする差別の解消（担当課：福祉課）……………

障がいのある人が日常生活や社会生活を送るうえで障壁となる事物・制度・慣行・観念など、社会的障壁の除去のための合理的配慮を行うよう、啓発に努めます。

8 社会保障等の充実

すべての町民が健康で安心して生活を送ることができるよう、年金、医療保険、生活保護制度等の社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。また、生活習慣病の発症や重症化を予防するなど、保健指導を推進し、医療費の適正化に努めます。

(1) 国民健康保険税の収納率の向上（担当課：健康推進課・税務課）

未申告者への申告指導による保険税の適正な賦課や、国保資格の得喪届けの勧奨と遡及適用の実施の徹底、納税相談の充実や個別の状況に応じた滞納処分の強化を図ります。

(2) 医療費の適正化（担当課：健康推進課）

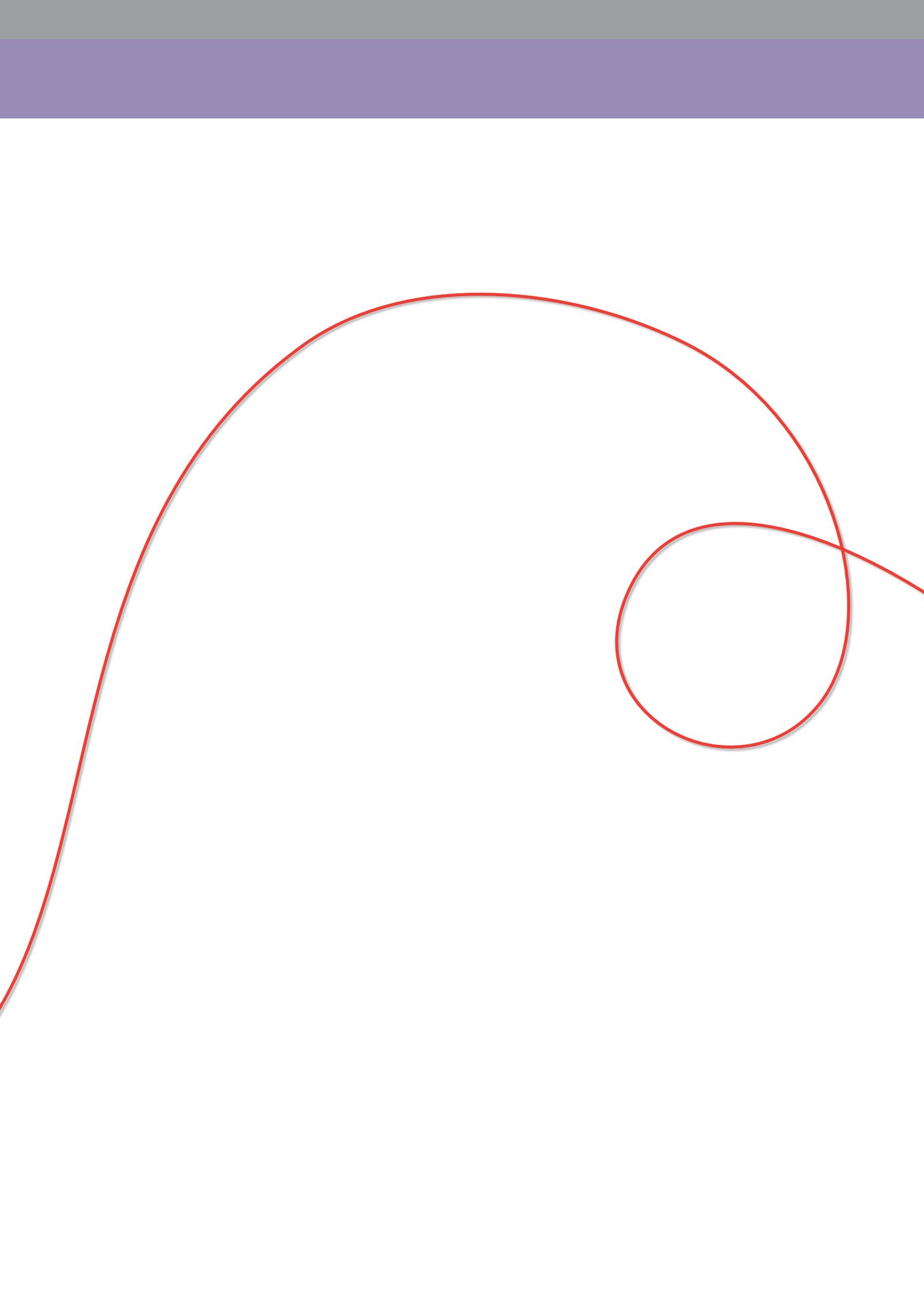
「巨理町国民健康保険 保健事業実施計画」（データヘルス計画）に基づき、レセプト等のデータを活用しながら、生活習慣病の発症や重症化予防のための保健事業を進めていきます。また、ジェネリック医薬品の普及啓発や特定健診の受診勧奨に努め、積極的に特定保健指導を推進します。

(3) 国民年金制度の推進（担当課：町民生活課）

年金受給権の確保を図るため、資格取得や年金相談時などに口座振替の勧奨や免除制度、学生納付特例制度などの周知を図るとともに、制度の啓発・普及を行います。

●(4) 生活困窮者への支援（担当課：福祉課）

生活困窮者が自立し、健康で文化的な暮らしを営むことができるよう、関係機関や民生委員・児童委員との連携のもと、相談・指導体制の充実に努めるとともに、生活保護制度等の適切な運用に努めます。





第5章
絆を深める
自治づくり

第5章 絆を深める自治づくり

1 まちづくり基本条例の活用

「巨理町まちづくり基本条例」に基づき、「巨理町協働のまちづくり計画（基本指針・基本計画）」の推進と、町民がまちづくりに参加しやすい仕組みづくりや計画掲載事業を実施していきます。

① まちづくり基本条例の活用（担当課：企画財政課）

まちづくり基本条例により、町民、町議会、行政が協働で協議を進め、協働のまちづくりが町の総意となるよう推進します。

② 「巨理町協働のまちづくり計画」の着実な実施（担当課：企画財政課）

まちづくり基本条例の趣旨を尊重し、協働のまちづくりを推進するために「まちづくり推進委員会」で検討を行い、「巨理町協働のまちづくり計画」にある行動計画に沿って、各種取り組みを着実に実施していきます。

③ まちづくり協議会の活動推進（担当課：企画財政課）

町内5地区に設立されたまちづくり協議会が策定した地域の実情に沿った地区計画への取り組みを支援します。

④ 人材育成の推進（担当課：総務課・企画財政課）

地方分権の進展、少子・高齢化、国際化、高度情報化、町民の価値観の多様化など、地方自治体を取り巻く社会経済情勢が急激に変化している中で、「巨理町人材育成基本方針」のもと、町職員等の積極的な人材育成に努めます。

2 地域協働のまちづくり体制の確立

広報・広聴活動の充実、情報公開の一層の推進、町民のまちづくりに関する様々な学習機会の提供等を通じて、まちづくりの多様な活動分野に町民等が積極的に参画できる、地域協働のまちづくり体制を確立します。

(1) 広報・広聴活動の充実（担当課：企画財政課）

- ① 行政情報を分かりやすく伝えることはもちろん、イベントの様子や人にスポットをあてた記事などをきめ細やかに伝え、町の魅力を再発見する紙面作りに努めます。
- ② 節目の年には町勢要覧を含めた冊子を刊行するとともに、復興状況など、その都度おしらせすべきことは広く周知し、にぎわいの創出へつながるよう、町内外へ町の魅力をPRします。
- ③ 巨理町公式 web サイトでは、行政情報を一目で分かりやすく伝えることはもちろん、観光情報を充実させ交流人口の増加につなげます。また、メール配信サービスでは最新の情報を直接提供できる利点を最大限に活用し、町の魅力を伝えるとともに、導入している J - A L E R T（全国瞬時警報システム）と連携して災害対応の重要性を訴え、登録を促します。
- ④ お問い合わせコーナーにお寄せいただいた貴重な意見を町政に反映するとともに、迅速な対応が必要である場合は担当部署へ連絡し、即座に対処します。

(2) 情報公開の推進（担当課：総務課）

公正で開かれた町政を推進するため、公文書の目録整備など文書管理システムの充実を進めるとともに、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、政策決定過程を含めた情報公開を推進します。



第5章 絆を深める自治づくり

重 (3) まちづくりに関する多様な分野における町民及び民間の参画・協働の促進 ……………

- ① 行政計画等の策定において、委員等の一般公募、ワークショップによる計画の策定、パブリックコメントなどの標準化を図り、各種行政計画の策定・実施・点検・見直しや、行政評価等への外部評価の導入など、住民の参画・協働を促進します。(担当課：企画財政課)
- ② 文化行事やイベントの企画・運営等への町民の参画・協働を促進するとともに、指定管理者制度の導入やPFIの検討など、公共施設の整備・管理等への町民及び民間の参画・協働を推進します。(担当課：生涯学習課・企画財政課)
- ③ 「出前講座」や「町長さんいらっしやい事業」など、まちを知るための学習機会の提供による住民の参画・協働への気運の醸成と知識の向上を促進し、若者を含めた幅広い年齢の住民がまちづくりに参加できる環境づくりを推進します。(担当課：企画財政課・生涯学習課)

3 地域活動・コミュニティ活動の充実

「まちづくり協議会」を中心にコミュニティ組織の活性化を図り、地区計画の策定や町民からのまちづくり事業の提案を実現する様々な支援制度、人材養成制度を構築し、地域活動・コミュニティ活動を充実します。

重 (1) コミュニティ活動の充実と活動拠点の整備 ……………

- ① 地域づくりの充実や地区住民の参画の機会を確保し、住民による自治を構築するため設立された「まちづくり協議会」を中心に、地域活動の活性化を促進します。(担当課：企画財政課)
- ② コミュニティ活動の拠点となるコミュニティ広場、集会施設など、住民が気軽に集える場の整備充実を図ります。(担当課：企画財政課・総務課)
- ③ コミュニティ施設については、指定管理者制度も視野に入れた地域住民による自主管理・運営の促進を図るとともに、住民がいつでも気軽に活動や利用が出来る環境整備に努めます。(担当課：企画財政課)
- ④ 行政区の見直しについては、社会環境の変化や少子高齢化等に対応するため、地区住民の意向を確認しながら検討を行います。(担当課：企画財政課)

● (2) コミュニティ活動の支援

- ① 「まちづくり協議会」のもとで地区住民が自主的・主体的に地区計画を策定し、活動を展開する地域事業に対して総合的に支援する「(仮称)地域づくり総合交付金」の確立について検討し、地域活動の活性化を促します。(担当課：企画財政課)
- ② 町民が事業の企画や改善のアイデアを提案して行政と協働して実施する「まちづくり企画提案制度」や「まちづくり団体活動支援事業」を継続して実施します。(担当課：企画財政課)
- ③ 各地域で行われている文化・スポーツ・レクリエーション活動や、社会奉仕活動を積極的に支援し、活動の活発化を促すとともに、それぞれの地域の特性をいかした新たなコミュニティ活動、地域ボランティア活動を支援します。(担当課：企画財政課)
- ④ コミュニティ活動の一環として、防災活動についても積極的に支援します。(担当課：総務課)

(3) コミュニティリーダーの育成 (担当課：企画財政課)

協働のまちづくりに向けた「コーディネーター・ファシリテーター」等の人材養成研修会を開催するほか、人材育成のための情報提供、県等が行う各種講座への参加支援など学習機会の拡充、人的支援の強化などを通じ、コミュニティリーダーの育成に努めます。

第5章 絆を深める自治づくり

4 ボランティア活動・NPO活動の充実

地域で抱える問題に対し町民自ら積極的に参加し、その問題解決や地域の自治を担っていくことが求められています。町民主体のまちづくりの基盤としてのボランティア活動・NPO(特定非営利活動団体)活動を活性化するため、情報提供や相談機能の充実、活動の場の確保、拠点づくり、リーダーの養成等に努めます。

(1) 住民意識の醸成 (担当課：企画財政課)

関係機関と連携して、ボランティア活動やNPOに関する相談、情報提供を充実するとともに、これらの活動に対する社会の理解と協力を深めるため、広報・啓発活動の推進や講座・教室等の開催、団体・個人の顕彰などに努めます。

重 (2) 住民活動促進に向けた総合的な条件整備 (担当課：総務課・福祉課・企画財政課)

- ① 「新しい公共」の担い手として、ボランティアやそのリーダー、コーディネーターの養成・確保を図り、さらには、地域住民の町政参画を推進するために社会福祉協議会や関係機関と連携した各種事業を行います。
- ② 災害時の支援活動をはじめ、各種の活動が円滑に展開できるよう、住民活動の窓口の一元化を図り、ボランティア相互のネットワークの強化を促進するとともに活動・交流の場の確保に努めます。



5 人権尊重・男女共同参画社会の推進

人権教育の推進、人権意識の啓発・相談活動の推進を図るとともに、「男女共同参画基本計画」に沿って具体的な男女共同参画社会づくりへの啓発と事業実施に努めます。

(1) 人権教育の推進

- ① 子どもたちが健やかに育まれる環境づくりを家庭・地域において推進していくとともに、学校においても人権尊重の理念について理解を促し、一人ひとりを大切にする教育を計画的に推進します。
(担当課：町民生活課)
- ② 人権が尊重される社会を目指した人権教育・実践活動を学校教育と社会教育が連携を密にして、総合的に推進します。(担当課：町民生活課・生涯学習課・学務課)

(2) 人権意識の啓発・相談活動の推進 (担当課：町民生活課)

- ① 毎月の定例の相談活動の一層の推進、「法の日」週間や人権週間など、時期を捉えた広報や啓発活動の推進に努めます。
- ② 人権擁護活動の推進のため、関係機関や人権擁護委員、民生委員・児童委員等と連携しながら、指導者の養成や人権相談などの充実に努めます。

(3) 男女共同参画社会の推進 (担当課：企画財政課)

男女共同参画社会の実現に向け、「巨理町男女共同参画基本計画」に基づき男女共同参画を推進します。また、各種委員会や職場での管理職に女性が占める割合を上げるよう、啓発活動に努めます。

第5章 絆を深める自治づくり

6 防災対策、消防・救急対策の充実

「地域防災計画」並びに「国民保護計画」の指針に沿って、大規模災害に備えた地域防災体制の整備充実を進めるとともに、自主防災組織の確立と防災訓練等による町民の意識啓発を図るほか、消防・救急体制の整備充実や、治山・治水・津波対策等災害に備えたまちづくりを総合的に推進します。

(1) 「地域防災計画」等の指針の活用（担当課：総務課）

- ① 「地域防災計画」、「初動対応マニュアル」に基づく各課の行動計画について、防災訓練等を通じて、職員一人ひとりが自分たちの役割を認識するとともに、町民への周知や教育訓練を進め、災害対応力の向上を図ります。
- ② 武力攻撃等の緊急事態に対応するため、「国民保護計画」に基づく施策を計画的に推進します。

重 (2) 防災体制の整備充実

- ① 県の総合防災情報システムや震度情報ネットワークシステム等の活用と、町防災行政無線設備の増設・更新を図り、町民や観光客などに対する防災情報伝達システムの充実を図ります。（担当課：総務課）
- ② 災害の発生時またはその発生が予想される場合の避難の際に、より円滑かつ安全に避難できるよう、避難場所及び避難経路の確保と周知徹底を図ります。特に、避難誘導標識については、主要道路に設置するよう今後も場所の選定、補助事業等を活用しながらの整備に努めます。（担当課：総務課・都市建設課）
- ③ 大規模災害に備え、備蓄倉庫などの防災施設の整備・確保を図るとともに、食料品や飲料水をはじめ、各種資機材の備蓄を進めます。また、大規模災害により水道水が使えなくなった場合は、飲料水として適さない井戸水でも、生活用水として活用することを想定し、定期的な水質検査を実施して災害時に備えます。（担当課：総務課）
- ④ 「自分たちのまちは自分たちで守る」を合言葉に、町内全地域での自主防災組織の結成並びに自主防災会連絡協議会の育成・強化に取り組みます。また、消防本部と連携のうえ、自主防災意識の高揚を図りながら、自主防災組織での防災マップの作成、自主防災訓練の実施や、災害時に要配慮者の避難行動が円滑に行えるよう支援していきます。（担当課：総務課・福祉課）
- ⑤ 災害発生に備えての対応、被害の拡大防止のために、関係機関（防災機関、警察、福祉・医療機関等）や県内外の自治体、民間企業との連携強化を図ります。（担当課：総務課）



(3) 治山・治水・津波・浸水対策の促進 ……



- ① 関係機関と連携し、水害危険区域における河川改修の促進、地すべり防護体制や予防型の治山体制の充実、高潮対策や海岸保全施設の整備など、治山・治水・津波対策を促進します。また、津波対策の一環として、漁船など船舶の保護については、関係機関と協議し、安全管理に努めます。(担当課：総務課・都市建設課・農林水産課)
- ② 雨水・浸水防止対策として、公共下水道事業（雨水）の推進、既存水路や調整池の整備を図ります。(担当課：上下水道課・都市建設課)

(4) 消防体制の整備充実 (担当課：総務課) ……

- ① 各消防団間の交流活動や合同訓練により、団員相互の交流を深め、魅力ある消防団づくりを進めるとともに、団の活性化を図るため若年層の団員確保に努めます。
- ② 消防力の強化と無水利地域解消のため、防災貯水槽及び消火栓の整備を推進します。また、大規模災害により消防水利の確保が困難になった場合は、河川、井戸水等の自然水利の活用について検討します。
- ③ 消防団の装備の充実を図るため、更新の時期を迎える車輛について、使用頻度を加味しながら更新します。
- ④ 常備消防については、広域的連携を図って計画的に施設・設備の整備充実、高度化の推進を図ります。

(5) 救急・救命体制の整備充実 ……

- ① 広域消防本部との連携を図り、火災、交通事故、急病等の救急需要に迅速かつ的確に対応できる体制の確立に努めます。(担当課：総務課)
- ② 救急隊が到着するまでの対応として、AED使用を含めた応急手当技術の普及に努めます。(担当課：総務課)
- ③ 高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者世帯あるいは寝たきりの高齢者や障がい者など、災害時要配慮者の増加に対し、自主防災組織などの関係機関との連携を強化し、災害時の支援体制の確立及び充実を図ります。(担当課：総務課・福祉課)

第5章 絆を深める自治づくり

7 交通安全・防犯・消費者対策の充実

交通安全教育の徹底や飲酒運転根絶等交通安全意識の高揚に努めるなど、交通安全対策を積極的に推進するとともに、防犯協会や警察と連携した防犯対策を行います。また、賢い消費者意識の啓発を図りながら、消費者被害防止や消費者保護に努めます。

(1) 交通安全教育の充実 (担当課：総務課)

- ① 幼稚園、保育所、学校、企業を対象に、交通安全教室・講習会等を開催するとともに、交通指導隊による街頭啓発活動を実施し、交通安全教育の徹底や飲酒運転根絶の浸透・普及に努めます。
- ② 高齢者による交通事故増加対策として、高齢者運転講習会、老人クラブ会員に対する交通安全教室を開催するなど、警察と連携しながら啓発普及に努めます。

(2) 交通安全施設・除雪対策の整備充実 (担当課：都市建設課)

- ① 交通安全確保を図るため、町内全域の道路を対象に交通安全施設（防護柵、道路反射鏡等）の整備を促進するとともに、交通危険箇所の改良に取り組みます。
- ② 冬期間における主要町道・通学路の除雪対策の充実に努めます。

(3) 防犯対策の推進 (担当課：総務課)

- ① 自主防犯の意識の高揚を図るとともに、防犯協会や警察との一層の連携、防犯実働隊による夜間パトロールの実施など、防犯活動の強化を行います。
- ② より効果的な防犯灯設置が進められるよう、防犯灯の新增設・修理や維持・管理にかかる補助制度の継続を図ります。

(4) 消費者教育・啓発の推進 (担当課：町民生活課)

関係機関との連携のもと、広報紙やパンフレット等の活用、消費者教室の開催を通じて消費者教育・啓発、消費生活情報の提供を進め、消費者意識の高揚と知識の向上を促進します。



8 行政運営の改革の推進

町民に信頼され、安心して生活できる行政運営を進めるため、行政評価制度の活用や行政改革に係る指針等に沿って、行政運営の効率化に努めます。

(1) 定員管理の適正化と行財政改革等 ……………

- ① 「定員適正化計画」に基づく定員管理や事務改善により、無理・無駄のない柔軟な組織体制づくりや、町職員等の資質向上を図るための各種研修を進め、行政組織の効率化を推進し、行財政改革に努めます。(担当課：総務課)
- ② 「行政改革大綱実施計画（集中改革プラン）」に基づき、全庁的な行政改革に努めます。(担当課：企画財政課)

(2) 行政評価制度の活用による事務事業の見直し (担当課：企画財政課) ……………

効率的な行政運営と質の高い行政サービスを提供するため、今後とも、行政評価制度の活用により、町民の視点に立ち、事務事業の見直し等を進め、効率的な事業運営に努めます。

(3) 民間活力の活用による住民サービスの向上促進 (担当課：企画財政課) ……………

多様化・高度化する行政需要に的確に対応するため、行政事務のクラウド化[※]や指定管理者制度導入可能施設を検討するなど、民間活力の活用による効率的な事務事業の運営や、情報化による事務処理の迅速化等に努め、住民サービスの向上を図ります。

(4) 事務処理のレベルアップと行政手続きの透明化 (担当課：企画財政課) ……………

庁内情報システムの充実等を図り、各種会議、研修会、講習会等の連絡調整や事務処理のレベルアップと信頼性の確保に努めます。また、電子自治体化の推進と情報セキュリティの充実強化を図ります。

※クラウド化…ソフトウェアやデータ、あるいはそれらを提供するための技術基盤（サーバなど）を、インターネットなどのネットワークを通じて必要に応じて利用者に提供するサービスのこと。

第5章 絆を深める自治づくり

9 財政運営の効率化

事務事業の徹底的な見直しと経常経費の削減に努め、限られた財源を有効に活用し、事業効果を最大限に引き出すため、事業の優先度・緊急度・事業効果等を総合的に判断し、計画的な財政運営を図ります。また、町税の適正な賦課・徴収に努めます。

重 (1) 財政計画に基づく事業推進 (担当課：企画財政課)

限られた財源を有効に活用し、事業効果を最大限に引き出すため、事業の優先度・緊急度・事業効果等を総合的に判断し、財政計画に基づき計画的な行政運営を図ります。

重 (2) 重要施策の選択と集中 (担当課：企画財政課)

事務事業の徹底的な見直しと経常経費の削減に努め、その財源を重要かつ有効な事業に対して重点的に、かつ適正に配分し、財政の簡素化・効率化・健全化を図ります。

重 (3) 自主財源の充実強化等

- ① 国・県支出金などの特定財源については、行財政制度の動向等を的確に把握して補助制度の有効活用を図るとともに、町税については適正な賦課・徴収や個別の状況に応じた滞納処分の強化を図ります。
(担当課：税務課・企画財政課)
- ② 使用料などの受益者負担のあり方も再検討し、適正化・公平化により自主財源の確保と充実に努めます。
(担当課：企画財政課)
- ③ 町民の共通財産である町有未利用地について、売却促進などによる効率的な運営を図ります。
(担当課：企画財政課)

10 広域行政の推進

住民の生活圏の広域化に対応するため、その役割を十分に踏まえた中で、周辺市町村との連携を強化し、合理的、効果的な広域行政の推進を図ります。

(1) 広域行政の推進

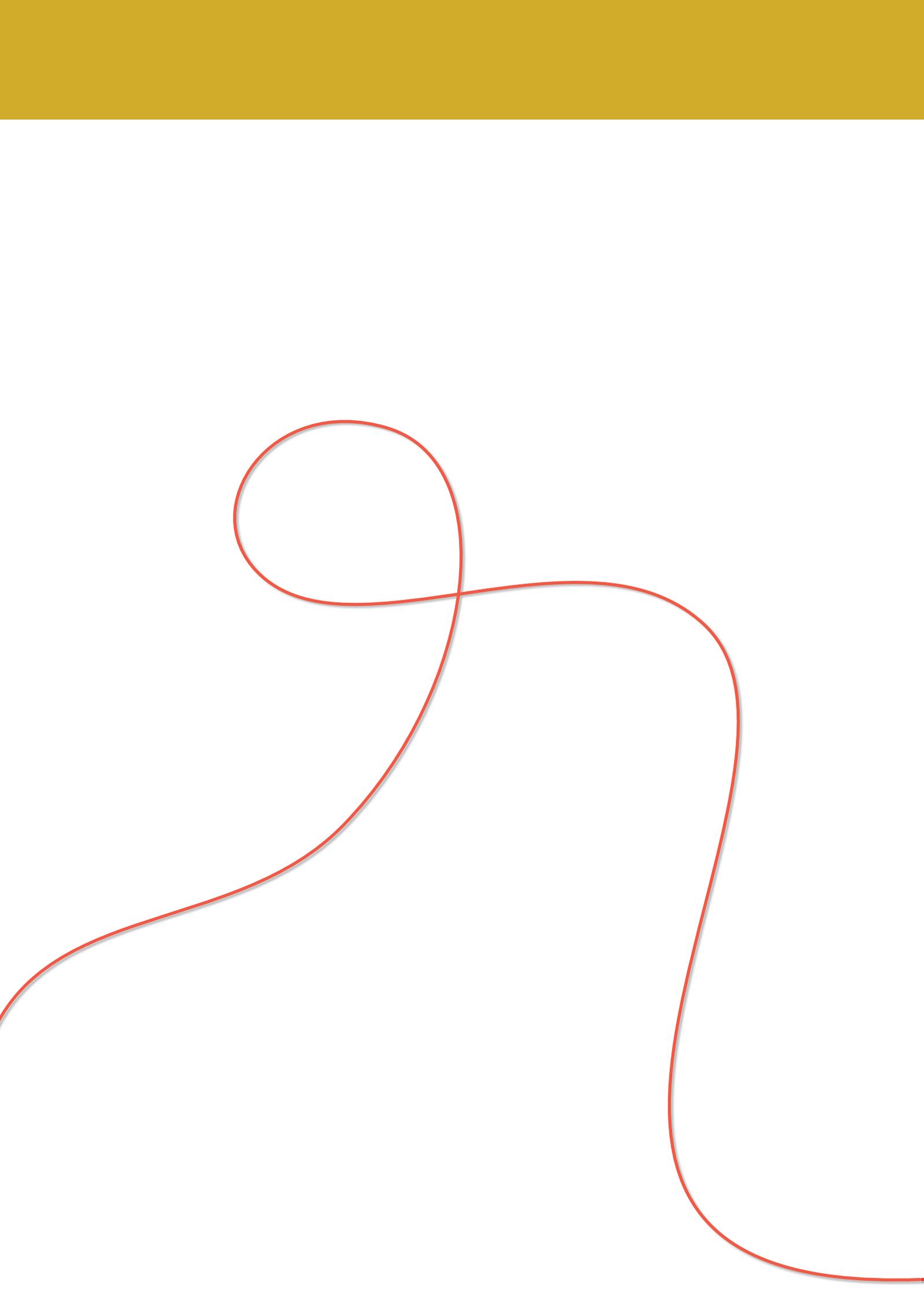
- ① 消防やごみ処理、し尿処理等に関する各一部事務組合の共同事業については、今後も広域体制を確保維持して、広域行政を推進します。(担当課：総務課・町民生活課)
- ② 多様化する行政ニーズに対応するため、近隣市町を含めた広域行政での活動等を推進します。(担当課：企画財政課)
- ③ 市町村合併については、調査研究を続けます。(担当課：企画財政課)

(2) 多様な地域連携の推進 (担当課：企画財政課)

近隣自治体との文化・スポーツ施設等の相互利用やネットワーク化、イベントなどのソフト事業の共催など、広域行政の枠組みにとらわれない多様な地域連携を推進します。

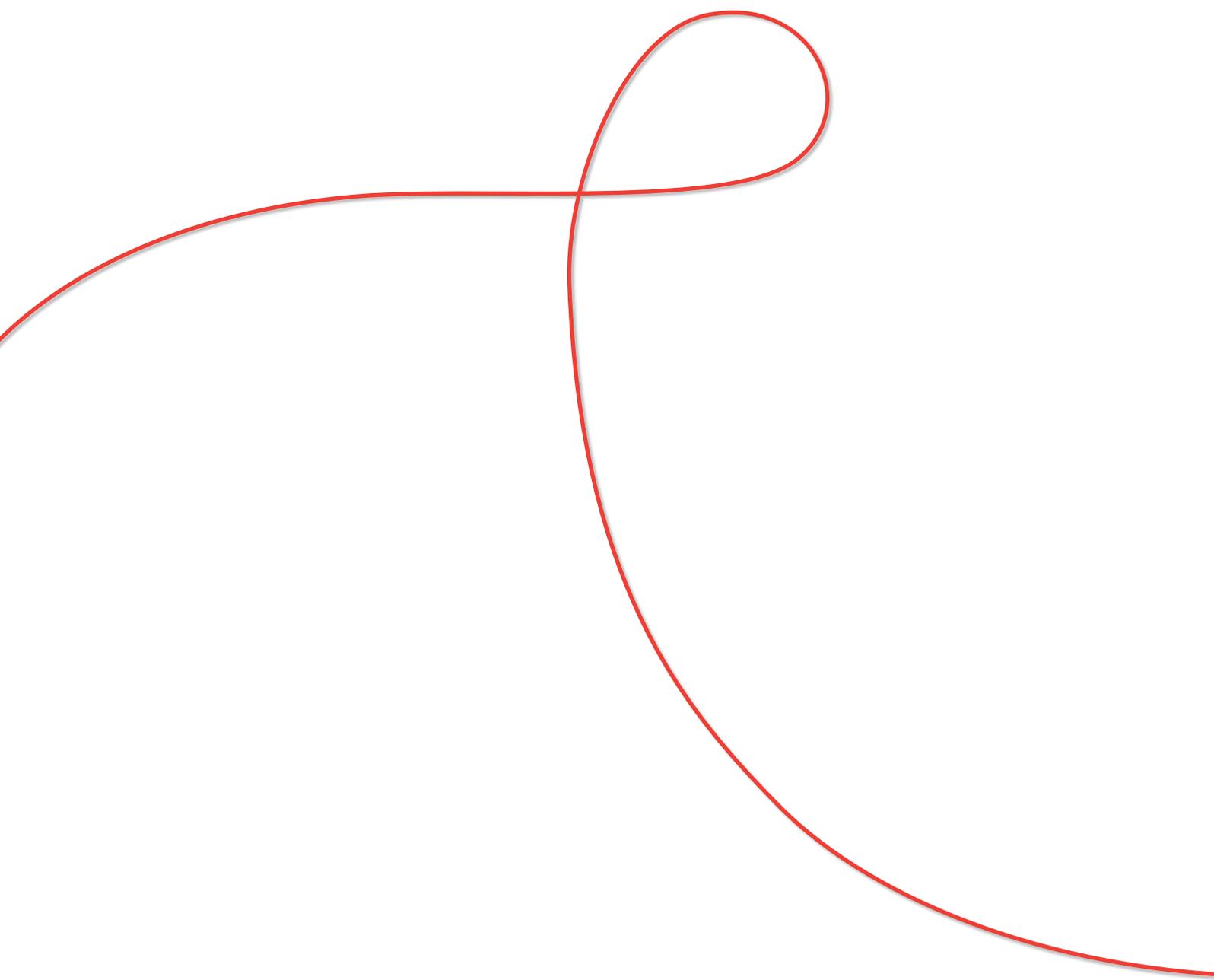
(3) 国・県との連携強化 (担当課：企画財政課)

国・県との役割・機能の分担については、財源を含めて調整し、多様な分野で連携を強めて総合的な地域の発展を推進します。



資料





1 巨理町総合発展計画審議会条例

昭和50年7月15日

条例第31号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、巨理町総合発展計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて巨理町長期総合発展計画の策定に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員60人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 関係行政機関及び各種団体を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 町長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命された時における当該身分を失った場合は委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年12月17日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月29日条例第33号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

2 巨理町総合発展計画審議会委員名簿

(◎：会長、○：副会長)

| | 役職等 | 氏名 | 備考 |
|----|---------------------|--------|-----------|
| 1 | 宮城大学事業構想学部 副学部長 教授 | ◎風見 正三 | |
| 2 | 宮城大学食産業学部環境システム学科教授 | 郷古 雅春 | |
| 3 | 巨理地区行政事務組合消防本部消防長 | 菊地 英夫 | |
| | | 松本 邦彦 | 平成27年5月から |
| 4 | 宮城県巨理警察署 代表 | 千葉 好 | |
| | | 阿部 徹 | 平成27年5月から |
| 5 | 巨理町災害防止協議会長 | 八木 昌征 | |
| 6 | 巨理町婦人防火クラブ連合会長 | 菅生 和子 | |
| | | 穴戸 まり | 平成27年5月から |
| 7 | 巨理地区区長会長 | ○伊藤 建夫 | |
| | | 鈴木 正一 | 平成27年5月から |
| 8 | 吉田地区区長会長 | 岩佐 裕昭 | |
| | | 三戸部 哲二 | 平成27年5月から |
| 9 | 荒浜地区区長会長 | 武者 幸治 | |
| | | 渡部 幸造 | 平成27年5月から |
| 10 | 逢隈地区区長会長 | 三品 知之 | |
| 11 | 巨理地区まちづくり協議会長 | ○伊藤 建夫 | |
| 12 | 荒浜地区まちづくり協議会長 | 鎌田 幸夫 | |
| 13 | 吉田西部地区まちづくり協議会長 | 小山 信悦 | |
| 14 | 吉田東部地区まちづくり協議会長 | 佐藤 實 | |
| 15 | 逢隈地区まちづくり協議会長 | 村上 收 | |
| 16 | 巨理町民生委員・児童委員協議会長 | 横山 敏彦 | |
| 17 | 巨理町老人クラブ連合会長 | 渡邊 信秋 | |
| 18 | 子ども・子育て支援審議会 | 志賀 力 | |
| 19 | わたりっ子を育てる会会長 | 伊藤 幹代 | |
| 20 | 巨理郡医師会長 | 大友 弘美 | |
| 21 | 巨理町食生活改善推進員協議会長 | 清野 珠美子 | |
| 22 | 巨理町農業委員会会長 | 青柳 俊一 | |
| | | 齋藤 勇紀 | 平成27年2月から |
| 23 | 巨理土地改良区理事長 | 三品 幸徳 | |
| | | 日下 清一 | 平成27年5月から |
| 24 | みやぎ巨理農業協同組合代表理事組合長 | 岩佐 國男 | |
| | | 村山 裕一 | 平成27年7月から |

| | 役職等 | 氏名 | 備考 |
|----|--------------------------|------------|-----------|
| 25 | みやぎ巨理農業協同組合女性部長 | 安住 郁子 | |
| 26 | 認定農業者協議会会長 | 片平 洋之 | |
| 27 | 巨理町農産加工推進協議会会長 | 小野ひで子 | |
| 28 | 宮城県漁業協同組合仙南支所巨理運営委員長 | 菊地 伸悦 | |
| 29 | 宮城県漁業協同組合仙南支所巨理水産加工研究会会長 | 木村 光子 | |
| 30 | 巨理ロータリークラブ 代表 | 櫻井 隆 | |
| 31 | 巨理ライオンズクラブ 代表 | 黒崎 敏郎 | |
| 32 | (社)あぶくま青年会議所 代表 | 佐藤 英治 | |
| 33 | 巨理山元商工会会長 | 丸谷 由郎 | |
| 34 | 巨理山元商工会女性部長 | 丸子キヨ子 | |
| 35 | 巨理山元商工会青年部長 | 刈谷 文俊 | |
| | | 伊藤 喜仁 | 平成27年5月から |
| 36 | 巨理町教育委員会委員長 | 佐藤 正行 | |
| 37 | 巨理町地域婦人団体連絡協議会会長 | 小野 典子 | |
| 38 | 巨理町芸術文化協会会長 | 大堀 欣七 | |
| 39 | 巨理町PTA連絡協議会会長 | 三品 裕也 | |
| 40 | 巨理町スポーツ振興審議会会長 | 樋口久美子 | |
| 41 | NPO法人 セリアの会理事長 | セリア・ダンケルマン | |
| 42 | 公募委員 | 穴戸 法男 | |
| 43 | 公募委員 | 大久 邦夫 | |
| 44 | 公募委員 | 門馬恵美子 | |
| 45 | 公募委員 | 木村 一行 | |
| 46 | 公募委員 | 齋藤 博志 | |
| 47 | 公募委員 | 伊藤美和子 | |
| 48 | 公募委員 | 尾本とも代 | |
| 49 | 公募委員 | 太細 正志 | |
| 50 | 公募委員 | 鈴木 一江 | |
| 51 | 公募委員 | 紅林 すゞ子 | |

3 第5次巨理町総合発展計画策定経過

| 日付 | 項目 | 内容 |
|-------------------|--------------------------|--|
| 平成26年 6月9日 | 総合発展計画策定に係る トップインタビュー | |
| 平成26年 7月4日～21日 | アンケート調査の実施 | ・町内の2,000名を対象に配布し、936名から回答（回収率46.8%）を得ました。 ・内容は町民満足度、意向・要望等の調査です。 |
| 平成26年 9月30日 | 第1回審議会 | 会長に風見正三さん、副会長に伊藤建夫さんを選出し、策定の基礎資料となる巨理町の現況や今後のスケジュールなどについて確認しました。 |
| 平成26年 11月4日 | 第2回審議会 | 総合発展計画に係る住民アンケート調査（平成26年7月実施）の結果や第4次総合発展計画後期基本計画の達成状況、町内の復旧・復興の状況について報告し、方向性や課題等を確認しました。 |
| 平成26年 11月26日 | 巨理町議会 総務常任委員会 | アンケート調査結果及び施策実施状況調査結果について説明しました。 |
| 平成26年 12月1日 | 巨理町議会 全員協議会 | アンケート調査結果及び施策実施状況調査結果について説明しました。 |
| 平成26年 12月19日 | 第3回審議会 | これまでの審議経過を踏まえ、巨理町の将来の姿やまちづくりの方向性、「巨理らしさ」について協議しました。 |
| 平成27年 2月19日 | 第4回審議会 | 前回に引き続き「まちの将来像」「将来像実現のための基本施策」について話し合われました。その結果、各地域の特色を活かすまちづくりを考えながら議論を進めることになりました。また、「総務部会」「産業部会」「まちづくり部会」「保健福祉部会」「教育部会」の設置が承認され、それぞれの部会長、副部会長を選任しました。 |
| 平成27年 5月14日 | 第1回 各部会 | 担当分野への意見・提案について、ワークシートと付箋を用いて、部会ごとにアイデア出しを行いました。 |
| 平成27年 6月25日 | 第2回 各部会 | 前回の検討結果をもとに、部会ごとに内容の精査を行うとともに、特に優先的に実施すべき施策について検討しました。 |
| 平成27年 7月21日 | 各部会長会議 | 各部会長により、検討結果の確認と意見交換を行い、部会長間での意見の共有を行いました。 |
| 平成27年 7月28日 | 第3回 各部会 | これまでの検討結果をもとに、推進体制における課題等の検討と、部会ごとのキャッチフレーズ（案）を検討しました。 |
| 平成27年 10月20日 | 第5回審議会 | これまでの審議会において審議してきた内容を取りまとめて作成した基本構想骨子の内容等について、意見交換を行いました。 |
| 平成27年 11月24日 | 第6回審議会 | これまでの審議結果から第5次巨理町総合発展計画基本構想・基本計画の素案を作成し、文言等を再度確認・修正のうえ町へ答申することになりました。 |

| 日付 | 項目 | 内容 |
|--------------------------------|--|------------------------------------|
| 平成27年 11月25日 | 巨理町議会 総務常任委員会 | 第5次巨理町総合発展計画骨子について説明及び質疑応答を行いました。 |
| 平成27年 12月1日 | 巨理町議会 全員協議会 | 第5次巨理町総合発展計画骨子について説明及び質疑応答を行いました。 |
| 平成27年 12月18日 | 巨理町総合発展計画 審議会より答申 | |
| 平成28年 1月20日 | 第5次巨理町総合発展計 画(案)に対する パブリックコメント (意見募集) | |
| 平成28年1月 20日、21日、 25日、26日 | 第5次巨理町 総合発展計画(案) 住民説明会 | |
| 平成28年 2月12日 | 巨理町議会 全員協議会 | 第5次巨理町総合発展計画(案)について説明及び質疑応答を行いました。 |
| 平成28年 3月2日 | 巨理町議会3月定例会 | 第5次巨理町総合発展計画が議決されました。 |



第5次巨理町総合発展計画

平成28年3月 策定

平成28年4月 発行

巨理町

〒989-2393 宮城県巨理郡巨理町字下小路7番地4

TEL: 0223-34-1111 (代表)

企画・編集・印刷 巨理町役場 企画財政課





わたりちょう

